



第1次
小 鹿 野 町
総 合 振 興 計 画
 平成21年度～平成30年度
後 期
基 本 計 画

発行／小鹿野町役場
 〒368-0192 埼玉県秩父郡小鹿野町小鹿野 89 番地
 電話 0494-75-1221 (代表) FAX 0494-75-2819
 E-mail : ogano@town.ogano.lg.jp

第1次 小鹿野町総合振興計画 後期基本計画

小鹿野町

花と歌舞伎と名水の町

第1次
小 鹿 野 町
総 合 振 興 計 画
 平成21年度～平成30年度
後 期
基 本 計 画

小鹿野町

策定にあたって



我が国は、バブル崩壊以降、長期にわたるデフレ経済や世界的不況による金融危機、未曾有の災害となった東日本大震災など厳しい時代を経験してきました。

また、少子化による人口減少や高齢化の進行によるコミュニティ機能の低下は、もはや中山間地域等に限られた問題ではなくなっています。共助など地域力を維持していくことは、危機管理における体制整備の意味からも急務であり、社会保障制度などの抜本的改革とともに大きな課題となっております。

一方、経済情勢においては、国際経済の持ち直しや堅調な国内需要などに支えられ、株価の回復や円高傾向の抑制、デフレ経済からの脱却機運の高まりなど、消費増税による不透明感をはらんでいるものの、東京オリンピック・パラリンピックの開催決定も追い風となり、長期的な景気低迷から好転する兆しを見せ始めています。

小鹿野町は、このような社会環境のもとで平成17年10月の2町村による合併以来、地域の実情等を考慮しながら計画的な行財政運営に努め、住民との協働や創意工夫によるまちづくりを進めてまいりました。後期基本計画は、第1次小鹿野町総合振興計画基構想と前期基本計画の理念を引き継ぎ、これまでのまちづくりの成果を踏まえ、新しい時代に対応する町を築いていくため策定したものです。

これからも、一人ひとりが町に誇りと愛情を持ち、安心して健やかに生活できる「生き・生き小鹿野のまちづくり」を推進し、住んで良かったと感じていただける「人と自然が共に輝く活気あふれる町」の実現に全力で努めてまいります。町民の皆様には、より一層のご指導とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

終わりに、本計画の策定にあたり、ご協力いただきました関係各位に心から御礼申し上げます、あいさつといたします。

平成26年3月

小鹿野町長 福 島 弘 文

第1次

小鹿野町

O g a n o t o w n

総合振興計画

花と歌舞伎と名水の町

目次

序文

1	計画策定の趣旨	2
2	計画の構成と期間	2
3	町の概況	3
	(1) 位置と地勢	3
	(2) 町の沿革	5
	(3) 人口	5
	◇ 人口と世帯	5
	◇ 年齢3区分別人口	6
	◇ 産業別人口	6
	(4) 山間地域の過疎化	7
	(5) 町の財政状況	8
4	社会の変化	8
	(1) 人口減少と少子化・高齢化	8
	(2) 高度情報化の進展	8
	(3) 環題問題	9
	(4) 社会情勢・意識の多様化	9
	(5) 地方分権	9
5	小鹿野町の課題	10
	(1) 危機管理体制の整備	10
	(2) 教育施設整備グランドデザインの計画的推進	10
	(3) 町民の命と健康を守る保健・福祉・医療の推進	11
	(4) 観光施策の積極的推進	11
	(5) 公共施設のアセットマネジメントの推進	12
	(6) 行財政改革・広域行政の推進	12

基本構想

第1章 小鹿野町の将来像	14
人と自然が共に輝く活気あふれる町	14
◇ 花と歌舞伎と名水の町	14
◇ 子どもを生き育てることに夢をもてる町	15
◇ みんな元気に健康一直線の町	15
第2章 基本理念	16
◇ 安心 町民が安心して生活できる町	16
◇ 自立 自立した豊かな町	16
◇ 協働 町民と行政が手をたずさえる協働のまちづくり	16
第3章 基本施策	17
(1) 自然と歴史に囲まれた住みよい生活環境整備	17
(2) 健康と福祉のまちづくり	20
(3) ふるさとの明日を担う心豊かな人づくり	21
(4) 地域に根ざした活気あふれる産業づくり	22
(5) 人口を増加させ、住民が生き生きと暮らす活気あるまちづくり	24
第4章 主要指標の見通し	25
◇ 将来人口と世帯数	25
◇ 土地利用	26
◇ 財政指標	31
◇ 中心市街地の整備促進	32
第5章 計画達成のために	33
◇ 実現性の高い計画づくり	33
◇ 効率的な行財政の経営	33

後期基本計画

第1章	自然と歴史に囲まれた住みよい生活環境整備	37
第1節	土地利用の推進	39
第2節	地域整備	43
第3節	道路網の整備	44
第4節	公共交通の維持	47
第5節	住宅の整備	50
第6節	生活環境の整備	52
第7節	公園・緑地の整備	57
第8節	環境保全	59
第9節	安全の確保	62
第10節	情報化の推進と情報通信基盤の整備	67
第2章	健康と福祉のまちづくり	71
第1節	社会福祉	73
第2節	保健	76
第3節	医療	79
第4節	社会保障	82
第3章	ふるさとの明日を担う心豊かな人づくり	85
第1節	生涯学習	87
第2節	幼児教育	89
第3節	学校教育	92
第4節	県立小鹿野高等学校との連携	98
第5節	芸術・文化活動	100
第6節	文化財	104
第7節	スポーツ・レクリエーション	108
第8節	児童・青少年の育成	110
第9節	コミュニティ・ボランティア活動の推進	112
第10節	男女共同参画社会の確立	114
第11節	人権教育の推進	116
第12節	交流活動の促進	117
第4章	地域に根ざした活気あふれる産業づくり	119
第1節	農業	121
第2節	林業	125
第3節	商業	127
第4節	鉱工業	130
第5節	観光	132
第6節	健康・福祉事業	136
第7節	就業環境	137
第8節	消費者保護対策	138
第5章	計画の推進	139
第1節	住民参加によるまちづくり	141
第2節	行財政改革	143
第3節	広域行政の推進	147
第4節	国・県との連携	148

序 文



1 計画策定の趣旨

後期基本計画は、前期基本計画に引き続き、「第1次小鹿野町総合振興計画基本構想（平成21年度～平成30年度）」に定める町の将来像「人と自然が共に輝く活気あふれる町」の実現を目指し、町行政を分野ごとに体系化し、まちづくりの方向性や主要施策についてまとめたもので、次の5つの基本施策を推進していくものです。

- 自然と歴史に囲まれた住みよい生活環境整備
- 健康と福祉のまちづくり
- ふるさとの明日を担う心豊かな人づくり
- 地域に根ざした活気あふれる産業づくり
- 人口を増加させ、住民が生き生きと暮らす活気あふれるまちづくり

また、前期基本計画の成果を評価し、積み残しになっている課題については、社会経済情勢の変化を踏まえて検討し、後期基本計画に反映させます。

更に、後期基本計画では、危機管理体制の整備、教育施設整備グランドデザインの計画的推進、町民の命と健康を守る保健・福祉・医療の推進、観光施策の積極的推進、公共施設のアセットマネジメントの推進、行財政改革・広域行政の推進の5つの主要課題について全体計画に取り入れます。

2 計画の構成と期間

基本構想と基本計画は、中長期的な展望に立った総合的・計画的な行政経営を図るための指針となるもので、国・県などの計画や、新町建設計画との整合性を保ちながら、次の3つの考え方を基本に策定したものです。

- 安心……町民が安心して生活できる町
- 自立……自立した豊かな町
- 協働……町民と行政が手をたずさえる協働の町づくり

本計画は、基本構想・基本計画・実施計画により構成します。

◇ 基本構想

基本構想は、小鹿野町の将来像を描き、町政経営の方針を示したものです。計画期間は、平成21年度を初年度とし、平成30年度を目標とした10年間です。

◇ 基本計画

基本計画は、基本構想で定めた将来像を実現するために施策の大綱を体系化し、具体的な施策を示した計画書で、前期と後期の計画期間は各5年間です。ただし、急激な社会情勢の変化に対応するため、必要に応じて見直しを行います。

◇ 実施計画

基本計画に示した具体的な施策を効率的に実施するために、財政状況や緊急性などを勘案しながら、具体的な事務事業を明確にするものです。計画期間は3年とし、1年ごとに事務事業における内容の調整を行います。

❖ 計画の構成と期間

年度 計画	平成21年度 (2009年)	平成22年度 (2010年)	平成23年度 (2011年)	平成24年度 (2012年)	平成25年度 (2013年)	平成26年度 (2014年)	平成27年度 (2015年)	平成28年度 (2016年)	平成29年度 (2017年)	平成30年度 (2018年)			
基本構想	基本構想												
基本計画	前期基本計画					後期基本計画							
実施計画	実施計画												
	実施計画												
	実施計画												
	実施計画												
	実施計画												
	実施計画												
	実施計画												
	実施計画												

3 町の概況

(1) 位置と地勢

小鹿野町は、秩父多摩甲斐国立公園において秀でた山容を形成する日本百名山の両神山、日本一といわれるセツブンソウの自生地、日本の滝百選の丸神の滝、平成の名水百選の毘沙門水など、およそ現代人の心を和ませてくれる美しい自然と里山の景観や魅力を備えています。本町は、埼玉県の西北部に位置し、平成17年10月1日の合併により171.45km²と、県内の町村では最も広い面積で、広大な山岳地域を有しています。

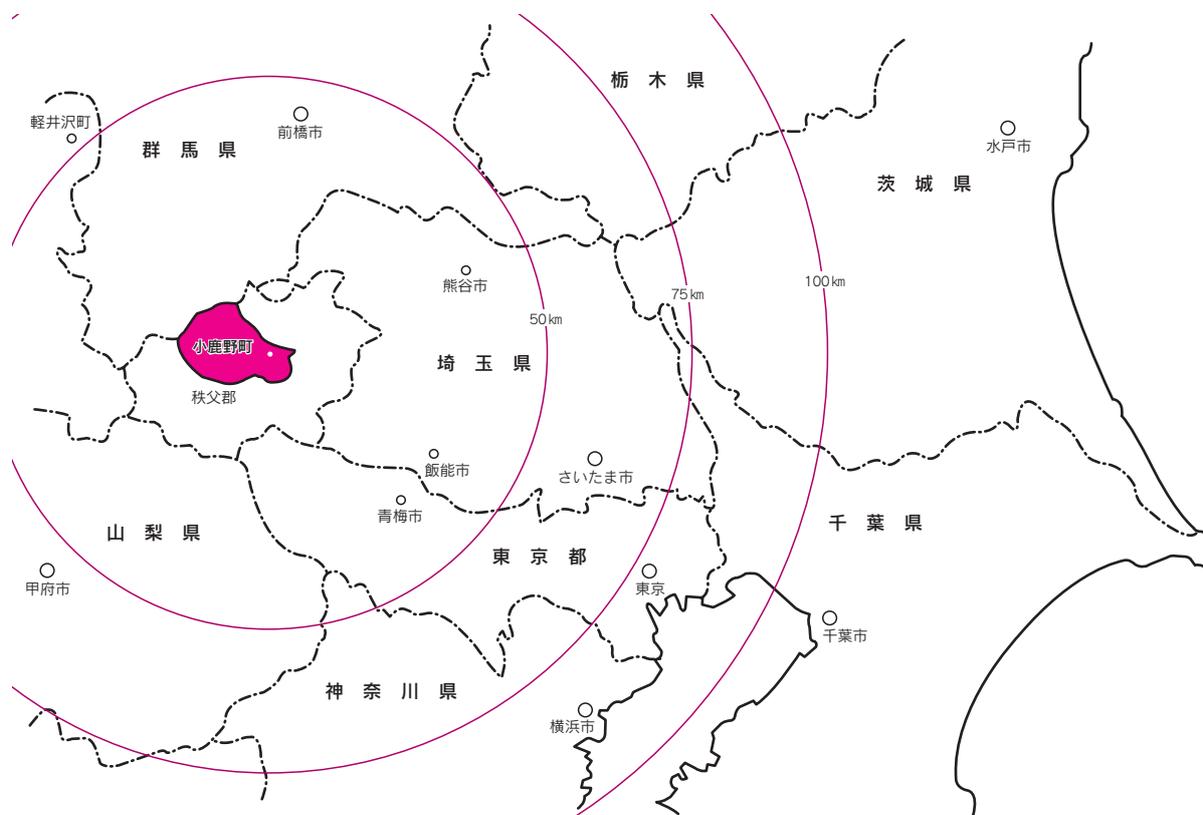
この地域を地質学上で概観すると、三山地区から西側は中・古生層からなる秩父帯と山中地溝帯が分布し、その東側には「ようばけ」に見られるとおり、秩父盆地を構成する第三紀層になっています。ここからは、世界的にも珍しいカバの仲間では大型ほ乳類の「パレオパラドキシア」や、魚類の一種である「チチブサワラ」などの化石が発見されています。

気象条件は、夏は35度以上の気温になる反面、冬は零下10度前後まで下がり、年間を通じて寒暖の差が著しい地域です。海拔の最高点は両神山頂の1,723.5mで、小鹿野町役場が248mとなっています。

❖町の優れた自然景観

内 容	場 所	指 定 年 月 日 等
日本観光地百選 日 本 百 名 山	両 神 山〔1,723.5m〕	昭和25年10月10日入選 秩父多摩甲斐国立公園
日 本 の 滝 百 選	丸神の滝〔落差76m 3段〕	平成2年4月28日入選 埼玉県自然環境保全地域
森林浴の森日本百選	四阿屋山〔771.6m〕	昭和61年4月19日入選 昭和54年に国民休養地指定
平 成 の 名 水 百 選	毘沙門水〔湧水量 約1000 t/日〕	平成20年6月25日 環境省認定

❖位 置



(2) 町の沿革

小鹿野町の地名の起こりは、約千年前の平安時代に編集された「^{わみようるいじゅしょう}倭名類聚抄」に「^{こかのごう}巨香郷」の記述があり、古代における地域の成立を垣間見ることができます。

こうした時代から中世にかけては、秩父武士団の台頭がめざましく、この地に根を張った有力な土豪の活躍も知られています。

室町時代には、秩父札所34観音霊場が成立し、特に本町に位置する札所31番観音院、札所32番法性寺は、霊場として優れた自然景観を有しています。

江戸時代には、大宮郷（秩父市）に次ぐ規模の「^{いち}市」が形成され、江戸やその他の地域との盛んな交流により独自の文化が育まれてきました。現在も、小鹿野の春祭りに曳きまわされる屋台や笠鉦を始め、農村歌舞伎や神楽などに代表される伝統文化を継承した活動も盛んに行われています。

町の中央部を東西に走る国道299号は、江戸時代から武州・上州・信州を結ぶ街道として重要な役割を担い、現在でも地域の主要道路となっています。本町は、このように山間地域に在りながら市場町として繁栄し、武蔵ノ国最西端の産業経済・文化・交通の要所として、また、明治時代以降も養蚕業を中心として近隣の物資が盛んに取引される西秩父地域の中心地として発展してきました。

現在町の中心市街地では、将来にわたって歴史ある街並みを保存・継承するとともに、コンパクトで安心して生活ができ、また、観光来訪者などには、町なか回遊等を楽しんでいただくことのできる様々な整備が進められています。

※倭名類聚抄……（わみようるいじゅしょう）略して、倭名抄と呼ばれ、平安時代の中期に作成された10巻からなる辞典的な古書です。同時代の末期には20巻に増補されました。

(3) 人口

◇ 人口と世帯

平成22年国勢調査人口の総数は、13,436人（男6,571人、女6,865人）で、世帯数は4,503世帯となっています。人口の推移では、昭和60年の16,118人から平成22年までの25年間に2,682人減少し、この間の減少率は16.6%になります。

世帯数は、核家族化の進展などにより一時期増加傾向が続いていましたが、平成17年以降減少に転じ、昭和60年の4,216世帯から平成22年には、4,503世帯になっています。1世帯当たりの平均人員は、昭和35年までは5人以上でしたが、平成22年には2.98人に減少しています。

❖人口と世帯の推移

区 分	昭和60年	平成2年	平成7年	平成12年	平成17年	平成22年
総 人 口〔人〕	16,118	15,919	15,628	15,061	14,479	13,436
世 帯 数	4,216	4,345	4,466	4,541	4,582	4,503
世帯人員〔人〕	3.82	3.66	3.50	3.32	3.16	2.98
県 人 口〔人〕	5,863,678	6,405,319	6,759,311	6,938,006	7,054,243	7,194,556
県 世 帯 数	1,751,372	2,044,234	2,289,138	2,482,374	2,630,623	2,837,542
県世帯人員〔人〕	3.35	3.13	2.95	2.79	2.68	2.54

（資料 国勢調査）

◇ 年齢3区分別人口

年齢別人口は、少子高齢化の進展が著しいことから、社会経済活動にさまざまな影響を与えています。年少人口は、昭和60年の3,589人から平成22年には、1,643人に減少し、この間の減少率は54.2%に達しています。同様に生産年齢人口も減少が続いています。

一方、高齢者人口は、昭和60年の2,363人から平成22年には3,944人と増え続けており、平成22年の老年人口割合は29.4%となっています。

◆年齢3区分別人口の推移

区 分	昭和60年	平成2年	平成7年	平成12年	平成17年	平成22年
年少人口〔人〕	3,589	3,257	2,828	2,290	1,863	1,643
割合〔%〕	22.3	20.5	18.1	15.2	12.9	12.2
生産年齢人口〔人〕	10,166	10,003	9,559	9,177	8,744	7,849
割合〔%〕	63.1	62.8	61.2	60.9	60.4	58.4
老年人口〔人〕	2,363	2,659	3,241	3,594	3,872	3,944
割合〔%〕	14.6	16.7	20.7	23.9	26.7	29.4
総 数〔人〕	16,118	15,919	15,628	15,061	14,479	13,436
割合〔%〕	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0

注) 年少人口=0～14歳、生産年齢人口=15～64歳、老年人口=65歳以上 (資料 国勢調査)

◇ 産業別人口

平成22年における全就業人口は、6,344人です。第1次産業就業人口が448人、第2次産業就業人口が2,466人、第3次産業就業人口が3,430人となっています。第1次産業及び第2次産業の就業人口割合は減少が続いており、一方、増加傾向にあった第3次産業についても、人口減に伴い減少しています。

◆産業別就業人口の推移

区 分	昭和60年	平成2年	平成7年	平成12年	平成17年	平成22年
就業人口総数〔人〕	7,996	7,840	7,837	7,440	7,173	6,344
就業率〔%〕	49.6	49.2	50.1	49.4	48.9	47.2
第1次産業就業人口〔人〕	1,329	932	826	604	639	448
割合〔%〕	16.6	11.9	10.5	8.1	8.9	7.0
第2次産業就業人口〔人〕	3,739	3,813	3,730	3,447	2,869	2,466
割合〔%〕	46.8	48.6	47.6	46.3	41.4	38.9
第3次産業就業人口〔人〕	2,928	3,095	3,281	3,389	3,565	3,430
割合〔%〕	36.6	39.5	41.9	45.6	49.7	54.1

注) 第3次産業就業人口には、分類不能の数値が含まれます。 (資料 国勢調査)

(4) 山間地域の過疎化

本町では、より便利な生活を求めて中心市街地周辺における国道や県道付近の宅地化が進んでいますが、町全体の人口が減少する中で、特に山間地域における人口減少が目立っています。

◆地域別人口の推移

地域	区分	昭和 45年	昭和 50年	昭和 55年	昭和 60年	平成 2年	平成 7年	平成 12年	平成 17年	平成 22年
小鹿野	人口〔人〕	6,367	6,641	6,905	7,127	7,280	7,320	7,247	7,062	6,623
	世帯数	1,523	1,680	1,893	1,946	2,062	2,170	2,234	2,251	2,217
長若	人口〔人〕	1,692	1,586	1,515	1,538	1,535	1,597	1,584	1,607	1,564
	世帯数	356	351	345	347	357	398	433	454	474
三田川	人口〔人〕	2,743	2,911	2,870	2,802	2,766	2,597	2,422	2,271	2,013
	世帯数	623	720	738	722	746	737	724	727	693
倉尾	人口〔人〕	1,836	1,630	1,483	1,370	1,058	937	790	663	565
	世帯数	391	378	362	352	296	271	257	244	218
両神	人口〔人〕	3,839	3,621	3,417	3,281	3,280	3,177	3,018	2,876	2,671
	世帯数	829	853	855	846	884	890	893	906	901
合計	人口〔人〕	16,477	16,389	16,190	16,118	15,919	15,628	15,061	14,479	13,436
	世帯数	3,722	3,982	4,193	4,213	4,345	4,466	4,541	4,582	4,503

(資料 国勢調査)

(5) 町の財政状況

我が国は、国と地方を合わせた長期債務残高が1,000兆円を超えたといわれる中で、国や地方財政の硬直化、デフレによる企業収益や賃金の圧迫が続いてきました。

最近では、原油高傾向が続き、物価の上昇や平成26年度からの消費税引き上げによる影響などの懸念材料はあるものの、国際経済の持ち直しや国内需要の堅調な推移、また、円高傾向の抑制、株価の回復など経済情勢が好転する兆しも見せています。

こうした状況下にあつて、本町の財政状況は、合併後10年経過をもって合併算定替による地方交付税が段階的に減額されることから、今後とも厳しい財政環境が続くものと予想されます。

町では、計画的な財政運営に基づいて、*行政改革大綱と*集中改革プランの推進を図るなど、持続可能な財政構造の確立に取り組んでいます。その結果、合併後の町の財政健全化比率・経常収支比率・地方債現在高・基金残高等の主要財政指標は、安定・好転している状況です。

※行政改革大綱……総務省の指針により、新たな行財政システムを確立するために、町が住民代表者の意見を聞いて第二次行政改革大綱を平成25年1月に策定しました。平成25年度からの行財政改革の方向性が示されています。

※集中改革プラン……行政改革大綱を受けて決定された具体的な行政改革の計画書です。5年間における改革内容が、23項目の事務事業に整理され、すでに実行に移されています。

4 社会の変化

(1) 人口減少と少子化・高齢化

我が国は、人口減少時代を迎えて少子化と高齢化がますます進行し、労働人口減少や社会保障制度に関する抜本的改革が急務となっているとともに、中山間地域における集落機能の維持が困難になるなど、様々な影響が生じています。これらの現状を正しく認識し、子育てや集落支援などに関する対策を講じる必要があります。

(2) 高度情報化の進展

現代社会において重要な社会インフラである高度情報化の進展は、新たな雇用の創出や生産活動の効率化に大きく貢献し、また、住民生活の利便性も向上させています。

インターネット網の急速な普及が進む現代においては、国で推進する*ICT政策により、この情報通信技術をどのように使いこなすかが重要になっています。

このような観点から、グローバルな展開も視野に入れながら、本町の様々な情報を発信し、小鹿野町・秩父地域のイメージを向上させていくことが必要です。

※ICT……(Information and Communication Technology：インフォメーションアンドコミュニケーション・テクノロジー)とは、「情報通信技術」の略であり、IT(Information Technology)とほぼ同義の意味を持つが、コンピューター関連の技術をIT、コンピューター技術の活用に注目する場合をICTと、区別して用いる場合もあります。国際的にICTが定着していることなどから、日本でも近年ICTがITに代わる言葉として広まりつつあります。

(3) 環境問題

産業経済活動の発展は、エネルギーの大量消費等による気温上昇、豪雨や干ばつなどの異常気象をもたらし、大気汚染やオゾン層破壊など地球規模の環境問題となっており、かけがえのない自然の大切さを再認識し、大量消費等を基調とした生活のスタイル、経済活動からの転換が求められています。

健康で快適な生活ができるよう、環境に負荷をかけない生活様式や再生可能エネルギーの活用の拡大、エコ対策を重視した住宅建設など様々な方策が求められています。

また、*コミュニティビジネスの創出、地産外商、*6次産業化など新しい時代に対応する農林業の振興など、循環型経済を意識した実践活動も必要です。

最近では、*ジオパークの整備や*ジオツーリズムに向けた様々な活動が推進されています。これは、秩父地域における地質遺産の広域的な保全や地球科学の普及に活用し、観光にも結びつけ、地域の活性化を図ろうとするものです。

- ※コミュニティビジネス……地域住民が一体となって、労働力・原材料・技術力などの地域資源を活用し、サービスの対価を得ながら、地域の活性化などの課題解決を目指す地域密着型の小規模ビジネスです。
- ※6次産業……農畜産物の生産のみにとどまらず、加工(2次産業)、流通・販売(3次産業)にも生産者が主体的・総合的に関わることにより、加工や流通の過程における利益や付加価値を生産者自身が得ることによって活性化を図る取組です。1次産業・2次産業・3次産業の数字を足して「6」になることの造語です。
- ※ジオパーク……地球固有の地質や地理、生態系、歴史・文化などありのままの地域資源を素材として整備された「地球と人間のかかわり」を主題とする市民公園です。平成23年9月5日、秩父地域が日本ジオパークに認定されました。
- ※ジオツーリズム……地質遺産を観光の対象にした動きで、日本ジオパーク委員会が、ユネスコのガイドラインに基づき平成20年5月に設立されました。

(4) 社会情勢・意識の多様化

少子高齢化、核家族化、就労形態の変化などにより、女性の社会進出や若年層をはじめとする職業意識の多様化が進んでおり、雇用の安定化、職業能力の向上などが求められています。

また、生活意識の変化や自由時間の増加により、仕事に対する達成感、充実感だけでなく、趣味や能力を活かすことができる“自己実現”に、多くの時間を費やす傾向が強まり、自分に合ったライフスタイルを追求する人が増えています。まちづくり・保健福祉・環境などの様々な分野におけるボランティアや芸術・文化活動なども盛んになり、自主的・主体的な活動も活発になりつつあります。

このため、町民のライフスタイルや地域の実情に合わせたニーズを把握することにより、よりきめ細やかな施策を推進していく必要があります。

(5) 地方分権

住民が地域の課題等を自主的に選択・決定し、実情に合った施策の実施を目指す地方分権改革を推進することにより、限られた資源や財源のもとで個性あるまちづくりを実現することが期待されています。

こうした中、地域主権改革による市町村への権限移譲も進められており、自治体の行財政システムを、地方分権社会にふさわしい仕組みや組織に変革することも必要です。

また、公と民の役割分担を明確にしたうえで、町民や団体・企業などの地域の活動主体との協働や連携に向けた取組を推進していくことが求められています。

5 小鹿野町の課題

(1) 危機管理体制の整備

未曾有の大災害となった東日本大震災、集中豪雨により頻発している土砂災害や豪雪災害などの経験から、今後発生が危惧される大地震、台風や降雪等による大規模災害に対する対策の抜本的な見直しと、危機管理体制の整備が急務となっています。

山間地が大部分を占める本町は、土石流や河川等の増水により危険にさらされたり、がけ崩れや豪雪により孤立する可能性の高い地域もあることから、治山・治水事業、砂防事業や保安林整備、除雪対策などをいかに効率的・計画的に講じるかが重要な課題です。

また、災害弱者である要援護者に対する対策や地域の自主防災組織の整備、避難誘導や避難所等の整備といった防災・減災対策、災害等発生時における体制の整備も重要です。併せて、情報通信基盤の整備などによる情報化を更に推進し、災害時の事前情報や避難情報、被害情報等が町内全域に漏れなく迅速に提供できるよう、また、防災無線や携帯電話等の通信品質・速度の向上などの環境改善についても早急に必要な取り組みが必要です。

こうしたことに加えて、地域、事業所、警察、常備消防との連携強化や非常備消防の充実を図り、危機管理体制の整備に取り組んでいかなければなりません。

(2) 教育施設整備グランドデザインの計画的推進

社会情勢が大きく変化する中で、次世代を担う子ども達が「基本的な資質や自己実現できるための基礎を養うことができる学び」を実現できる安心・安全な教育環境の整備を早急に進める必要があります。

また、子どもから高齢者まで、誰もが楽しく効果的に文化活動やスポーツ等に関わることのできる社会教育施設の改善・整備も課題となっています。

このようなことから、町では厳しい財政状況下において財源を有効に活用しながら教育環境の改善を推進するため「小鹿野町教育施設整備グランドデザイン」を策定し、すべての教育施設について改善・整備を計画的に実施していくことといたしました。

このグランドデザインにより、幼稚園、中学校の適正規模化を図り、集団教育のメリットを活かした人間力・基礎学力の向上を目指した教育内容の充実に努めるとともに、学校給食センターや社会教育施設の移設・整備の実現に取り組みます。

(3) 町民の命と健康を守る保健・福祉・医療の推進

国保町立小鹿野中央病院は、昭和28年の開設以来、町内はもとより西秩父地域の内外まで含め、広域的医療を支える中心的な役割を担ってきました。

また、本町では昭和50年代から生活習慣病予防や健康づくり施策等を推進し、関係機関との密接な連携により、保健・福祉・医療について包括的なサービス提供を図る「地域包括ケアシステム」の構築と充実のため、先進的な取組を実施してきました。その後も「健康の町」を宣言し、町民自らが行う健康づくりの推進、地域や保健補導員、民生委員・児童委員と連携した保健・福祉・医療に関する様々な事業を実施しています。これらの成果により、75歳以上の医療費が県下で最も低い、まさに「健康の町」を実現してきました。

また、安心して子どもを生み育てるため、子ども達の健やかな成長を願い、産前産後から乳幼児期、義務教育期に至るまで、子育て支援に関する様々な施策についても積極的に推進しています。

超少子・高齢化社会の到来を見据え、国保町立小鹿野中央病院を地域医療の中核病院として堅持し、年少期からの生活習慣病予防等の疾病予防や健診等の保健事業、健康増進や介護予防事業の推進、きめ細かな介護サービスの提供、健康長寿のまちづくりと子育て支援制度の更なる充実により、今後も健康や福祉で他をリードする町として、「町民の命と健康を守る」施策に取り組んでいかななくてはなりません。

(4) 観光施策の積極的推進

本町は、秩父多摩甲斐国立公園、県立公園などに指定されている恵まれた自然環境や、ジオパーク秩父を構成する貴重な地質遺産、ダリア園等の花の園地、歌舞伎や神楽等の伝統芸能、各地で行われる祭りやイベント等を観光資源として活用し、また、国民宿舎両神荘や両神温泉薬師の湯、尾ノ内渓谷などの観光拠点施設等の整備を推進することにより積極的に観光振興を図ってきました。

近年、国における日本再生に向けた緊急経済対策による観光立国実現のための様々な事業の推進や、各地のユネスコ世界文化遺産・自然遺産への認定を目指した取組、また、東京オリンピック・パラリンピックの開催決定などにより、全国的に観光の振興に対する機運が高まっています。

秩父地域においても、日本ジオパークへの認定や登山・アウトドア・自然回帰ブームなどによる観光来訪者の増加、各地を口ケ地や題材としたテレビ番組、映画等が制作されるなど、マスコミやネットを通じて紹介されることも増え、また、平成26年が午年に当たることから、札所34観音霊場の本尊総開帳が行われるなどの盛り上がりを見せています。

こうした時節を捉え、秩父地域が互いに連携しながら、積極的な観光施策の推進が重要となります。更なる観光資源の充実やPR活動の展開、新たな観光資源の開発、交通事業者との協働による観光周遊ルートの開拓や官民一体となった観光推進体制の構築等により、観光来訪者の誘導を促進し、「おもてなしの心があふれ、賑わいのある元気な小鹿野町」として、活性化を図っていく必要があります。

(5) 公共施設のアセットマネジメントの推進

高度成長期以降に社会基盤として整備された公共施設をはじめ、様々な施設の老朽化による事故や不具合等の発生が深刻な社会問題となっており、危機管理対策とともにクローズアップされ、マスコミ等でも頻繁に報道されています。公共施設を有する国や地方自治体のみならず、民間事業者などが所有する施設についても、耐震化や改修対策が大きな課題となっています。

本町においては、教育施設整備に関し「小鹿野町立学校施設耐震化計画」及び「小鹿野町教育施設整備グランドデザイン」により、また、橋梁については「小鹿野町橋梁長寿命化修繕計画」に基づき、すでに計画的に改修を開始しているところです。

今後も限られた財源のもとで、公共施設の安全確保や効果的な活用を図るため、老朽化や使用状況等を一元的に調査し、必要に応じた修繕や耐震化を行うとともに施設の統廃合や遊休施設の活用を推進する「アセットマネジメント」を、総合的・計画的に実施していくことが重要な課題です。

(6) 行財政改革・広域行政の推進

本町では、簡素・効率的で信頼される行政システムを確立と維持を目的として、「行政改革大綱」及び「集中改革プラン」を策定し、行財政改革に取り組んでいるところです。これからも最少の経費で最大の効果を上げるため、選択と集中により効果的で質の高い、きめ細かいサービスを提供し、住民福祉を増進していかなければなりません。今後、合併算定替えにより地方交付税が段階的に減額されるなど、財政状況がますます厳しさを増していくことが予想され、更に効率的な計画行政と財政運営の推進が必要です。

国際情勢や社会経済状況が目まぐるしく変容し、日常生活の細部までそれらの影響を受ける中、我が国では超高齢化に加えて人口減少という、かつて経験したことのない時代を迎えています。こうした状況の中で、地方分権改革がスタートしてから20年余りが経過しますが、基礎自治体である市町村は、一つの地方政府として存在感を増さなければならない半面、一定の生活圏を形成する近隣自治体同士の連携により、事務の合理的な共同処理等を推進するなど、圏域が一体となって様々な事業や政策に取り組む必要性も増しています。

秩父地域においては、「秩父広域市町村圏組合」により従来から事務事業の共同処理を推進しており、現在では9つの事業を実施しています。また、平成21年から秩父地域1市4町で「ちちぶ定住自立圏」を形成し、10分野・20項目の政策に取り組んでいます。埼玉県町村会においては、平成24年に「埼玉県町村情報システム共同化推進協議会」が設立され、県内18町村が参加した情報システム共同化事業の推進に取り組んでいます。

今後も地域主権改革が進み、市町村の責任範囲の拡大や地域連携の必要性が増していくことから、住民との協働による地域づくりや行財政改革を推進しながら、小鹿野町・秩父地域が安心・安全に暮らすことができ、住んで良かったと思える“ふるさと”であり続けるため、地域全体の活性化と行政サービスの向上に努めていかななくてはなりません。

基 本 構 想

平成21年度～平成30年度

第1章 小鹿野町の将来像

人と自然が共に輝く活気あふれる町

- ◇ 花と歌舞伎と名水の町
- ◇ 子どもを生み育てることに夢をもてる町
- ◇ みんな元気に健康一直線の町

小鹿野町の将来像に掲げた「人と自然が共に輝く活気あふれる町」は、小鹿野・両神合併協議会が策定した新町建設計画のキャッチフレーズを継承したものです。この将来目標をさらに発展させるためには、生活環境・都市基盤・産業・保健・医療・福祉・教育・文化・交流・行財政改革・住民参加など幅広い分野において、知恵を生かした総合的な取組を推進しなければなりません。また、地域の特性になっている豊かな自然の保全や活用、住みよいふるさとづくり、地域づくりについては、町民と一体となった地域の活性化に取り組むとともに、行財政基盤の充実強化を推進することが重要です。

◇ 花と歌舞伎と名水の町

小鹿野町の早春の野山は、ロウバイ・フクジュソウ・セツブンソウなど可憐な花で彩られます。自然の恵みは、町民の目を和ませるだけでなく、誘客の上でも魅力の一つになっています。町の花はセツブンソウで、町内の自生地は日本一の規模を誇り、多くの山野草ファンを魅了しています。町は管理条例を制定し、未来永劫に保全と利用を図ってまいります。

これらの早春の草花は、地温がしだいに温む季節の移ろいとともに、私たちの目や心を和やかにしてくれるばかりでなく、生命の躍動感や自然の神秘性を伝えてくれます。早春の花に続いて、カタクリ・アカヤシオツツジ・ハナショウブ・シュウカイドウなどの美しい花園は、かけがえのない町の象徴です。

小鹿野歌舞伎は、江戸時代から続く伝統文化で、埼玉県指定無形民俗文化財になっており、子ども歌舞伎・女歌舞伎・学校関係の歌舞伎など、多彩な取組が見られます。平成18年には、「第17回全国地芝居サミットinおがの」の会場地になり、さまざまな歌舞伎団体や関係者の情報交換と、諸問題の解決を図る研究が行われました。今後も、歌舞伎の町にふさわしい取組や交流を進め、伝承意識の高揚と伝統文化の振興基盤を形成してまいります。

白石山〔標高996㍍〕の北斜面から流出する清水は、毘沙門水として地域の人々に親しまれてきました。平成20年6月には、環境省から「平成の名水百選」に選定されたことにより、その保護や活用にいっそうの拍車がかかっています。毘沙門水のほかに、両神山や二子山の清流、丸神の滝や油滝などの名瀑、尾ノ内渓谷を流れる恵み豊かな水など、小鹿野町の緑や水はたいへん豊かです。これらの恵まれた資源は、将来にわたり大切に継承していかなければなりません。

豊かな自然と町民との暮らしの融合は、この地に暮らす人々の誇りでもあり、都市住民を優しく迎える観光資源にもなっています。こうした恵まれた自然環境を生かし、新たな価値を創造するまちづくりの基本を底流におき、花と歌舞伎と名水を生かした町づくりの完成度を高めてまいります。

◇ 子どもを生み育てることに夢をもてる町

核家族化や少子化によって生じた家族構成は、一方で地域社会に大きなひずみや弊害をもたらしました。成熟度が増す現代社会ですが、後継者や次世代を担う若者が地域を継承することができなければ、社会が維持できない危険性ははらんでいます。

町内でも、幼稚園の幼児たちや、小学校や中学校で学ぶ児童生徒数の減少が続き、地域の活力が低下することによる将来が心配されています。母親が安心して出産や育児に従事し、未来の子どもたちを健やかに育てていくためには、家族の努力のみでは限界があります。

町は、この10年間の最大の目標を子育て支援や子育て環境の整備などに重点を置き、総力を結集した強力な政策を展開します。

※第2子からの義務教育費の無料化、小中学校の児童生徒における※医療費の無料化、※人口増につながる町営住宅の整備、都市住民の移住の受け入れなどを重点的に進めてまいります。小鹿野町は、子どもを生み育てることに夢をもてる町として、広く町内外にアピールするとともに、本構想が掲げるところの人口確保が実現できるよう努めます。

※第2子からの義務教育費の無料化……授業料や教科書等は、すでに無料になっています。第2子からの義務教育費の無料化とは、町内に住所があるすべての第2子からを対象にした学校給食費と学用品費の無料化をいいます。

※医療費の無料化……現在の制度は、小学校就学前の幼児に対し、医療費の助成を実施しています。この助成制度を、小学校の児童や中学校の生徒全員に拡大する制度です。

※人口増につながる町営住宅の整備……国庫補助事業に頼らず、町が単独で建設する町営住宅の整備計画です。人口増加が期待される新婚世帯など、本構想が示すところの人口増加が見込める世帯を入居条件とするものです。

◇ みんな元気に健康一直線の町

町民の健康と元気な生活は、何事にも代え難い喜びです。

これまでも小鹿野町は、町立小鹿野中央病院を核とした保健・医療・福祉が一体になった※地域包括ケアシステムを推進し、すでに県下においても優れた取組の成果が高く評価されています。今後も、こうした事業の推進を継続し、町民の期待に応えられる健康一直線のまちづくりを進めてまいります。

町民がふるさとを誇りに思い、恵まれた自然の中で、家族と共に健康で幸福な社会生活を営むことは、町が目指す大きな目標です。この目的を達成するためには、第3章に示すとおり5つの基本施策によって、その実現に向けた総合的な取組を推進し、人と自然が共に輝く活気あふれる町を構築してまいります。

※地域包括ケアシステム……保健・医療・福祉が一体となり、予防医療・在宅医療を推進するための仕組み。

第2章 基本理念

- ◇ 安心 町民が安心して生活できる町
- ◇ 自立 自立した豊かな町
- ◇ 協働 町民と行政が手をたずさえる協働のまちづくり

町の自然環境は、日本百名山の両神山・日本の滝百選における丸神の滝・平成の名水百選の毘沙門水など、全国に誇れる景観や資源に恵まれています。先人の努力によって、歴史や文化面にも地域の特徴が数多く残されています。

町民の一人ひとりが、自ら町をつくるという自立意識を育み、最大限の知恵を結集し、町民の行政参画と協働によるまちづくりを基本理念に掲げます。

◇ 安心 町民が安心して生活できる町

町民の願いは、安心と安全な地域社会の実現です。その大前提は、この町で暮らす私たちが、お互いを信頼し、子々孫々にわたって安心して安全な暮らしができるよう努力しなければなりません。町民がお互いに支えあう社会で共生し、安心して生活ができる小鹿野町をつくりまします。

◇ 自立 自立した豊かな町

自立のまちづくりを目指すためには、常に社会情勢の変動や財政計画をチェックし、適正なコントロールを保っていくことが肝要です。自らの責任で行動し、自立の気持ちをもって地域社会を維持できる社会経済の基盤を確立し、豊かに暮らせるまちづくりに努めます。

人間の知恵には際限がないといわれるように、自立のまちづくりには新たな発想や展開が求められます。都市住民など多くの人的交流による新しいまちづくりの考え方をもつなど、新たな価値を創造する地域振興のあり方を目指します。

生涯学習の推進により、町民相互の交流をさらに深め、楽しく張り合いのある地域社会をつくりまします。

◇ 協働 町民と行政が手をたずさえる協働のまちづくり

地域づくりの主役は町民です。人口減少、超高齢化社会の到来を目前にした現代社会において、この計画を着実に完遂させるためには、町民のパワーを幅広く結集することが必要です。安心して安全に暮らせる地域社会を実現するためには、町民の一人ひとりがさまざまな地域活動に取り組み、*NPO・各種団体・企業などが、お互いの役割を理解した上で、活動しやすい環境整備を推進します。

行政は、積極的な情報提供に努め、できる限りの支援や援助を行います。

*NPO……ボランティア活動など社会貢献活動を行い、営利を目的にしない団体の総称です。法人格の有無を問わず、福祉・教育・文化・まちづくり・環境・国際協力などの分野で、多様化した社会のニーズに応える重要な役割を果たすことが期待されています。

第3章 基本施策

安心安全な生活環境・中心市街地の活性化・高度情報通信基盤の整備

(1) 自然と歴史に囲まれた住みよい生活環境整備

町民生活の基本は、安心と安全です。安心と安全に寄せる町民ニーズの高まりや高齢者福祉・医療サービスや防犯への要望が年々高まっています。

豊かな自然と恵まれた自然環境は、暮らしの安心と充実を支える基盤になります。小鹿野町には、自然と共生する文化や風土があり、国立公園や県立自然公園に見られるように、環境保全エリアが設定されています。緑化運動・河川の浄化運動などにより、自然と環境を生活の中で楽しみ、自然との共生や資源の循環を重視する^{*}ライフスタイルは、環境共生型のまちづくりにつながります。

予測しにくい地震や風水害などの自然災害への備えを強めるとともに、防犯などの安全性を高めます。

^{*}ライフスタイル……生活様式に密着した個人の人生観や価値観などを反映した生き方などをさします。

◇ 土地利用

豊かな水と緑を生かし、地域の特性に合わせた秩序ある計画的な土地利用を推進します。自然の豊かさの中で、都市における利便性を享受できるよう努力し、魅力ある拠点づくりを推進し、各種機能の充実に努めます。

◇ 居住環境

国道から本町への利便性に優れたアクセス網の整備は、車社会と山間地の特性からして最重点の課題です。

特に、*西関東連絡道路として位置づけられている一般国道140号・*仮称・秩父小鹿野バイパスの建設計画と、県道の皆野両神荒川線における秩父市古池地区周辺と両神地区の美女ヶ平周辺における整備計画は重要です。町は、情報の整理はもとより重大な関心をもって、両計画の発展的な建設整備の実施に最大限の協力と支援を継続してまいります。この整備計画にあわせ、町は道の駅などの施設整備を計画します。さらに、町営バス路線と過疎地域等バス交通路線の維持・管理は、地域の公共交通機関としての重要な役割を担っており、今後とも交通形態の検討や利便性の向上に努めます。

また、快適な居住環境の整備に向け、安全でおいしい飲料水の安定供給、合併処理浄化槽等の生活排水処理施設の整備、若者の定住の促進を目指した実効性のある施策を推進することにより、高齢化社会に対応した住宅の整備などを進めます。中でも、町民生活の基本になっている飲料水は、秩父地域内で最も安価な提供を行っているものの、本計画期間中に施設の老朽化による大規模改修が近づくことから、正確な調査研究に基づく計画的な対応を進めてまいります。

町営住宅の整備については、子どもを生み育てることに夢がもてるような住宅の整備を前提とした計画を推進します。

過疎地域や辺地においては、著しく高齢化が進んだお達者地区が生じていることから、共同社会における相互扶助の支援や援助を進めるなど、問題解消に向けた集落対策に力を注ぎます。

※西関東連絡道路……………埼玉県の間越自動車道花園ICと山梨県の新山梨環状道路とを結ぶ地域高規格道路です。すでに、皆野寄居バイパスが完成し、現在は皆野秩父バイパスの建設整備が進められ、この完成が平成20年代の中ごろといわれ、全線同時開通の予定です。皆野秩父バイパスの概要は、皆野町大字皆野から秩父市の蒔田地内を結ぶ全長4.9kmで、道路幅が16.5m・4車線の計画で、暫定が8m・2車線となっています。設計速度は毎時60kmです。

※仮称・秩父小鹿野バイパス……平成20年10月段階における計画では、皆野秩父バイパス完成後は、仮称・秩父小鹿野バイパスに着手する予定になっています。現在、調査中のこのバイパスは、秩父市蒔田地内から小鹿野町の長若地区を経由する2車線道として計画されています。

◇ 自然環境

本町を訪れる観光客は、優れた山岳や名瀑、歴史が息吹く札所、のどかな里山や温泉などを求めています。水と緑、風土や歴史などは、町民の生活にもゆとりややすらぎをもたらします。こうした優れた自然環境を生かし、河川や里山を利用した景観形成活動に努めます。

近年になり、ようばけ・両神山のチャート・二子山の方解石・丸神の滝など、小鹿野町に所在する地質遺産の保全や普及、さらにこうした資源を観光につなげていこうとする*ジオパーク・ジオツーリズムの動きがあります。秩父は自然の宝庫といわれており、こうした優れた自然環境を有効に活用した取組が求められています。

環境問題については、私たちの日常生活と深くかかわることから、ごみの減量化とリサイクルをはじめ、地域環境に対する町民の意識を高揚し、町民・企業・行政が相互に連携し、総合的な環境整備を積極的に進めてまいります。

※ジオパーク・ジオツーリズム……………序文9ページ参照

◇ 安全な暮らし

町民の安全な暮らしを守るためには、予知しにくい地震や風水害などの自然災害や、緊急時における速やかな対応と高齢者への支援など、各種災害の防備と組織づくりを推進する必要があります。平成20年末にちちぶ農協の有線放送が廃止されたため、公共放送サービスに支障が生じており、今後の公共放送内容の検討と、町内における防災無線の家庭用受信機の整備など、早急な対策を行う必要があります。

防犯・交通安全・消費者対策など、町民の日常生活における安全の確保に取り組みます。

◇ 高度情報通信基盤の整備

情報通信基盤の整備に伴い、インターネットや携帯電話など情報通信伝達手段が活用され、地球規模での通信が可能になっています。さらに、*情報通信ネットワークの環境も大きく変化し、テレビ放送のデジタル化も進んでいます。

このため町は、情報環境の変化に対応しながら、光ファイバーなどを利用した*超高速インターネット環境の実現や、山間部における難視聴地域の解消、高速移動通信網・携帯電話エリアの拡大など、情報通信基盤の整備を促進するとともに、学校教育や生涯学習におけるパソコン講座など、情報活用能力を培う学習機会の拡充を図ります。

また、電子自治体の構築を推進し、防災、保健・福祉、教育、産業の分野などで、情報通信技術を活用したさまざまな取組を図る一方、高度情報化社会に対応した体制や制度を充実させ、住民の個人情報保護や役場業務の継続性の確保など、情報セキュリティ対策に努めてまいります。

※情報通信ネットワーク……インターネットや電話網を始めとする情報通信網、テレビなどの放送網、高速道路などの交通網など、網状に張り巡らされた組織の形態です。

※超高速インターネット……総務省は、高速・超高速インターネット全国普及推進プログラムを推進中で、21世紀における情報通信ネットワークの整備を進めています。高速インターネットアクセス網と、超高速インターネットアクセス網に、常時接続可能な環境整備が推進されています。

◇ 中心市街地の活性化

中心市街地は、町の顔にもなっています。この中心市街地を活性化することは、町の最も重要な課題の一つです。小鹿野町の町並みの歴史や文化を尊重した取組を原点におき、総合的な中心市街地の活性化を推進します。

保健・医療・福祉

(2) 健康と福祉のまちづくり

本町は、これまで町立小鹿野中央病院を核とした地域包括ケアシステムの構築に取り組んできました。埼玉県下における75歳以上の医療費は、小鹿野町が最も低位の数字を示しており、健康のまちづくりの成果が見られます。今後も、保健医療体制を活用して、町民が健康で生き生きと暮らせる健康づくりを支援します。

地域福祉についても、子育て支援・高齢者の支援・障害者の支援など、多様なニーズに対応する基盤づくりを推進します。福祉サービスと合わせ、町民相互の交流を促し、地域コミュニティの助けあい、支えあいのまちづくりを進めます。

少子化の影響が顕著になり、将来に暗い影を投げかけています。子どもは、未来への宝物であり、子育て支援の町民ニーズが高いことから、地域におけるさまざまな活動団体と連携し、子育て家庭の支援に努めます。

高齢者が元気で生活するためには、こうした家庭の巡回訪問や相談相手になるなど、きめ細かい取組が必要です。地域社会における相互扶助の制度を見直し、子どもや若者との世代間交流等を促します。

◇ 健康づくりと医療

町民が、自ら健康づくりに取り組める体制を整えるとともに、各種保険サービスの活用を図ります。町民が安心して医療サービスが受けられるよう、町立小鹿野中央病院の機能の充実ときめ細かいサービスの充実を推進します。

◇ 地域福祉の充実

子どもから高齢者、障害者など、町民一人ひとりが能力を生かし、活動しやすい社会生活が営めるよう、地域において相互扶助精神を発揮できる地域福祉づくりに努めます。

◇ 高齢者の保健福祉

高齢者が、家族や地域で安心して暮らせるよう、日常生活に関するさまざまな生活支援サービスが提供できる体制を整備し、介護予防サービスや健康づくり、生きがいづくりなどを支援します。

◇ 障害者の自立と社会参加

障害者の地域生活や就労の場を確保し、自立を促すとともに、社会参加を支援する体制を整備します。

町民の交流を促進し、正しい理解とお互いに支えあい、思いやりのあるまちづくりを進めます。

◇ 子育て支援

働く親の子育てを支援し、仕事との両立が可能な保育サービスなどの充実を図ります。育児への不安を解消し、町内で安心して子育てができるよう、子育ての相談や親子同士の交流を促進するなど、地域で子育てが支援できる体制づくりに努めます。

◇ 生活の安定と支援

ひとり親家庭の自立を図る就労支援、生活支援、経済的支援など、総合的な取組を推進します。

低所得者の生活負担の軽減を図るため、相談活動や指導の充実にも努めるとともに、家庭の実情に即した援護サービスを進めます。

教育・文化・スポーツ

(3) ふるさとの明日を担う心豊かな人づくり

少子化や高齢化など、人口の減少化社会を迎えるにあたっては、町民が自らの力量を発揮し地域活力を維持・発展させていくことが重要です。

世代を超えて、期待される思いやりの心と健やかな体づくりを基本に、一人ひとりの個性を十分に発揮できる教育を推進するとともに、学校・家庭・地域が連携を強めていく必要があります。

生涯を通じた学習は、町民生活の充実・職業能力の向上・地域活性化のために、大きな役割を果たします。自らの能力や教養を高める学習の場としての環境を整備し、その内容の充実に努めます。

健康への関心から、スポーツへの参加ニーズが高まっています。子どもから高齢者まで、多くの町民がスポーツ・レクリエーションに参加できる環境を整備します。すべての町民が、お互いの人権を尊重しあい、共に生きる社会の実現を目指します。

小鹿野歌舞伎や貴重な文化財など、地域の暮らしに結びついた文化・芸能・歴史などを大切に継承し、そこにある風習や生活の知恵を生かし、共有財産としての保存や伝承に努めます。

◇ 幼児と学校教育・青少年健全育成

生活習慣や社会生活のルールを身につけるためには、家庭教育を支援し、青少年の健全育成の取組が重要です。

変化が激しく厳しい現代社会を生きぬいていくためには、必要な知識や能力を幅広く吸収し、広く豊かな心や社会性が育める学校教育環境の充実と整備が必要です。このため、地域に根ざした小鹿野町らしい開かれた学校づくりを行います。

また、学校耐震化に備えた補強工事を速やかに実施し、中学校等の学校統合を視野に入れた取組を推進します。

◇ 社会教育と文化活動

町民のだれもが自分のライフスタイルに応じた学習をし、学んだことを地域に還元できる生涯学習の活動を推進します。町民が健康で生きがいをもち、お互いに支えあえる社会の実現に努めます。

心豊かな文化と、薫り高いまちづくりを目指し、地域の文化財や歴史の再発見などを通じ、郷土愛や愛着心が高まるよう、文化財の保護と活用を推進します。

◇ スポーツ・レクリエーション

スポーツやレクリエーション活動は、健康づくりや地域コミュニケーションを形成する上で、大きな役割を果たしています。町民のだれもが、それぞれの体力や目的に応じた、スポーツやレクリエーションに親しめるよう、その普及や施設の整備充実に努めます。

◇ 人権尊重

子ども・女性・高齢者・障害者・同和問題・外国人など、さまざまな人権問題の解消を図り、一人ひとりの人権を尊重し、温かい共生社会の実現に努めます。町民が、人権問題に対する正しい認識と理解を深め、人権意識の高揚が推進できるよう、さまざまな機会をとらえた人権教育や啓発活動を積極的に進めます。

農林業・観光・商工業の振興

(4) 地域に根ざした活気あふれる産業づくり

農林業は、町の主要な産業にもかかわらず、依然として外部環境の好転材料に乏しい状況が続いています。一方で、石油資源の枯渇等に端を発する食料危機は、今後の農林業を占う上で大きな転機ともいえましょう。花木栽培や露地栽培など、本町の特産品を奨励し、食を支える農業の振興は重要な課題です。企業の農業参入や高齢者のパワーを生かした農林業の支援など、幅広い取組を進めていく必要があります。

企業の発展や企業誘致は、雇用の確保や所得の向上など、町民生活に大きく影響を及ぼすことから、今後も引き続きその振興を推進します。

中心市街地は、*コンパクトシティとしての機能を集積し、にぎわいのある空間の形成と、商業機能の充実に向けた取組に努めます。

緑や水に恵まれた中山間地域は、多様な資源を十分に生かした新しい取組を検討し、都市との交流や観光交流などを推進します。

※コンパクトシティ……市街地のスケールを小さく保ち、歩いていける範囲を生活圏としてとらえ、コミュニティの再生や住みやすいまちづくりを目指す考え方です。

◇ 農林業

安定した生産と農業後継者の確保や育成を図り、引き続き消費者ニーズに対応した生産物の供給を推進します。流通体制や直売所等の整備をはじめ、都市住民との交流など、特色のある農林業の振興に努め、付加価値の高い生産活動の振興を目指します。自然環境や生活環境に配慮し、農林業の多面的な機能が発揮できるよう、さまざまな施策や取組に努めます。

町の産業振興における農業振興の期待は高く、農業における新規分野への展開、*バイオ技術を生かした農業の研究や振興、高齢者のパワーを活用した農業振興など、幅広い展開を推進します。

森林の維持管理については、木材の需要に応えられる計画的な基盤整備を図るとともに、里山の効果的な利用方法の研究や、森林の総合的機能を十分に発揮できるよう努力します。

※バイオ技術……生物工学といわれるバイオテクノロジーは、生物学の知見を元にし、実社会に有用な利用法をもたらす技術の総称をいいます。遺伝子工学の具体例では、醸造・発酵の分野から、再生医学や創薬、農作物の品種改良など多岐にわたります。

◇ 工業

工業の活性化を図り、雇用機会の拡大は、町の重要な課題です。既存企業の技術開発・高度化・新分野への進出を支援するため、道路網や情報通信網の整備を進め、既存企業の集積を生かしながら企業誘致に努めます。

◇ 商業・地域産業

本町の中心市街地の活性化はもとより、コミュニティ機能を大切にし、コンパクトな商業地づくりを支援します。食品加工や特産品の振興を進め、地域に密着した地場産業を育成します。

地域の活性化や新たな雇用を創出するため、コミュニティビジネスの取組を支援します。

◇ 観光

優れた山岳や札所などを生かし、観光客に喜ばれる仕組みやサービスの向上に努めます。豊かな文化・歴史・里山など、小鹿野町の地域資源を最大限に活用した取組を推進します。

日本百名山の両神山、日本の滝百選・丸神の滝、平成の名水百選の毘沙門水をはじめ、日本一といわれるセツブンソウ園地や小鹿野歌舞伎・オートバイによるまちおこし事業など、本町には全国に発信可能な個性豊かな取組や多くの観光資源があります。都市住民の癒しが、こうした本町の観光資源と結びつく要素は高く、創意と工夫による観光振興は、積極的に推進する必要があります。

既存の観光施設については、施設管理の一元性を高め、サービス精神を旺盛にした顧客の獲得と、リピーターを大切にした交流を深めていくことが重要です。今後も、効果的な観光宣伝方法や情報の提供を進め、観光客と地域の活性化が一体となった取組を展開します。

近年、オートバイによるまちおこし事業によって、町の存在が全国的に宣伝され、しだいに本町を訪れるライダーが増加しています。観光に結びつけたウェルカムライダーズ構想を推進し、※ライダーズカフェや※オートバイミュージアムを整備するなど、受け入れ態勢の整備と事業の推進を図ってまいります。

※ライダーズカフェ……………オートバイによるまちおこし事業におけるハード事業の一つ。来町するライダーのために、観光情報や休憩所を提供する飲茶施設の整備計画です。

※オートバイミュージアム……………世界的に希少価値のある二輪車やライダーの人気の高い二輪車を鑑賞し、休憩や飲食などが楽しめる博物館的施設の整備計画です。

中学生以下の医療費・義務教育費（学校給食費・学用品費）の無料化、 住宅環境の整備・移住促進

(5) 人口を増加させ、住民が生き生きと暮らす活気あるまちづくり

厳しい財政状況と多様化・高度化する住民ニーズに応えるため、町民と行政が相互に役割を分担し、効率的で効果的な行政サービスを行っていく必要があります。町民の一人ひとりが、「自らの地域は自らがつくる」という志をもち、地域の課題解決や環境改善の取組など、町民が主体性を発揮できる環境をつくります。

人と人との交流は、ふれあいの輪の広がりをもたらし、そのパワーの結集によるまちづくりが可能です。人口減少化社会に向かいつつある今、その対策は町の最重点課題になっています。小鹿野町は、子育てしやすい環境づくり、住宅環境の整備、子育て世代の移住を促進するなど、人口増加対策につながる施策を積極的に推進します。

◇ 交流

多くの町民がさまざまな分野で交流の輪を広げ、地域において相互扶助の精神で支え合い、安心した暮らしの実現に努めます。

町外との交流を積極的に促進し、小鹿野町の魅力を宣伝し、新たな来訪者の増加につなげていくことが必要です。このようなパワーを引き出し、地域づくりにつなげていくことで、縮小しがちな地域コミュニティの活動を補うことが可能です。

お達者地区等については、地域の人が集まりやすいような施設を提供したり、困りごとや心配ごとに対応できる集落支援員の配置など、今まで町に貢献されてきた高齢者に対し、手厚い援助を講じてまいります。

◇ 中学生以下の医療費の無料化・第2子からの義務教育費の無料化

子育て世帯における経費の軽減と安心して生活ができるための援助策として、町は中学生以下の医療費の無料化と、第2子からの義務教育費（学校給食費・学用品費）の無料化を行います。着実に人口増加に転ずる行動計画を実践し、安心して子どもを産み育てられる支援と環境づくりを目指します。

◇ 住宅環境の整備

人口減少の傾向が続く中、核家族化の進行等により、世帯数は徐々に増加しています。子育て世帯を中心に、優良な住宅を求める傾向が根強いいため、質の高い町営住宅の建設を促進するとともに、都市住民の田舎暮らしを実現させるための制度や組織づくりに努めます。

第4章 主要指標の見通し

本計画を計画的に推進し、町民が安心して生活をするためには、将来人口と世帯数を適正に予測するほか、土地利用の基本的な考え方を明確に示す必要があります。このため、本章では、小鹿野町のまちづくりを推進するための主要指標を展望し、さらに予測数値を実現するための努力を継続します。

◇ 将来人口と世帯数

本計画における最終年度の平成30年度（2018年）の将来人口は、国勢調査の人口推移を基本にして、自然増減（出生と死亡）と純異動（転出入）などを考慮して単純に推計すると、*12,384人が予想されます。

近年における社会経済情勢の変化を探ると、団塊世代や若年世代の一部には、山村生活へのあこがれや、ふるさと回帰の動きが見られます。こうした動きにあわせ、さまざまなライフスタイルが見られます。この傾向はしばらく続くものと想定され、都心から近距離にある小鹿野町の位置関係に加え、優れた観光資源や恵まれた里山の条件等を加味した場合、人口増加の可能性を十分に秘めており、将来の目標人口を14,000人に見込みました。

本計画では、さまざまな分野で目標人口を実現するための対策や、地域の活性化を図る事業展開を図り、全町をあげて真剣に取り組む必要があります。

年齢別人口は、年少人口（0～14歳）と生産年齢人口（15～64歳）が減少し、老年人口（65歳以上）が増加しています。平成17年の国勢調査における高齢化率は26.7%になっています。

世帯数の想定では、およそ5,100世帯で、1世帯あたりの人員は2.73人と予測します。

*12,384人……5年間ごとのコーホート推計から、直線による回帰推計を目標年度にあてて求めた数値です。

◇ 土地利用

本町は、平地の中心市街地を取り囲むように里山が広がり、秩父多摩甲斐国立公園の両神山（1,723.5㍍）が最高点になっています。総面積の83%を山林が占め、その山間に集落が散在しています。

土地は、町民のための限られた資源で、住民生活や産業活動を支える上で共通の基盤になっています。土地利用のあり方は、まちづくりの基本になる重要な構想です。

国道299号における仮称・秩父小鹿野バイパスの整備促進と、国道140号を結ぶ県道皆野両神荒川線における全面改良は、町の将来に重大な影響をおよぼすことから、その動向には最大の注意を払う必要があります。

本構想では、人口対策や子育て対策を最優先課題とし、その対策に重点をおくことから、優良な住宅整備や小鹿野町らしい子育て環境の整備や制度の充実を推進する必要があります。

このような観点から、花と歌舞伎と名水の町に調和した秩序ある土地利用に努めてまいります。国道299号と国道140号を軸とした広域交通体系を確立するとともに、市街地・自然公園・農地・森林など、かけがえのない自然や土地の特性を生かし、適正な土地利用を総合的に図ってまいります。

• 都市的住宅地域と都市的商業地域

都市計画区域は、周辺の環境と調和した健康で文化的な町民生活を実現することを目的に、機能的な都市活動を維持推進するために設定されています。

都市的商業地域は、町の顔になっている中心市街地を形成し、人口も集中しています。商業の活性化はもとより、快適で住みよいまちづくりを推進するため、公共交通拠点の整備や公共施設・文化施設・商業施設の整備など、官民協働の取組が求められています。

都市的商業地域については、計画的な市街地の整備を促進し、合併浄化槽の整備を進める一方、町屋など歴史的建造物の保存を図ってまいります。

都市的住宅地域は、生活道路等の整備を進める一方、合併処理浄化槽の設置を推進し、良好な生活環境を確保します。

• 都市的工業地域

この地域は、工業立地地域を中心に、農業的土地利用や都市的土地利用との調和を図りながら、企業立地を促進するとともに、新たな工業適地の検討に努めます。

農村工業導入地区については、泉田・大平の二地域が指定されており、指定当時からみると周辺環境や住民ニーズ等に変化が生じています。泉田地区は、埋蔵文化財の包蔵地指定の問題があり、社会情勢等を勘案し総合的な有効活用を検討する必要があります。早い段階に整合性を高める努力が必要です。大平地区については、総合的見地から計画を見直し、有効活用を検討する必要があります。

・農業振興地域

住宅地が多く存在し、ゆとりとやすらぎの中で生活がエンジョイできる平地に広がる地域です。土地改良事業などの基盤整備が進み、効率的な農業生産活動が行われている地域です。

農業振興地域では、農地の適正な保全を図りながら、環境と共生する中で道路網を充実させる一方、文化や歴史風土に配慮した整備を推進し、ゆとりのある暮らしを実現します。近年、食に対する社会的問題が多発し、町民の安全意識の高まりにも対応するため、新鮮で安全な農業生産物の供給を行っていく必要があります。農業後継者の育成や支援、遊休農地への対応、企業による農業進出の斡旋、田舎暮らしにおける小規模農地の提供など、幅広い対応を行い小鹿野町の農業の推進に努めます。

・自然公園地域と林間地域

秩父多摩甲斐国立公園・埼玉県立自然公園・埼玉県自然環境保全地域など自然公園等の指定地域は、美しい山岳や希少な動植物を保護する一方、広く優れた自然景観を満喫できる利用方法を推進していく地域です。公園の利用者は、かけがえのない自然を五感で確かめ、心を癒すとともに健康を取り戻すエリアを求めていることから、その保護と利用を促進する必要があります。小鹿野町らしい取組に配慮して、その目的を達成するための各種整備を推進します。

この地域は、観光の振興エリアでもあり、少子化・高齢化が進む社会情勢と、ふるさと回帰の視点から、特に両神地区における観光エリアの機能を高め、きめ細かいサービスと※リピーターの確保に努めてまいります。現代人が求める癒しが満喫できる地域を整備し、何度でも来訪したいと思うような里山の魅力を追求するなど、新しい社会に対応した観光地域の整備を行います。

林間地域は、山岳における公園ゾーンを除いた林間で、緑と水に恵まれた水源地域です。山林の適正な管理を促し、中山間地における多様な資源を生かし、都市住民との交流などを進め、※観光レクリエーション拠点の整備や農林産物の生産振興を通じて恵みと安らぎの空間を提供することを目指します。

林業の不振が長期にわたり、山林の荒廃が全町的に広がっています。このため、林道など林業の生産基盤の整備や、秩父広域森林組合との連携強化など、林業における生産環境の改善や森林の適正な保全を推進します。

町は、平成18年度に倉尾地区にある毘沙門水の商品化を行い、小鹿野町の名水を市場に発表しました。今後も、林間地域にある資源の研究を続け、商品化に向けた研究開発を実施します。

※リピーター……………1回きりの観光客でなく、小鹿野町をくりかえし訪問する常連客をさします。

※観光レクリエーション拠点……………豊かな自然を生かし、健全な観光レクリエーション活動が楽しめるための場所や施設等の整備を促進する場所です。

• 観光レクリエーションゾーン

町は、優れた自然景観や、祭りや伝統芸能など歴史的・文化的観光資源を活用した魅力ある観光の振興を推進します。町民と行政の協働により、自然・人・文化などの潜在的な観光資源の掘り起こしを行い、美しい自然と里山、花を活用したイベントや農林業と連携した観光地づくりに努めます。

両神山ゾーン、二子山ゾーン、丸神の滝ゾーン、四阿屋山ゾーン、観音山・合角ダムゾーン等の10地区は、観光レクリエーションゾーンと位置づけ、町民の癒しと本町を訪れる観光客の需要に対応できる整備を進めます。この地区は、すでに過去の取組によって各種の整備事業が継続されてきました。今後は、誘客増を目標にして知恵を絞った取組を推進し、既存の観光施設と調和した総合的な観光振興を推進します。

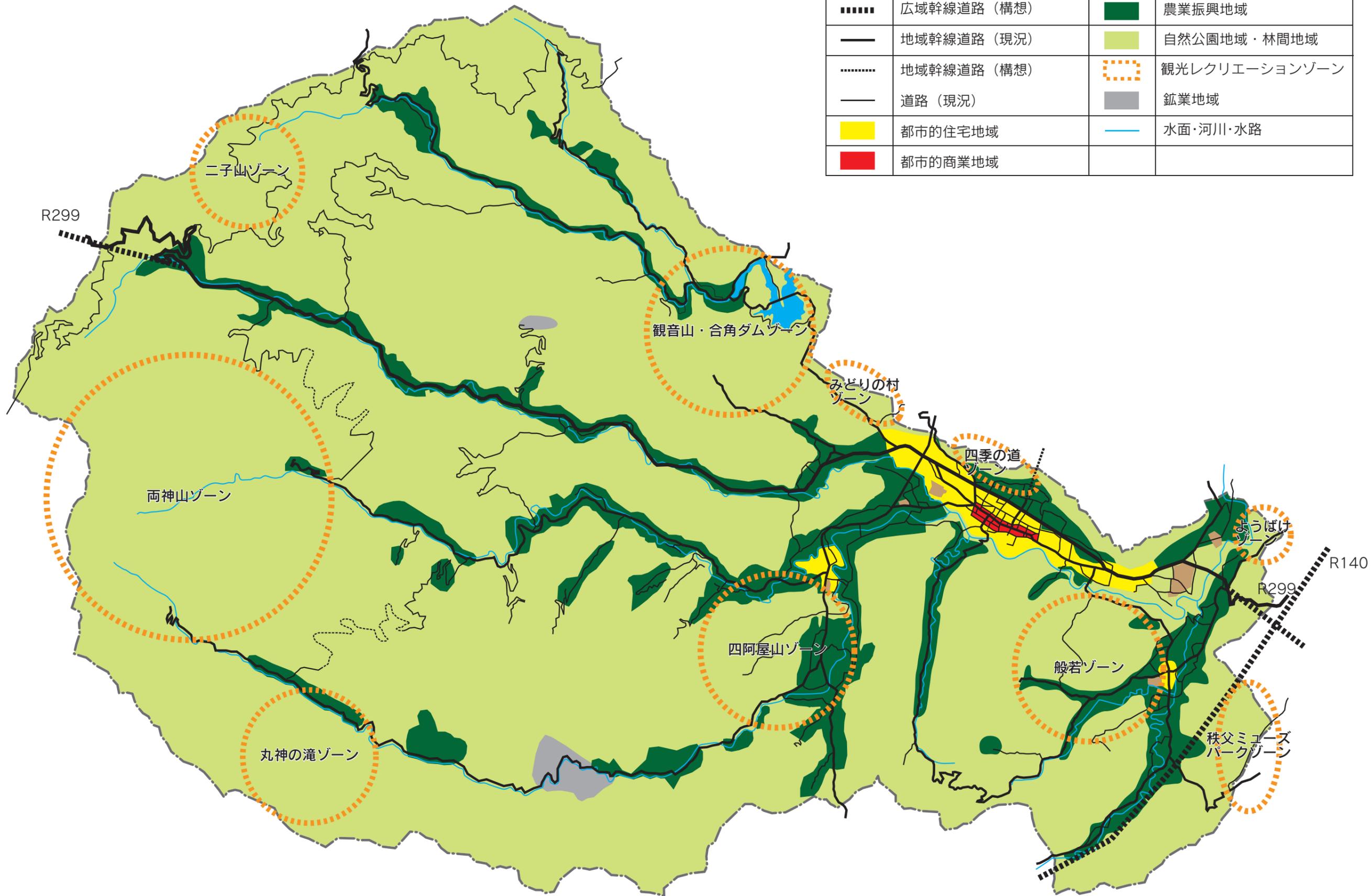
• 鉱業地域

雇用の創出を図っていくことは、今後のまちづくりを進めていく上でも重要です。このため、県や大学などと連携し、既存企業の育成を図るとともに、付加価値の高い製品の開発や新分野への進出を促進するなど、地場産業の活性化と雇用機会の拡大に努めます。

川塩地区における大規模な砕石事業については、この周辺が建設用骨材に最適な硬質砂岩が採取できる場所であり、地元の就業の場にもなっていることから、この地域に限定した採石場としての利用を促進します。

土地利用構想図

凡		例	
	広域幹線道路（現況）		都市的工業地域
	広域幹線道路（構想）		農業振興地域
	地域幹線道路（現況）		自然公園地域・林間地域
	地域幹線道路（構想）		観光レクリエーションゾーン
	道路（現況）		鉱業地域
	都市的住宅地域		水面・河川・水路
	都市的商業地域		



◇ 財政指標

財政指標は、財政運営の健全性や弾力性について、客観的に判断するための一つの手法です。地方公共団体の財政健全化に関する法律が施行され、平成19年度決算から公表が義務づけられています。財政健全化の判断基準は、下記のとおりになっており、小鹿野町はいずれの指標においても基準内に収まっています。

※ 実質赤字比率	※ 連結実質赤字比率	※ 実質公債費比率	※ 将来負担比率
— (15.0)	— (20.0)	16.8 (25.0)	131.5 (350.0)

() 内の数字は、国の基準値です。実質赤字額または連結実質赤字額がない場合は、—と表示されます。

※実質赤字比率……………福祉・教育・まちづくり等を行う、地方公共団体における一般会計等の赤字の程度を指標化し、財政運営の深刻度を示すものです。町は、赤字が発生しておりませんので該当しません。

※連結実質赤字比率……………すべての会計の赤字や黒字を合算し、町全体としての赤字の程度を指標化し、町全体としての運営の深刻度を示すものです。町は、全会計が黒字であり資金不足がありませんので該当しません。

※実質公債費比率……………借入金の返済額およびこれに準じる額の大きさを指標化し、資金繰りの危険度を示すものです。

※将来負担比率……………町の一般会計の借入金（地方債）や、将来支払っていく可能性のある負担等の現時点での残高の程度を指標化し、将来財政を圧迫する可能性が高いかどうかを示すものです。

また、その他の主要財政指標であり、財政の弾力性を表す※経常収支比率や、貯金に相当する※基金残高、借金等に相当する※地方債残高等においても、合併以降は改善が図られています。今後とも、自主財源の確保や拡充を図る一方で、職員の適性配置と効率的な組織の推進による人件費の削減、※指定管理者制度の活用による財政支出の抑制などを推進します。

さらに、行政改革大綱に基づく集中改革プランの積極的な取組を推進し、引き続き健全財政を維持してまいります。

※経常収支比率……………この比率が高いほど、政策的経費に使われる一般財源が少なく、財政構造が弾力性を失っているといわれます。地方税や普通交付税のような財源のうち、人件費や扶助費・公債費のように、毎年経常的に支出される経費に充当されたものが占める割合の指標です。

※基金残高……………基金は、特定の目的のために、資金を積み立てたり運用したりするために設けられており、一般家庭における貯金に相当します。

※地方債残高……………町民生活の基礎になる道路や公共施設など、長期にわたって利用する建物の建設整備をするとき、国などから借り入れるお金で、その残高のことです。

※指定管理者制度……………公の施設の管理や運営を、株式会社をはじめとした営利企業や財団法人、町民グループなどに任せる制度です。町は、すでにクアパレスおがのや夢鹿蔵などの施設に適用しています。

◇ 中心市街地の整備促進

中心市街地は、今後も町の顔としての役割と機能を高めていかなければなりません。小鹿野町らしい個性を発揮し、将来にわたって持続可能なまちづくりに向けた取組が必要です。国道299号小鹿野バイパス沿いには、広い駐車場を有する複数の郊外型店舗が出店し、町民の買い物客を誘引しています。

中心市街地の役割は、バイパス沿いにおけるにぎわい傾向とは異なった新しい形の整備が求められています。町の歴史や伝統を生かした個性ある取組に加えて、新たな誘客を目指した幅広い展開が必要です。そのためには、中心市街地で生活する町民が、自らの町は自分たちで創造する熱意と努力を傾けていくことが不可欠です。町は、こうした協働による中心市街地の活性化を推進し、住民が希望するまちづくりに努めます。

第5章 計画達成のために

◇ 実現性の高い計画づくり

この計画は、行政と町民の協働を強く意識し、両者が連携や協力をすることによって、大きな効果と成果を目指しています。自立を目指す小鹿野町は、平成17年の町村合併から10年間における基盤づくりの期間中に、正確な目標を定め、その実現性に向かって歩むことが求められています。

計画の策定や推進にあたり、実施する施策・事業の有効性・効率性の向上などを常に目指し、計画を達成する努力を継続します。こうした取組を通じて、職員一人ひとりの施策・事業の改善やコスト意識を高めるなど、職員の資質の向上に努めます。今後も、適正な職員管理や人事評価制度の確立を進める一方、効果的な公共施設の配置に努めます。

◇ 効率的な行財政の経営

地方分権の進展に伴い、自治体の自主性や自立性が拡大する方向にあり、行財政制度の改革が進んでいます。このため、自己決定・自己責任を果たせる政策自治体としての能力を高めるとともに、新しい時代の公共サービスのあり方を追求するなど、町民の視点に立った行財政の経営を図ります。

後期基本計画

平成26年度～平成30年度

第 1 章

自然と歴史に囲まれた 住みよい生活環境整備

第1節 土地利用の推進

現況と課題

土地は、日常生活や産業活動などを支える基盤であり、また、重要な財産・資源でもあることから、計画的かつ効率的に利活用されることが大切です。

本町では、山間部において農林業の衰退による山林、農地の遊休化や荒廃が目立ち、市街地においては、住宅地、商業地、工業地等が混在するため、十分効率的に活用されていないのが現状です。特に、平坦部における無秩序な宅地開発も目立っています。

秩序ある土地利用を推進するとともに、国土利用計画法や土地利用関係法令の適切な運用を図りながら、総合的な土地利用の促進が重要となります。

また、土地利用の円滑な推進を図るため、引き続き計画的に地籍調査を行っていくことが必要です。

指 標

土地利用の概況と指標

区 分		基準年度（平成24年度）	目標年度（平成30年度）
宅 地	住宅用地	202.0 ha	215.9 ha
	非住宅用地	142.0 ha	133.5 ha
区 分		基準年度（平成22年度）	目標年度（平成30年度）
農 地	田	67.0 ha	66.5 ha
	畑	425.0 ha	415.7 ha
森	林	14,184.02ha	14,176.2 ha

（資料：農林業センサス、町資料）



施策の内容

(1) 都市計画の推進

都市計画区域の適切な運用を図り、農林業とのバランスを保ちながら、計画的な土地利用を促進します。

(2) 都市的土地利用

①住宅地

住宅地では、無秩序な宅地開発による※スプロール化を抑止し、生活道路、排水路など生活基盤の整備を進め、生活環境の向上を目指します。

※スプロール化…都市が発展拡大する場合、郊外に向かって市街地が拡大しますが、その際に無秩序な開発が行われることをスプロール化と呼びます。計画的な街路が形成されず、虫食い状態に宅地化が進む様子を指す場合などに使われる用語です。

②商業地

商業地では、現状の歴史ある街並を保存しつつ、これらに配慮した魅力ある市街地の形成に努めるとともに、歩きやすい歩道や回遊しやすい街路の整備などを進め、町の顔としての魅力的な商店街づくりに努めます。

③工業地

工業は、農林業とともに本町の主要産業として発展してきた経緯から、既存の工場立地地域等を中心に、住宅地との混在を避けながら効果的な土地利用ができるように努めます。

泉田地区及び大平地区の農村地域工業等導入地区については、地域指定後長期間が経過し、この間の社会情勢等の変化もあり、区域の見直しなども含め、より効果的な土地利用を促進します。

なお、近年環境意識の高まりもあり、住環境との調和を図るとともに街並と調和のとれた工場の環境対策を推進します。

(3) 農業的土地利用

①農業振興地域の効果的保全

農業振興地域を効率的に保全するため、農地の合理的利用を促進し、農業の健全な発展が図られるよう努めます。

②農業法人の支援と遊休農地の活用

民間資本による農業法人は、従事者の高齢化や後継者不足といった農業を取り巻く厳しい環境の中で、新たな取組として期待されています。町では、このような取組に対して積極的に支援していきます。

また、農地の流動化の推進など、企業が農業分野に参入しやすい環境を整えることで、遊休農地の利用促進や就業機会の増大に努めます。なお、このような動きと連携し、新作目の普及や特産品の開発などを推進します。

地域別にみると、小鹿野、下小鹿野、長若地域や両神地域の平坦部には、農業適地が多いことから、従来型の作目の振興を図りながら新作目の普及にも取り組みます。

三田川、倉尾、両神の山間地は、地形的な特色を生かした作目の普及と民間の空き家対策や市民農園の充実などにより、農地の活用に努めます。

(4) 自然的土地利用

①自然公園及び自然環境区域の保全

自然公園では、自然環境とのバランスに配慮しながら遊歩道の整備などを進めるとともに、自然環境区域の貴重な自然財産を良好な形で将来に残せるよう配慮します。

②観光レクリエーションゾーンの振興

両神山周辺や二子山周辺、丸神の滝周辺など町内10か所を*観光レクリエーションゾーンと位置付け、町民の癒しの場として、また、観光振興の拠点として必要な整備を推進します。

*観光レクリエーションゾーン…両神山ゾーン、二子山ゾーン、丸神の滝ゾーン、四阿屋山ゾーン、観音山・合角ダムゾーン、みどりの村ゾーン、四季の道ゾーン、般若ゾーン、ようばけゾーン、秩父ミュージアムパークゾーンの10地域により構成されます。



③森林地域の保全

林業従事者の減少などにより、手入れ等が追いつかない状態となっている山林を良好に保全・管理するため、森林組合事業への支援に努めます。

また、新たな時代の動きに対応した新規事業を導入するとともに、森林管理道等の整備などにより、森林資源の有効活用を図ります。



④鉱業地域の利用促進

両神小森川塩地区の採石場などの鉱業地域は、地域住民の就業機会の場としても重要であり、引き続き利用の促進を図ります。

(5) 土地の計画的な管理

①国土利用計画等の適切な運用と地籍調査の推進

国土利用計画法や土地利用関係法令を適切に運用し、総合的・計画的な土地利用に努めます。

また、地籍の情報は、明治初期の地租改正事業の調査記録を基礎としたものが多く、地積が不正確であったり、現地との食い違いがみられるなどにより、土地に関わる多くの行政活動や経済活動に支障をきたしています。

今後も円滑な土地利用の推進を図るため、地籍調査を継続して実施します。

②開発行為等の規制・制限

無秩序な土地の開発は、健全な土地利用にとって大きな障害となるものです。土地利用規制関係法令を遵守し、「小鹿野町開発行為に関する指導要綱」の適正な運用に努め、開発行為の適正な施行を確保します。

また、土地の埋立て事業に関しては、「小鹿野町土砂等による土地の埋立て等の規制に関する条例」の適正な運用を図ります。

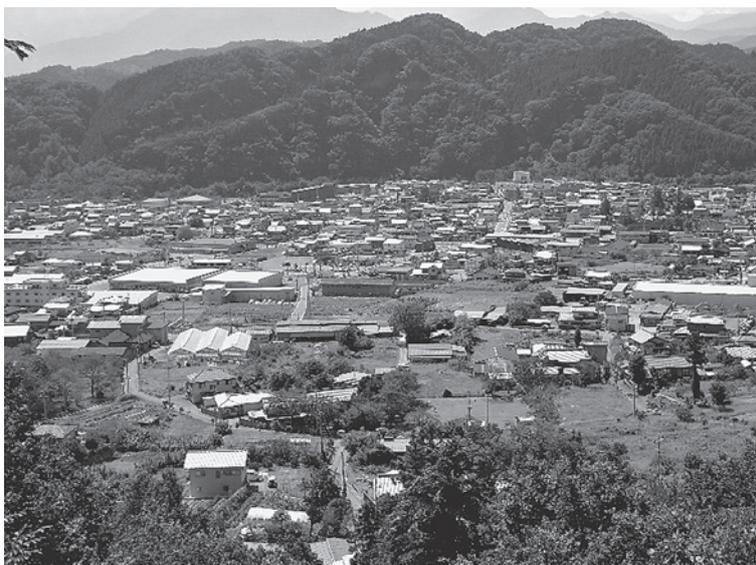
③公共用地の確保

計画的な土地利用を進める中で、開発行為等の規制や制限にも十分注意を払いながら、公共用地の確保に努めます。

④屋外広告物の許可

屋外広告物の適正誘導に努めるとともに、美観、風致の維持に努めます。

また、違法な広告行為に対して厳正な指導を実施し、加えて定期的なパトロールを実施します。



第2節 地域整備

現況と課題

本町は、地域的に人口が集中している市街地と周辺の農山村地域に分けられます。市街地においては、借地や借家も多いため住宅の建替え等があまり進まない一方、空き家や空き地の増加も目立ち、スプロール化などにより道路、排水処理などの生活基盤の整備が依然として課題となっています。

このようなことから、本町では快適な住環境の創出や河川の水質改善のため、浄化槽市町村整備推進事業を積極的に進めています。

また、農山村地域においては、若年層の流出や少子化により過疎化が進行する中、空き家の増加にも一層拍車がかかり、地域活力の減退や地域コミュニティの衰退、共助力の低下が懸念されています。こうした中において、両神薄日蔭地区のダリア園や河原沢尾ノ内渓谷の氷柱など魅力ある地域づくりも積極的に行われています。

本町の地域整備を進めていくうえで、市街地と農山村地域との調和を図りながら、土地の利活用や、農山村地域における道路をはじめとした生活基盤整備に重点を置いたまちづくりが引き続き課題となります。

施策の内容

(1) 市街地の整備

① 中心市街地の街並整備

中心市街地については、歴史的街並を保存するとともに、回遊路整備について調査検討を行い、歩いて楽しめる市街地づくりを推進します。

また、街並修景に関するガイドラインの整備や立ち遅れている中心市街地の合併処理浄化槽の整備を推進し、普及率の向上を目指します。



② 市街地周辺の生活基盤の整備とスプロール化の抑止

市街地の郊外については、スプロール化の抑止に努めるとともに、生活環境に重点を置いた整備を進めます。

(2) 農山村地域の整備

① 生活基盤の整備推進

過疎化や高齢化が顕著な農山村地域の生活水準を維持するため、道路整備や公共交通の確保、合併処理浄化槽の普及、排水路の整備など生活基盤整備に重点を置いて取り組みます。

② 空き家対策の支援

ちちぶ定住自立圏推進事業として秩父地域1市4町で取り組んでいる「ちちぶ空き家バンク制度」の推進による空き家対策や、遊休農地を市民農園として活用するなどの遊休農地対策により、地域の活性化や移住者の増加を図ります。

第3節 道路網の整備

現況と課題

本町は、国道299号が東西に走り、これに県道や主要な町道が結ばれる形で幹線道路網が形成され、これらの道路網を補完するように町道などが張りめぐらされています。

これらの道路は改良が必要な部分も多く、整備が追いついていない状況ですが、懸案であった町道108号線（南北道）や町道89号線（北裏通り）バリアフリー化については、整備が完了します。一方、山間部における道路整備については、住民生活の向上などのため、早急な対策を要する箇所も少なくありません。

また、西関東連絡道路の整備が進んできていますが、本町発展のためにも、小鹿野地域への延伸を早期に実現することが重要です。

今後も、生活道路や幹線道路を誰もが安全・快適に利用できるよう、新設や改良等の整備を計画的に推進していくことが必要です。

現況

道路の状況（平成25年4月1日現在）

区分		路線数	道路実延長	改良率	舗装率
国道		1本	27.07km	85.6%	100.0%
県道		8本	56.51km	63.2%	100.0%
町道	1級	13本	22.16km	91.5%	98.8%
	2級	26本	25.26km	61.3%	95.3%
	その他	701本	173.25km	23.8%	61.4%
	計	740本	220.67km	—	—
合計		749本	304.25km	—	—

（資料：建設課調）



施策の内容

(1) 幹線道路の整備促進

①西関東連絡道路の整備促進

住民生活の向上と産業振興を図るため、国道140号のバイパスとなる西関東連絡道路について、「皆野寄居バイパス」からの延伸区間である秩父市蒔田地区までの「皆野秩父バイパス」は、整備が進んでいます。

更に、本町を経て秩父市荒川に至るまでの区間「仮称：国道140号秩父小鹿野バイパス」の延伸と、長留松井田地内における国道299号へのアクセス道等についての整備促進を図ります。

また、本町へのインターチェンジの整備を促進するとともに、産業の活性化を図るため、「道の駅」の整備を推進します。

②国道299号、新志賀坂トンネルの整備促進

国道299号については、三山地内の改良や歩道設置など未改良区間について、早期の整備促進を図ります。

また、群馬県方面との交通の円滑化と経済活性化や地域間交流を図るため、国道299号の改良を促進するとともに、新志賀坂トンネル（坂本地区～群馬県神流町神ヶ原地区）の整備促進を図ります。



③小鹿坂峠のトンネル化（仮称：長尾根トンネル）の整備促進

町民の通勤・通学や生活の利便性を向上させるため、秩父市の県道秩父停車場秩父公園線を延伸して国道299号に直結できるよう、小鹿坂峠のトンネル化（仮称：長尾根トンネル）について、早期の整備促進を図ります。

④県道小鹿野影森停車場線の整備促進

小鹿野原町交差点から長若を通り、秩父鉄道影森駅までを結ぶ県道小鹿野影森停車場線は、国道299号とともに本町と秩父市を結ぶ主要道路です。

通勤・通学をはじめ、生活道路として重要な路線であり、また、歩道未整備区間や交通事故が多発している箇所もあることから、早期の整備促進を図ります。

⑤県道皆野両神荒川線の整備促進

両神小森を通り、国道140号に繋がる主要地方道の県道皆野両神荒川線は、山梨県側からの玄関口にもなっており、全線改良を県に要望します。

また、両神薄美女ヶ平交差点は、県道2路線と町道が複雑に交差するとともに、歩道がなく交通事故も多発し危険性の高いことから、整備促進を図ります。



⑥定峰峠トンネルの整備促進

関越自動車道の嵐山小川インターチェンジから秩父地区へのアクセス向上のため、主要地方道熊谷小川秩父線の定峰峠トンネルを含めた区間の整備促進を図ります。

⑦国県道の整備促進

本町を通過する国県道はもとより、本町と結ばれている秩父地域内や県内外の路線について、歩道設置や全線二車線化等の未改良区間の整備促進が早期に図られるよう、関係市町村と連携し、積極的に要望活動を行います。

(2) 生活道路の整備推進

①町道の改良推進

国県道の整備促進に併せ、地域要望の多い町道の改良を推進します。特に山間部では、過疎化と高齢化が進んでいることから、地域事情を考慮した使いやすい道路の整備を推進します。

また、市街地と山間部での地域間格差を是正するよう配慮しつつ事業を進めます。

②町道舗装工事の推進

日常生活の利便性の向上のため、町道の舗装工事を推進します。特に、生活道路の整備については、関係住民の生活環境向上のため、積極的に改良を推進します。

また、舗装の傷んだ路面については、早期の改修工事に努めます。

③道路ストック総点検の推進

道路の安全な通行を確保するため、町道に存する付属物（道路照明灯・道路反射鏡・法面擁壁等）の総点検を段階的に実施し、その結果に基づき修繕を実施します。

また、道路舗装面の調査を行い、計画的な改修の実施による維持管理に努めます。

④橋梁整備の推進

円滑な交通と歩行者の安全確保のため、小鹿野町橋梁長寿命化修繕計画に基づき、15m以上の橋梁65橋について、計画的に修繕を実施します。

また、定期的に橋梁点検を実施し、健全化の把握とともに効率的に修繕を行います。



第4節 公共交通の維持

現況と課題

公共交通は、道路網の整備とともに住みよい環境や社会経済活動を支える基礎的な社会資本です。現在、本町の公共交通は、町営バス3路線、民営バス3路線及びデマンド型乗合タクシーにより構成されています。

バスの利用者数は近年減少傾向にあります。子どもたちの通学手段として、また、高齢者を中心とした買い物や通院等の生活手段として、大切な役割を果たしています。

町営バスについては、懸案であった重複路線の解消や利便性の向上を図るため、5路線から3路線への統廃合の実施、ゾーン制運賃の導入、また、新たに両神温泉薬師の湯停留所をバスターミナルとして整備するなどの改善に努めました。バスは、乗用車などに比べ1人当たりの移動に要する二酸化炭素の排出量が少ないことから、引き続き利用環境の改善に努め、利用促進を図ることが重要です。

また、町営バスの再編実施に合わせ、公共交通空白地域の解消を進めるため、デマンド型乗合タクシーの運行を開始し、生活手段の確保や地域の活性化を図りました。

町の公共交通については、今後も利便性の向上を図りながら、維持、改善に努めていくことが必要です。

指 標

バス及びデマンド型乗合タクシーの運行距離、運行回数等の指標

区 分		基準年度（平成25年度）		目標年度（平成30年度）	
		運行距離	運 行 回 数	運行距離	運 行 回 数
町営バス	日向大谷口～三峰口	19.00km	6 回	適宜、検討・見直しを行う。	
	白井差口～小鹿野	19.40km	6 回		
	薬師の湯～西武秩父駅	18.60km	5 回		
西武観光バス	小鹿野～坂本	16.75km	5 回	16.75km	5 回
	小鹿野～長沢	17.05km	5 回	17.05km	5 回
	栗尾～秩父	18.80km	栗尾→秩父 10 小鹿野→秩父 13	18.80km	栗尾→秩父 10 小鹿野→秩父 13
	小鹿野～秩父	16.50km	秩父→栗尾 10 秩父→小鹿野 13	16.50km	秩父→栗尾 10 秩父→小鹿野 13
秩父丸通	<運行区域> 下小鹿野、小鹿野、伊豆沢、長留、般若及び薬師の湯の間	<運行便数> ・ 1便 8：00～9：00 ・ 2便 10：00～11：00 ・ 3便 13：00～14：00 ・ 4便 15：30～16：30		適宜、協議を行う。	

（資料：総合政策課、両神庁舎管理課調）

施策の内容

(1) 町営バスの充実

①バス路線の充実

- ア 交通安全に配慮しながら、ダイヤの見直しやバス停の設置箇所などの改善を図り、町営バスをより利用しやすくするための環境整備に努めます。
- イ 町民や観光来訪者の利便性の向上が図られるよう、両神温泉薬師の湯バスターミナル及び小鹿野町役場前停留所を路線中継の主要停留所として、また、観光の基点として更なる充実を図ります。
- ウ 高齢者や子ども、障がい者をはじめ誰もが利用しやすいよう、今後もバス路線の改善・充実に努めます。

②施設整備及び適正車両の導入

- ア バス停留所やバスターミナルなど施設の適正な維持管理、整備に努めます。
- イ 高齢者や子ども、障がい者にとって利用しやすく、また、路線に適応した車両の導入に努めます。
- ウ 環境にやさしい車両の導入に努めます。



③経営の改善

- ア バス運転手による観光情報の提供など、サービスの向上に努めます。
- イ バス広告の募集を行います。
- ウ 町営バスの民間委託について検討します。

(2) 公共交通機関の確保

①デマンド型乗合タクシーの充実

デマンド型乗合タクシーについては、利用状況や町営・民営バスの状況、福祉分野における交通施策や地域の実情等を勘案し、改善について適宜協議を行い、新たな地域公共交通手段としての充実に努めます。



②民営バス路線の確保

民営バス路線は、利用者数の減少が続き、運行維持が困難な状況となっています。引き続き現行の運賃や運行本数の維持、利用しやすい環境等への改善を協議しながら、利用の促進に努めます。

また、志賀坂線、倉尾線については、県補助金の交付を受けながら必要な助成を行うとともに路線の確保を図ります。県には、実態に即応した補助制度の改善を要望します。

(3) 鉄道路線の確保等

①鉄道路線の確保

秩父地域と県南、東京方面を結ぶ主要交通機関である西武鉄道・西武秩父線については、秩父地域1市4町、県及び秩父地域の商工観光団体で構成する利用促進協議会を通じ、運行存続に関する要望活動や利用促進事業を実施します。秩父鉄道についても、県や関係市町村と協調しながら利用促進等を図ります。

また、西武秩父線については、秩父市から小鹿野町を經由、長野県までの延伸についても引き続き整備促進を図ります。

②線路整備の促進

西武鉄道に対し、輸送力の増強と災害時などの安定運行確保に向けて、全線複線化についての要望活動を継続します。

第5節 住宅の整備

現況と課題

本町の持ち家率は、平成22年の国勢調査で83.5%となっており、県平均の65.3%と比較しても高い水準にあります。また、公営住宅に住んでいる世帯は8.9%で、県平均の4.2を大きく上回っていることから、公営住宅が人口の定着に大きく貢献していることがうかがえます。

一方、本町の公営住宅は、狭小で老朽化の著しいものが多かったため、春日団地や笠原団地の整備により順次改善に努めてきましたが、今後も生活しやすい住環境整備による入居促進対策が重要となります。

また、住宅の新築やリフォーム等への支援施策による定住、転入対策が必要です。

現 況

世帯の状況

区 分	世 帯 数	1世帯当たり人員（人）
一 般 世 帯	4,493	2.92
うち住宅に住む世帯	4,467	2.93
持ち家世帯	3,754	3.00
公営住宅世帯	404	2.81
民間貸家等世帯	309	2.17
うち住宅以外に住む世帯	26	1.73

(資料：平成22年国勢調査)



施策の内容

(1) 町営住宅の整備と空き家対策

①若者や高齢者、障がい者に優しい町営住宅の整備

町営住宅については、若い世代が入居しやすいよう、所得制限などに左右されないものや現代の生活様式に見合った最新設備の整ったもの、また、高齢者、障がい者やその家族が安心して暮らせるよう、バリアフリー化にも十分配慮した建替えを推進します。

また、平成21年4月に春日団地の21戸、平成23年4月に笠原団地の18戸が入居開始となりましたが、今後も若い世代を中心とした入居の促進を図ります。

②空き家の斡旋

町外在住者の転入や定住促進などのため、空き家の斡旋などを行う民間活動を支援します。



(2) 住宅建設への支援

①住宅新築への支援制度

転入者の住宅新築等を促進するため、町外に居住していた方を対象に、住宅に係る固定資産税相当額を奨励金として交付するなどの転入促進事業を引き続き実施します。

また、転入・定住を促進するため、転入者の住宅新築に対して新たな助成策を検討します。なお、危険住宅に代わる住宅の建設、購入に要する資金に関する交付金事業や浄化槽整備推進事業の普及、促進なども引き続き行います。

②住宅リフォームへの助成

既存住宅の改善のための住宅リフォーム工事に関して、その経費の一部について助成を実施する制度や、高性能合併処理浄化槽の設置に際して、くみ取り式便槽及び単独処理浄化槽の撤去に対する補助金交付制度についても引き続き実施します。

(3) 環境に配慮したエコ住宅

住宅を建設する際などには、自然界にある素材を取り入れた材料や地元産材などを活用するとともに、エコ給湯や太陽光発電設備などの省エネルギー対策を施すなど、環境に配慮したエコ住宅の建設を促進します。

第6節 生活環境の整備

現況と課題

住民の生活環境について考えるうえで、まず第一に大切なものは水です。本町の水道普及率は、前期計画の水道普及率目標であった98.0%には届いていないものの、平成19年3月31日現在の97.1%から97.6%（平成25年3月31日現在）に向上し、中山間地域の自治体としては高い水準を維持しています。

本町では、将来的な予測のもとに新たな水利権の確保による将来の水需要に対する供給対策を実施し、また、平成22年度には簡易水道事業を上水道事業に統合、事業会計の一元化による経営の効率化を図りました。

しかし、生活様式の多様化、昼夜を問わない水需要の高まりや地震、集中豪雨等の自然災害時における対応等を考慮すると、堅固な水道施設を構築し、安定的な供給体制を維持することが求められます。特に老朽化の進む施設を計画的に整備・更新していくことが必要で、中でも市街地を中心に広範囲に布設されている石綿セメント管については、強度が不足し耐震性なども劣ることから、早急に対策を講じなければなりません。

今後、着実に施設更新を進めるうえで、水道事業の広域化等を含めた事業推進を検討するとともに、「安全・安心な水道水」という基本理念のもと、安定した供給体制を構築する必要があります。

また、生活排水や工場排水などは、高性能合併処理浄化槽の普及による河川への汚濁負荷の削減推進により改善が見られます。今後も生活様式の多様化に対応するため、更なる普及と適正管理を図り、河川や生活排水路への放流基準を満たす放流水の排出や公衆トイレの水洗化など、水質汚濁防止に繋がる対策が必要です。

指 標

給水人口等の指標

区 分	基準年度（平成25年度）	
	1日最大給水量	給水人口
上 水 道	m ³ /日 7,229	12,845人
水 道 普 及 率	97.6%	



目標年度 （平成30年度）
水道普及率 98.0%

（資料：水道課調）

浄化槽処理人口等の指標

区 分	基準年度（平成24年度）	
	処理人口	普及率
合併処理浄化槽	7,050人	53.5%
単独浄化槽及びくみ取り	6,112人	



目標年度 （平成30年度）
合併処理 浄化槽普及率 75.0%

（資料：衛生課調）

施策の内容

(1) 施設・設備の整備の推進

①施設・設備・配水管の更新

浄水場や送水施設については、建設後40年以上を経過している施設もあり、老朽化が進んでいることから、計画的な整備を推進します。

また、各浄水場の給水区域を連絡管により連結し、災害時等に相互配水できるよう整備を推進し、安定給水を目指します。

老朽化した配水管については、計画的な更新に努め、特に市街地を中心に広範囲に布設されている石綿セメント管は、強度や耐久性などに問題があることから、積極的に布設替えを行います。

②供給体制の充実

水の需要は昼夜を問わないことから、漏水復旧工事や一般工事などによる断水が日常生活等に重大な影響を及ぼすことが考えられます。

今後は、最新の不断水工法や機材などを導入するとともに、研修等の積極的な実施により、緊急時等において迅速・的確に判断し行動できる職員の育成に努めます。

③秩父地域水道広域化の推進

浄水場や給水管等の施設、設備を今後更新していくためには、莫大な費用を要することになります。秩父地域1市4町では、将来の水道事業の安定した経営基盤の確保と、安全で安定した水の供給を図るため、平成26年度から事業統合に向けた準備室を設置し、協議を開始します。



④水道水源の確保

水道の水源地点においては、水質の保全に努め、安全で良質な水道水の供給を推進します。

(2) 生活排水及びし尿処理対策の推進

①生活排水処理対策の推進

赤平川流域生活排水対策重点地域の指定に基づき、生活排水による河川などの水質汚濁を防止するとともに排水路の整備を推進し、環境保全に努めます。

②し尿処理等対策の推進

くみ取りトイレや単独浄化槽を利用して
いる家庭のし尿処理対策として、高性能の
合併処理浄化槽の設置を推進するととも
に、適正な維持管理が図れるよう指導の徹
底を図ります。

また、建設後20年が経過した衛生セン
ターは、施設の老朽化が著しく、今後計画
的に改修を行います。



(3) 環境衛生対策の推進

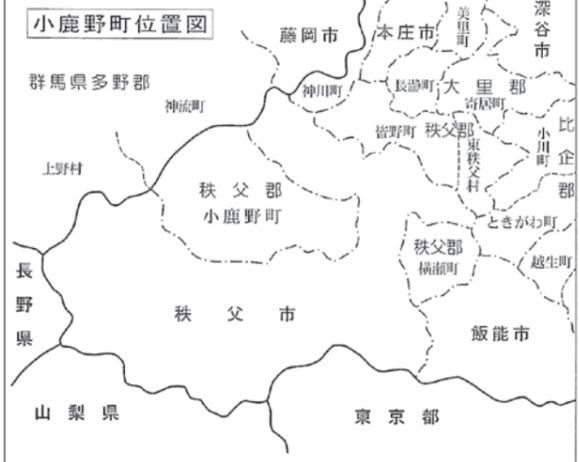
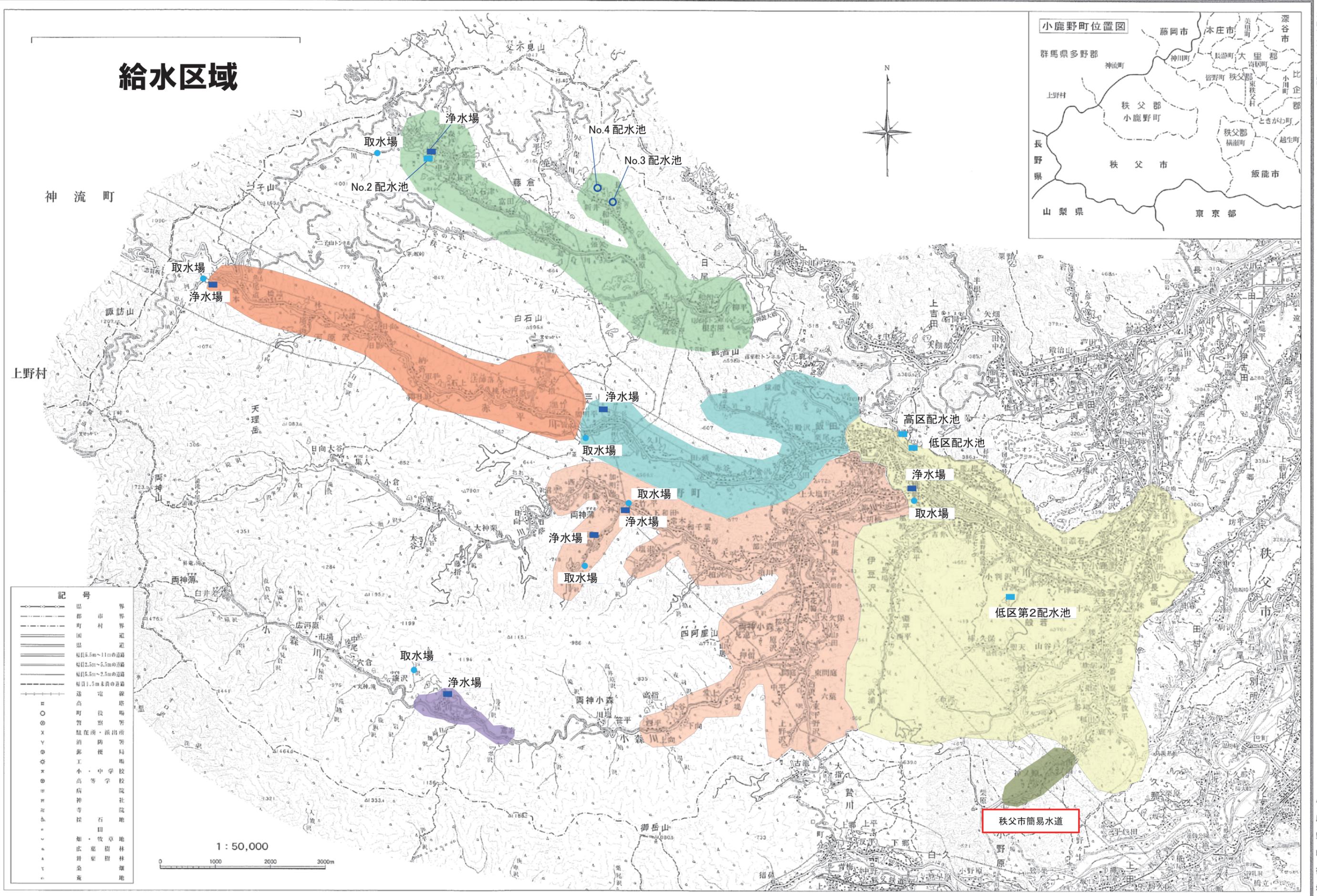
①公衆トイレの整備及び公共施設トイレの水洗化

町内の公衆トイレや公共施設は、合併処理浄化槽が整備されていないものも多くあ
ります。

今後も環境衛生の改善等を図るため、公衆トイレの整備や公共施設への高性能合併
処理浄化槽の整備を図ります。



給水区域



記号	
—	県界
—	市界
—	町界
—	村界
—	国道
—	道
—	幅員5.5m~11mの道路
—	幅員2.5m~5.5mの道路
—	幅員1.5m~2.5mの道路
—	幅員1.5m未満の道路
—	電線
—	踏切
○	高野台
○	警察署
○	駐在所
○	消防署
○	郵便局
○	工小中
○	高等学校
○	病院
○	神社
○	寺
○	採石場
○	田
○	畑
○	草地
○	牧場
○	森林
○	樹林
○	雑木林
○	農地
○	荒地
○	水田

1 : 50,000



第7節 公園・緑地の整備

現況と課題

公園・緑地は、人々の生活に安らぎや潤いをもたらすほか、スポーツやレクリエーション、コミュニティの場として重要です。本町は、秩父多摩甲斐国立公園、県立西秩父自然公園、県立両神自然公園、県立自然環境保全地域などに指定されており、恵まれた自然環境が保全されています。

また、秩父ミュージックパーク、みどりの村、総合運動公園や両神国民休養地など、観光的な公園が整備されています。

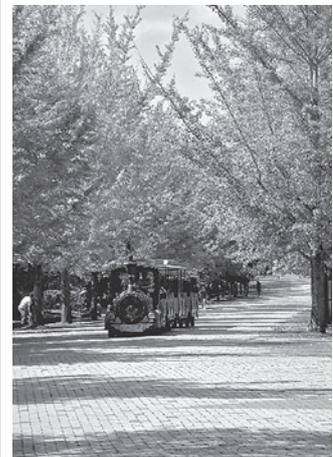
今後も、都市住民と憩えるような公園の整備、また、町民が憩える場として身近な公園や子どもたちの遊び場などの整備を進めるとともに、緑地等の保全のための開発行為等に対する適切な指導や監視体制の強化が必要です。

現況

公園・緑地等の概要

() は特別地域

区 分		面 積
秩父多摩甲斐国立公園第2種特別地域		877.0ha
秩父多摩甲斐国立公園普通地域		436.0ha
県立西秩父自然公園		5,349.0ha
県立両神自然公園		5,283ha (410ha)
両神国民休養地		112ha
自然環境 保全地域	一般若	16.8ha (8.2ha)
	よ う ば け	12.3ha (10.3ha)
	尾 の 内	115.0ha (115.0ha)
	滝 前	293.0ha
	計	437.1ha (133.5ha)
総合運動公園		6.1ha
秩父ミュージックパーク(小鹿野町分)		131.9ha
みどりの村		8.8ha



(資料：建設課、産業観光課調)

施策の内容

(1) 公園・緑地の整備・保全

① 秩父ミュージックパークの整備促進

小鹿野町と秩父市にまたがる長尾根丘陵に広がる秩父ミュージックパークは、秩父地域のみならず県内外からも多くの来場者があります。今後も秩父市と共同し、魅力あふれる四季折々の自然や多彩な施設を生かした憩いの場として、また、遠方からの来場者の増加も図られるよう、内容の充実に努めます。

②両神国民休養地の整備

両神国民休養地においては、フクジュソウ、ハナショウブ、ロウバイなど、現在ある花の園地としての魅力を更に高めるための整備を推進するとともに、新たな品種の導入を検討し、花の咲く公園整備を推進します。



③小鹿野町両神山麓花の郷の充実

両神薄日蔭地区に整備された「小鹿野町両神山麓花の郷」では、約300種類のダリアが植栽され、開花時期には訪れる人々を魅了しています。

新しい観光スポットとして期待されることから、管理運営体制の充実を図りながら、花の園地として更に魅力を高めるための公園づくりを進めます。

④四季の道の充実

小鹿野市街地が一望できる「四季の道」は、危険箇所などもあり、公園として利活用されていません。

今後は、維持管理を十分行い、地元の人たちが夕涼みがてら気軽に訪れたり、日常の疲れを癒すことのできる遊歩道を整備するなど、公園としての整備に努めます。

⑤身近な公園・広場の整備

地域住民の協力を得ながら、町内各所に小さな子どもたちから高齢者まで安心して安全に憩える身近な公園や遊歩道整備を推進します。

また、公園と地域の特色ある拠点を結ぶ回遊性のある施設整備を図ります。

⑥総合運動公園の利活用の推進

町民のスポーツの拠点として整備した総合運動公園については、更なる施設の整備推進によりスポーツの振興を図るとともに、町民の憩いの場や都市住民との交流の場としても効果的な利用ができるよう努めます。

(2) 河川の整備

①自然に調和した河川の改修促進

自然環境に配慮し、自然と調和できる形態の河川改修を国、県に働きかけていきます。

②親水性の高い河川づくりの促進

景観整備と憩いの場の創出を兼ねた親水性の高い河川づくりを促進します。



第8節 環境保全

現況と課題

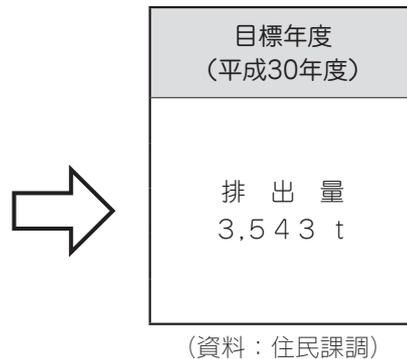
平成20年に北海道で開催された洞爺湖サミットは、地球環境対策が主要課題となっていたように、近年環境問題は地球的テーマです。本町は、国立公園や県立公園などいくつもの自然公園を有しており、未来に向けて自然環境を保全する重要な役割を担っています。そのため、公共施設建設などの業務遂行の際には、太陽光発電設備を設けるなど、環境に十分配慮して実施する必要があります。

また、ごみの排出量が年々増加していることから、町ぐるみでごみの減量化や資源のリサイクルに取り組むことも必要です。更に、環境教育や環境学習を推進するとともに、事業者と消費者が一体となり環境問題に取り組むことが重要です。

指 標

ごみ処理の現状

区 分	基準年度（平成24年度）
計 画 処 理 人 口	13,593 人
ご み 処 理 人 口	13,305 人
可 燃 ご み	2,916.16 t
不 燃 ご み	254.17 t
紙 ・ 布（資源）	332.70 t
カ ン ・ ビ ン（資源）	148.28 t
ペ ー ヲ ー ル（資源）	21.56 t
排 出 量	3,672.87 t



施策の内容

(1) 環境保全の推進

①ちちぶ環境基本計画の推進

ちちぶ定住自立圏構想の枠組みの中で策定された「ちちぶ環境基本計画」に基づき、1市4町が一体となり、具体的な施策を推進します。

②啓発活動

環境問題意識を高めるため、学校教育や生涯学習の場における環境教育の実践などの啓発活動を推進します。

(2) 水環境の保全

①河川環境づくり

本町の河川は、荒川水系に属し、赤平川を中心に各河川が流入しています。これらの河川は、すべて水源を町域に有しており、上水道や農業用水などに広く利用され、生活に深い関わりを持っています。その良質な水は、ハイテク産業などの進出に欠かせないものでもあることから、今後も森林の保全とともに良好な河川環境づくりを推進します。

②水資源の有効活用

本町には、平成の名水百選に選ばれた「毘沙門水」をはじめとして、良質な水が各地域に存在します。産業や観光面でも水の活用は極めて重要なことから、水資源の保全とともに有効活用を図ります。

(3) ごみ処理対策

①ごみの減量化・リサイクルの推進

ごみの減量化やリサイクルなどの意識を高めるための啓発活動を推進します。

また、ごみ処理業務の効率化を図るため、分別収集について啓発を図るとともに分別方法の指導強化に努めます。観光客に対しては、ごみの持ち帰りを呼びかけます。

②不法投棄防止対策の徹底

ごみの不法投棄防止対策として、環境パトロールなどによる監視活動の強化を図り、不法行為の抑止に努めます。

(4) 環境汚染の防止

①産業廃棄物の不法投棄対策

産業廃棄物の不法投棄については、県と連携のうえ不法投棄等に対する対策の徹底や適切な指導の実施に努めます。

②環境汚染の抑止

環境汚染の抑止については、監視活動の強化と住民からの情報提供などによる情報収集力を高めるなど、迅速かつ的確な抑止活動を推進します。

③エコ住宅の普及

公営住宅や公共施設の建設の際には、太陽光発電設備等の省エネルギー対策を施すなど、環境保全に配慮した事業を推進します。



(5) 公害防止

①発生源対策の徹底

産業公害については、事業者自身による防止対策が基本となりますが、指導の徹底を図るとともに、騒音などの生活公害の防止に向けた啓発活動に努めます。

②低公害車の配備

環境との調和を図り、環境意識を高揚させるため、公用車等にハイブリッドカーや電気自動車などの低公害車の配備を順次進めます。

第9節 安全の確保

現況と課題

未曾有の大災害となった東日本大震災の経験は、防災対策等を抜本的に見直す契機となりました。また、首都圏直下型地震の発生が懸念されるほか、大型台風や集中豪雨、豪雪などによる自然災害が各地で大きな被害を及ぼし、これらの災害に対する対策と体制の整備が急務となっています。

山間地が大部分を占める本町は、がけ崩れ、地すべり、土石流などの危険にさらされる地域が多いことから、治山・治水事業、砂防事業や保安林整備、豪雪時の除雪対策、また、景観と調和した河川等の護岸整備の促進が必要です。ソフト面においても、自主防災組織の充実や※要援護者対策など、早急に危機管理体制を整備する必要があります。

本町の非常備消防については、若者の流出等による入団者の減少と、勤務地や居住地が管轄地域外となっている団員の増加などで機能が低下しており、消防団維持のための団員確保などの対策が急務となっています。今後も予防消防に徹するとともに、防災・防火意識の徹底のため、引き続き啓発に努めていくことが重要です。

町民の日常生活における交通手段は、ほとんどが自家用車に頼らざるを得ない状況で、保有台数も年々増加しています。また、近年の生活様式や社会情勢の変化に伴い、振り込め詐欺やインターネットを悪用した犯罪などが発生しています。本町は、交通事故発生率、犯罪発生率ともに県内最下位レベルですが、自動車数の増加や高齢化等により発生リスクは高まっており、交通安全施設の整備や交通安全教育、警察との連携強化や地域住民ネットワークによる防犯体制の確立が必要です。

また、近年シカやクマ、イノシシなどの野生動物による農作物被害が増加していますが、人的被害なども懸念されることから、有害鳥獣駆除対策と併せ、観光地などにおいても安全対策を行う必要があります。

※要援護者………高齢者、障がい者、妊産婦、乳幼児、傷病者など災害発生前や発生時などに災害認知能力が低かったり、自力で避難することが困難であるため、他者からの支援を必要とする人をいいます。

指 標

交通安全施設整備の指標

区 分	基 準 年 度 (平成24年度)	目 標 年 度 (平成30年度)
道路照明灯	151基	160基 (LED化30基)
防 犯 灯	1,138灯 (LED化75灯)	1,200灯 (LED化500灯)

(資料：住民課、建設課調)



現況

消防装備等の整備状況

区 分		基準年度 (平成24年度)
非常備消防	水槽付消防車	3台
	小型ポンプ付水槽車	1台
	消防車	2台
	小型ポンプ積載車	32台
	指令車	1台
	分団数	28分団
	分団員数	640人 561人
常備消防 (小鹿野両神分署)	消防車	1台
	救急車	1台
	広職	1台
	職	12人
防火水槽等	消火栓	234基
	小鹿野地区 両神地区	48基
	防火水槽(40t以上) 防火水槽(20t~40t未満)	297基 88基

(資料：住民課調)



治山・治水の状況

区 分	基準年度 (平成24年度)
急傾斜地 崩壊危険地域	8か所 10.18 ha
地すべり防止区域	2か所 14.23 ha
砂防指定地	59か所
保安林指定地	4,570.00 ha

(資料：建設課、産業観光課調)

施策の内容

(1) 危機管理体制の整備

①非常時体制の整備

大規模な地震や台風、豪雪などによる災害発生時において、有効かつ迅速に対応できる非常時体制の整備と運用の充実に努めます。

また、必要に応じて小鹿野町地域防災計画の見直しを行います。



②災害対策施設の耐震化と安全な避難場所の確保

災害対策の中核となる役場庁舎や病院、学校などの公共施設や避難場所の耐震化等の整備に努めます。

また、土砂災害警戒区域内避難所の指定見直しを行い、安全な避難場所の確保に努めます。

③適正な避難誘導と被災者支援対策の検討

災害発生が予想される場合の適正な避難誘導に努めるとともに、災害弱者や要援護者、被災者支援対策の検討を行います。

④非常時の通信網の確保

災害発生時などの非常事態の際には、情報収集や住民への情報提供が重要となります。日常的にも様々な情報を住民に提供できるとともに、災害情報が住民に漏れなく正確に伝わるよう、以下の対策を実施します。

ア 防災行政無線を適正に保守管理することにより、災害時において確実に稼働するよう努めます。

イ 防災行政無線とJアラート、エムネットとの連携により、国等からの情報を迅速に住民に伝えるよう努めます。

ウ 防災行政無線を現在のアナログ方式からデジタル方式に切り替え、通信品質の向上を図ります。

エ 災害情報発信方法の多重化を図るため、秩父市安心・安全メールの共同利用や携帯電話事業者の緊急通報メールを活用します。また、近年の災害で有効に機能したフェイスブックやツイッターなど、インターネットの新たなサービスの活用を検討します。

オ 災害情報の収集と避難情報の迅速な提供を行うため、国・県その他の自治体や電力事業者等との連絡体制を強化するとともに、通信事業者との連携による電話・携帯電話、インターネットなど情報通信網の確保に努めます。

⑤業務継続計画の策定

大規模な災害が発生した場合においても、役場業務を継続し、必要な住民サービスを提供するため、業務継続計画（BCP）を策定します。

(2) 交通安全対策

①交通安全施設の整備

交通安全対策として、通学路や交通事故多発区間を中心に歩道の整備を進めるなど、安全に配慮した道路改良を図ります。

また、夜間の安全対策として道路照明灯の整備を進めます。

②交通事故防止運動の推進

交通安全推進団体の育成と活動強化、ドライバーなどへの交通ルール遵守の徹底を図ります。高齢者に対しては、加害者や被害者とならないよう、交通安全教育の普及に努めます。

また、休日に増加するオートバイライダーに対しては、警察と連携した交通ルールの徹底とマナーアップの協力を呼びかけます。



(3) 防犯対策

①防犯体制の整備

ストーカー犯罪や通り魔による無差別殺人、登下校の子どもや女性を狙った性犯罪、ドメスティック・バイオレンス、いじめなど、社会情勢が不安定な現代では、ストレスや安易な気持ちから犯罪に走るケースが目立っています。また、インターネット上での殺人予告やなりすましなど、情報通信手段を悪用した新種の犯罪も増加しています。

また、空き巣や車上荒らしといった従来型の犯罪のほか、特に高齢者を狙った振り込め詐欺等の形態も複雑多様化し、予測の困難な犯罪が増加しています。

これらの犯罪行為を未然に防ぐため、また、被害を最小限に止めるため、住民ネットワークを活用した防犯体制の強化や防犯推進団体の育成を図ります。

また、警察や各種団体との連携を強化し、機会のあるごとに高齢者等を対象とした啓発活動を実施するなど、町民と一体となった犯罪のないまちづくりを推進します。

②野生動物の人的被害予防

近年、シカ、クマ、イノシシ、サル等が人里に出没する事件が増えています。野生動物による人的被害を防ぐためにも、生態系との調和を図りつつ、警戒体制の強化と有害鳥獣駆除の実施など、事故等の防止に努めます。

(4) 消防・防災対策

①常備消防署の充実

常備消防署は消防、救急活動の要です。秩父広域市町村圏組合では、秩父消防署分署統廃合計画に基づき、消防と救急の専任化による組織強化と分署の統廃合による合理化を図り、更なるサービス向上に努めています。

本町においては、小鹿野両神分署と吉田分署を統合した「西分署」の整備が進められていますが、今後も常備消防署における人員、設備、機材の充実や、大規模災害などに備えるため、広域的な連携体制の確立を促進します。

②非常備消防体制の維持

県下最大規模である本町の非常備消防団は、団員が減少し体制維持が年々厳しくなっている状況ですが、消防団の再編成や体制の見直し、設備強化などにより消防機能が低下しないよう努めます。

また、消防団経験者や個人の能力、事情に応じて特定の活動のみに参加する機能別団員制度の導入を推進します。



③防火・防災意識の普及、啓発

防火・防災意識の向上を図るため、啓発活動を推進するとともに、昼間における非常備消防団員の人員不足の補完や、各地区における助け合いの取組として町会や消防団経験者による自主防災組織の編成を促進するなど、自助・共助機能の向上を図り、災害のないまちづくりを進めます。

④林野火災への対応

本町は、総面積の8割以上が山林・原野で占められています。広域的な連携を推進し、林野火災等への迅速な対応ができるよう機器、設備を充実します。

(5) 治山・治水対策

①治山・治水事業の促進

県と協力して治山・治水上の危険箇所の点検パトロールを行い、危険箇所の把握と災害の防止に努めます。

また、治山事業や治水事業を推進し、森林の保全や地すべり、急傾斜地の崩落防止等に努めます。

②河川改修事業の促進

自然環境に配慮した河川改修や砂防事業の促進により、土砂災害などの抑止を図り、安全なまちづくりに努めます。

第10節 情報化の推進と情報通信基盤の整備

現況と課題

高度情報化の進展により、携帯電話でもインターネット利用が可能となり、爆発的に普及が進むスマートフォンやタブレットであれば、いつでもどこでも必要な情報にアクセスし、簡単に利用できるようになりました。多種多様かつ大量の情報が、高度に整備された情報通信技術を基盤に日常生活に入り込み、ネット・ショップなどが物質的な地域格差をなくし、どこにいても欲しいものが手に入るようになりました。更に、※SNS（ソーシャル・ネットワーキング・サービス）の普及が人と情報の繋がりを大きく広げました。新聞やテレビニュースなどより身近な生活情報を多くの人と共有することが可能となり、わずかな期間で「情報を得る」から「情報で繋がる」環境に変化しました。

このような中で、東日本大震災という未曾有の災害の発生は、住民の生命や財産に大きな被害を及ぼしました。被災地では、地震や津波により庁舎が壊滅的な状況に陥り、津波の情報や、被害情報、避難情報を発信できず、情報を得られない住民は避難もままならず、また、情報の途絶により現状を知ることができない、親族の安否を確認できない、避難所への生活物資の供給状況が把握できないなど、人命にも関わるような状況も続きました。

その一方で、SNSなどを通じて救助活動に成功するような事例もあり、高度に整備されたはずの情報通信環境やインフラの脆弱性が浮き彫りになるとともに、その必要性が再認識されることとなりました。

現在、首都圏直下型地震や東海・東南海・南海地震の発生が危惧されており、本町においても被害が発生する恐れがあります。東日本大震災の教訓から、大規模な災害時に単独の自治体が情報通信システムを用いた業務をすぐに回復し、住民サービスを復旧することは非常に困難です。災害等による影響を最小限とするためには、広域的な取組が必要となります。加えて、高齢化が進む本町においては、多様なサービスをリアルタイムで情報提供することや住民の意見を広く取り入れる手段として、また、今後の住民生活の向上のためにも情報通信基盤の活用は不可欠なことから、電子自治体を推進していくことについて一層の取組が必要です。

現在、一部地域で光ファイバーインターネットが使用できないほか、携帯電話の通信品質の悪い地域があるなど、地域間格差が残っています。住民の利便性を高めるためには、携帯電話の通信品質の改善や通信速度の向上、超高速ブロードバンドインターネット環境の整備促進など、喫緊に取り組む課題が山積しています。

I Tを用いた住民サービスの充実を図るためには、情報セキュリティ対策や、福祉医療制度等の改正に伴う情報システム維持管理経費の増高を抑制しつつ、新たに必要なサービスを展開するための財源確保も重要な課題となっています。

※SNS（ソーシャル・ネットワーキング・サービス）……人と人とのつながりを促進・サポートするコミュニティ型のインターネットサービスで、フェイスブック、ツイッター、電子掲示板などがあります。

1 住みよい生活環境整備
自然と歴史に囲まれた

2 健康と福祉のまちづくり

3 心豊かな人づくり
ふるさとを担う4 あふれる産業づくり
地域に根ざした活気

5 計画の推進

施策の内容

(1) 情報基盤整備の推進

①携帯電話の通話品質と通信速度向上の促進

現代生活の必需品となった携帯電話は、通話エリアの拡大等に努めてきましたが、山間部等で通信品質の悪い地域が一部残っています。

また、携帯電話の主な利用形態がスマートフォンによるインターネットサービス利用に移行したことにより、通信速度の向上や無線LAN（Wi-Fi）環境整備が重要となるため、携帯電話事業者と連携した整備促進を図ります。

②光ファイバーインターネット網の整備促進

超高速インターネット通信サービスは、住民生活に欠かせないものとなっていますが、一部で利用できない地域があるため、通信事業者と連携して整備推進を図り、更なる改善に努めます。

また、代替措置として高速携帯電話通信網についても整備促進を図ります。

③地上波デジタルテレビ放送難視聴地域の解消

テレビ放送は、平成23年にデジタル放送に完全移行されましたが、一部の地域で受信できないことから、すべての地域で地上波デジタルテレビ放送を視聴できるよう、関係機関と連携し、難視聴の解消に取り組みます。

(2) 電子自治体の推進と情報セキュリティ対策の推進

①電子自治体の推進

山間地域が多く、少子高齢化、過疎化の進む本町の特徴を踏まえ、住民ニーズに合った電子自治体の構築を推進します。

また、インターネットや携帯電話などの情報通信基盤を活用することにより、行政情報発信や相互通信、住民意向調査、パブリックコメントなどを推進し、開かれた行政運営と住民サービスの向上に取り組みます。また、導入済みの統合型地図情報システム（統合型GIS）に未統合の各課管理データを集約し、事務効率と住民サービスの向上に努めます。

②情報化推進体制の整備

情報システムを活用した住民サービスの向上と個人情報保護のため、高度情報化社会に対応した効率的な体制や制度の整備を図ります。

③情報セキュリティ対策と業務継続性の確保

情報システムを用いて住民サービスを行う場合、使用する情報通信機器に個人情報が大量に集積されますが、近年これらの機器やネットワークから個人情報が漏洩する事件が度々報道されています。

また、災害や障害などで情報システムが停止した場合、証明書等の発行ができなくなるなど、住民生活に多大な影響を及ぼします。個人情報や重要行政情報の漏洩や改ざんを防止するため、情報通信機器や委託業者の適正管理、職員教育の徹底を図り、適正な運用管理に努めます。

更に、業務継続計画を策定し、情報システムを用いた業務継続性の確保に取り組むほか、大規模災害発生時における情報システム・通信網の障害に対応するため、埼玉県町村会（埼玉県町村情報システム共同化推進協議会）による町村間相互支援体制に参加します。

(3) 情報化施策の広域化

①埼玉県町村会情報システム共同化事業の推進

小規模自治体の情報化推進については、人員や財源が少ない中で情報システムの多様化・高度化に対応してきましたが、近年、特に福祉や税を中心とする制度や法改正が繰り返され、情報システム関連経費が増嵩しています。これらに対応するため、全国の各地域で情報システム共同化の検討が進められ、神奈川県や山形県等で一定の費用削減効果が得られています。

埼玉県町村会においても、平成23年度から情報システム共同化の検討を開始し、平成24年5月に「埼玉県町村情報システム共同化推進協議会」を設立し、共同化の実現に向けた取組を行っています。共同化の対象としているのは、情報システム関連経費の大きな部分を占める住民記録や、税・福祉業務を連携して処理する基幹系業務システムで、18町村（人口規模約35万人）が参加しています。

第1期は、平成25年10月から平成33年3月までの間で、本町は平成26年度から共同化システムを利用する予定です。この事業では、以下の効果を目指します。

- ア スケールメリットによるシステム調達・運用経費の削減
- イ 最新技術や耐震性の高い遠隔地データセンター利用による災害対策の充実
- ウ システム費用削減による財源捻出と広域連携強化を通じた住民サービスの向上
- エ 情報システム担当等の職員の負担軽減と情報システムに関する知見の向上



埼玉県町村位置図

埼玉県町村会加盟のうち、共同化事業参加町村

②秩父地域における情報システム共同利用の推進

秩父地域1市4町では、ちちぶ定住自立圏形成協定に基づき、地域情報共有システムの共同利用を平成25年度から開始し、災害や火災、地域情報などを携帯電話等に電子メール発信しています。

このシステムは、秩父市が従前から利用していたものを4町まで利用拡大したもので、利用者登録の簡易化やシステム費用の低減化が図られています。

今後も住民への情報提供や災害発生時における機能の更なる充実を図ります。



第 2 章

健康と福祉のまちづくり

第1節 社会福祉

現況と課題

近年の少子高齢化や核家族化、生活様式の多様化などの様々な要因で、住民福祉に対するニーズも多様化しています。

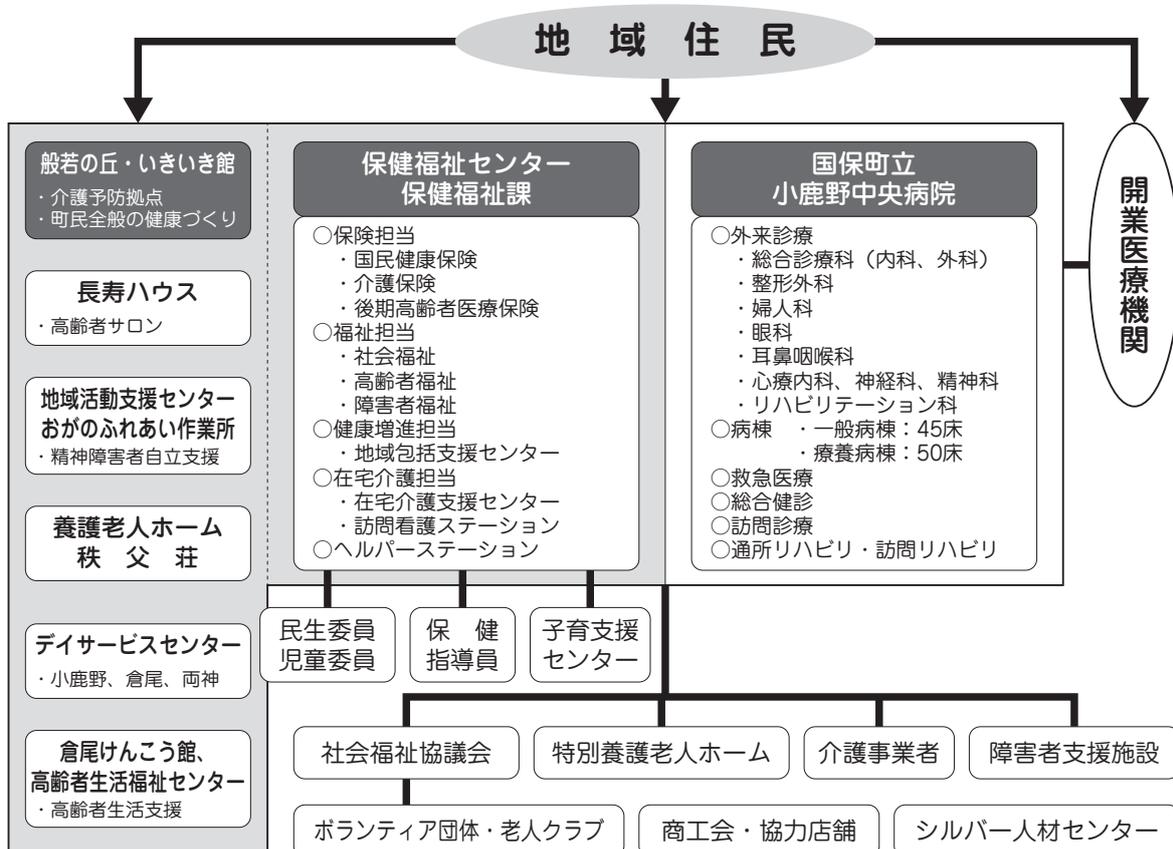
本町の65歳以上人口は、平成17年の国勢調査では3,872人、総人口に占める割合が26.7%であったものが、平成22年の国勢調査では3,944人で、その割合は29.4%となり、高齢者の割合は今後更に高くなるものと予想されます。

本町は、国保町立小鹿野中央病院を核とした地域包括ケアシステムを推進し、保健・医療・福祉を体系付け、健康増進事業、保健事業、介護予防対策や在宅福祉サービス、また、福祉分野における先進的な取組を実施してきました。

今後も、地域包括ケアシステムを更に充実させるとともに、高齢者の健康増進や生きがいづくり、介護予防事業、若い世代からの生活習慣病等の予防や健康増進対策、子育て支援などに町民と一体となって取り組み、誰もが健康で安心して暮らせる環境づくりが必要です。

現況

地域包括ケアシステム体系図



施策の内容

(1) 社会福祉サービスの提供

①地域包括ケアシステムの充実

これまで推進してきた地域包括ケアシステムについて、今後も関係機関等との連携強化に努め、町民一人ひとりのニーズに合わせた一層きめ細かい福祉サービスが提供できるよう、更なる充実を図ります。

②サービス提供体制の充実

社会福祉サービスの円滑な提供が一体的かつ包括的に実施できるよう、民生委員・児童委員、社会福祉協議会や福祉事業者など関係機関との連携強化に努めます。

③福祉サービスの充実

相談支援体制や事業を更に充実させ、高齢者や障がい者、要援護者世帯などへの支援に努めます。

また、一人ひとりの状態を十分に考慮したホームヘルプやデイサービス、ショートステイなど、きめ細かい在宅介護サービスの提供を推進します。

④デイサービスセンターの充実

小鹿野、倉尾、両神の3か所のデイサービスセンターで実施しているデイサービス事業については、引き続き利用者の状況に配慮したサービス内容の充実に努めます。

⑤住民ニーズの把握

住民アンケートの実施や民生委員・児童委員からの情報の収集、保健師等の職員によるきめ細かい個別訪問などの実施により住民ニーズを的確に把握し、個々の状況に即応した制度の適用や事業を推進します。



(2) 社会福祉環境の整備

①ボランティアの育成・充実

社会福祉サービスの充実を図るため、ボランティアの育成に努め、講座や講習会、研修などを計画的、積極的に実施します。

②集落支援員の配置

高齢化率の高い集落などで、高齢者、要援護者世帯等が抱えている様々な困りごとなどの生活課題に対応するとともに、そうした世帯や地域と行政機関等とのパイプ役を担う集落支援員の配置に努め、安心して生活できる環境づくりを推進します。

③交流の場づくり

単身高齢者などに対し、末長く健康で楽しい在宅生活が送れるよう、交流の場や交流機会の創出のための事業の展開に努めます。

④高齢者等の生きがい・健康づくりの推進

家庭で過ごす時間が比較的多い高齢者のため、生きがいづくりや健康づくりの場の提供、様々な事業への参加の促進により、心身のケアの充実を図ります。

また、就業の機会や特技を発揮できる生きがいづくりの場として、生涯元気に活躍できるよう、シルバー人材センターに対する支援を行います。

⑤環境の整備

高齢者や子どもたちが安心して暮らせるよう、バリアフリー化をはじめとする住環境の整備、交通、防犯など安全環境面の充実に努めます。



1 住みよい生活環境整備
自然と歴史に囲まれた

2 健康と福祉のまちづくり

3 心豊かな人づくり
ふるさとの明日を担う

4 あふれる産業づくり
地域に根ざした活気

5 計画の推進

第2節 保健

現況と課題

本町は、平成18年に「健康の町」を宣言し、町民自ら取り組む健康づくり事業の促進や、各地域の保健指導員との連携により地域における活動を重視した健康づくり、生活習慣病予防対策事業などに取り組んできました。

また、健康づくりの推進に当たり、保健師や管理栄養士の配置等に配慮するとともに、地域包括ケアシステムの推進による国保町立小鹿野中央病院と保健福祉センター、関係機関との連携による保健、医療、福祉サービスの一体的な提供に努めてきました。

少子高齢化、人口減少の時代を迎え、要援護者世帯や高齢者世帯の増加、生活習慣病の若年齢化、難病などの疾病の重度化など、様々な問題に対する対策が課題となっています。

今後においても、町民一人ひとりが健康で安心して暮らせるよう、疾病予防対策や健康づくりなど、ニーズに合わせた保健事業、保健活動の一層の充実が重要となります。

指 標

健康診断等の現況

区 分	基準年度(平成24年度)		目標年度(平成30年度)	
	受診者数	受診率	受診者数	受診率
高齢者の医療の確保に関する法律に基づく特定健康診査	801人	24.6%	1,500人	65.0%
健康増進法に基づく胃がん検査	579人	13.0%	1,300人	30.0%
健康増進法に基づく子宮がん検査	405人	12.9%	950人	30.0%
健康増進法に基づく乳がん検査	347人	12.9%	800人	30.0%
3・6・9・12か月児健診	292人	90.4%	—人	100.0%
1歳6か月児・2歳児健診	172人	87.2%	—人	100.0%
3歳児健診	87人	94.3%	—人	100.0%
小児生活習慣病予防健診(小学5年生、中学2年生)	202人	83.1%	215人	100.0%

(資料：保健福祉課調)



施策の内容

(1) 保健活動

①健康づくりの推進

本町では、町民の健康づくりのため様々な事業を積極的に実施してきました。今後もこれまでの事業の改善・充実を図り、町民が健康で楽しく安心して暮らせるまちづくりを推進します。

疾病の予防や早期発見のため、特定健康診査やがん検診の受診率の向上を推進するとともに、相談体制の充実を図ります。

また、生活習慣病予防対策モデル地区を指定した地域独自の健康づくり活動について、引き続き支援を実施します。

②体力づくりの推進

般若の丘・いきいき館などで行われている高齢者健康づくり教室、ステップ体操教室、ヘルスアップ事業などを充実させるとともに、社会体育と連携した気軽に参加できる体力づくりの機会の拡大を図ることで、町民の体力づくりを推進します。



③食生活の改善

食の多様化や食に関する情報の氾濫等により、若年期における肥満傾向からくる小児生活習慣病、成人期においては不規則な食生活による肥満や塩分の過剰摂取、また、高齢期には偏食などにより低栄養状態に陥りやすくなることなどが危惧されます。

食生活は健康の基礎であることから、すべての世代において生活習慣病の予防や改善に関する啓発、事業を展開することにより、一人ひとりが健康で豊かな人生を送れるよう、食生活の改善に関する支援を実施します。

④健康意識の高揚

町民が健康について常に意識し、関心が持てるよう、様々な講座や講習会などを計画的に開催するなど、町全体で健康づくりに対する気運が高まるための事業展開や機会の拡大を図ります。



⑤こころの健康

最近では、こころの健康等に関する意識が高まりつつあります。近年の社会情勢の変容の中で、ストレスや心の不安を抱えている人が増加しているといわれています。

今後、こころの健康やメンタルヘルスに関する対策として、相談窓口の設置や専門機関等への紹介体制の充実、啓発事業等に努めます。

⑥認知症対策

高齢化の進展などとともに増加している認知症対策として、地域包括支援センターを中心に認知症サポートのための研修や教室の開催、相談窓口の充実、協力者や協力店舗、関係機関などとの連携体制の強化に努めます。

また、軽度認知機能障害の早期発見に努め、予防対策の充実を図ります。

1 住みよい生活環境整備
自然と歴史に囲まれた

2 健康と福祉のまちづくり

3 心豊かな人づくり
ふるさとの明日を担う

4 あふれる産業づくり
地域に根ざした活気

5 計画の推進

(2) 疾病予防活動

①各種健康診査や保健指導の充実

だれもが豊かな人生を送れるよう、自己に適した健康づくりを進めるため、従来から取り組んでいる各種の健康診査事業を継続するとともに、更に内容の充実を図ります。

特定健康診査や人間ドック、がん検診などの受診率向上を図るとともに、検診結果等から抽出した保健指導等が必要な町民には、個別に相談指導を行い、疾病予防や早期治療等の対応が図られるよう努めます。

②健康教育や健康相談の充実

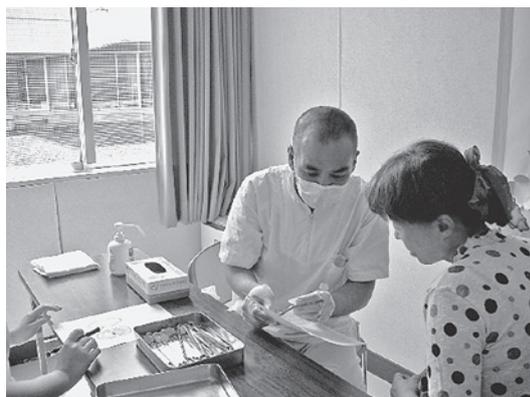
町民に健康づくりについての正しい知識を共有してもらい、主体的に健康づくりや体力づくりに取り組んでもらうよう、健康教室の開催などによる健康教育の機会の拡大を図ります。

また、健康増進活動を効果に行うため、個々の状況に合わせた個別支援プログラム作成を推進します。

③介護予防の充実

高齢になってからも元気に自立した生活を目指すとともに、住み慣れた地域で末長く安心して生活ができるよう、疾病の予防や早期発見とともに転倒防止などの体力づくりや認知症予防などの介護予防の推進を図ります。

また、遊休公共施設を介護予防や健康づくり事業の実施による活用を図るため、施設の整備を検討します。



第3節 医療

現況と課題

昭和28年に開設された国保町立小鹿野中央病院（以下「小鹿野中央病院」）は、本町はもとより西秩父地域の広域的な医療を支える中心的役割を担ってきました。

超高齢化社会が到来する中で、将来に向かって健康で豊かな町を築いていくため、小鹿野中央病院と保健福祉センターとの一層の連携強化により、予防医療を充実させるとともに、県の医療機関、大学医療機関との業務提携や地元の医療機関との連携により、広域的な医療体制を推進することが重要です。小鹿野中央病院の更なる充実を町民からも求められており、計画的な投資による医療設備の更新・整備、診療科目の充実などを推進していくことが必要です。

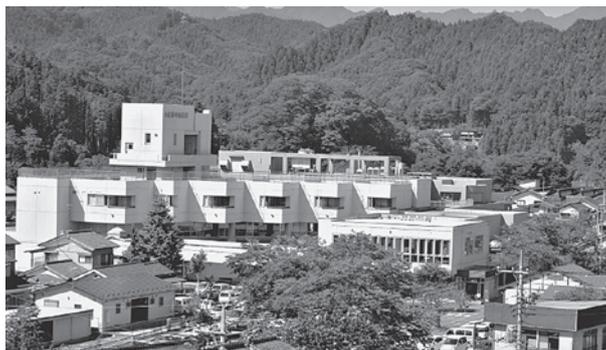
また、今後も医療の充実や地域医療推進の役割を担っていくためには、優秀な人材を確保することが重要であり、特に医師の安定的な確保が必要です。更に、長期的な視点から経営面の改善や安定化に積極的に取り組み、小鹿野中央病院をこれからも西秩父地域の医療の拠点として存続させていくことが重要です。

現 況

小鹿野中央病院の医師数等の推移

区 分		平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度
病 床	数 (床)	95	95	95	95	95
医 師 数	正 規 職 員	7人	7人	5人	5人	5人
	臨 時・パ ー ト	14人	15人	20人	19人	21人
	計	22人	22人	25人	24人	26人
看護師・看護助手 介護士・介護助手	正 規 職 員	54人	52人	51人	53人	51人
	臨 時・パ ー ト	25人	31人	35人	35人	36人
	計	79人	83人	86人	88人	87人
入 院 患 者	(年間延べ数)	26,505人	28,871人	29,425人	28,207人	28,539人
外 来 患 者	(年間延べ数)	51,803人	50,735人	40,218人	42,993人	44,130人
日平均患者数	入 院	72人	79人	81人	77人	79人
	外 来	193人	189人	151人	162人	166人

(資料：小鹿野中央病院調)



施策の内容

(1) 小鹿野中央病院の充実

①広域医療体制の充実

県の医療機関、大学医療機関などとの業務提携により、迅速、的確な対応ができるよう、今後も連携強化に努めます。

また、地元医療機関である秩父地域の病院や診療所、秩父都市医師会との連携推進により情報交換や技術交流などを密接に行い、広域医療体制の充実を図ります。

②救急医療体制の充実

医師不足の影響により、二次救急の輪番制からは撤退しましたが、今後も救急指定病院として医療体制の充実を図るとともに、地域の小児科医の協力を得て小児救急医療にも対応できるよう努めます。

③医療設備の更新・整備

近年の医療は、複雑多岐に渡っています。医療ニーズに対応した設備の更新・整備を計画的に推進します。

④人間ドックの充実

人間ドックは、生活習慣病をはじめとした疾病の早期発見・早期治療に繋がる重要な総合健診であり、町民の健康の保持や増進に寄与しています。

今後も、町民はもとより地域住民の健康維持等のため、検査内容の充実を図ります。

⑤マンパワーの確保と育成

地域医療推進のため、優秀な人材の確保や配置に努めます。

また、職員の意識改革を図るための様々な研修会への参加や、院内で実施する研修などの充実により資質の向上に努め、町民から信頼されるスタッフの育成を推進します。

⑥医師の確保

地域医療の拠点として住民から信頼される病院づくりを推進するため、関係医療機関や県の協力を得ながら医師の安定確保に努めます。

また、修学資金を貸し付ける奨学金制度により、医師を目指す医学生の経済的支援を行うとともに、後期研修プログラム（専門医研修プログラム）の活用により、医師の確保を図ります。



⑦経営改善への取組

経営面における対策については、長期的な視点から計画的に改善を図るとともに、講座や研修会などの実施により、職員一人ひとりの経営意識の向上に努めます。

⑧地域の理解への取組

地域医療の拠点として小鹿野中央病院が果たしてきた役割は大きく、その位置付けは今後も変わりません。経営的に赤字問題を抱えていますが、小鹿野中央病院が地域の安心・安全面などの点において、精神的にも大きな役割を果たしていることを理解していただけるよう、医療サービス等の更なる充実に努めます。

(2) 地域医療体制の充実**①予防医療、在宅医療等の推進**

少子高齢社会の進展を背景に、地域医療に対する住民ニーズは多様化しています。今まで本町が取り組んできた予防医療や在宅医療、訪問医療、地域包括ケアシステムの内容を更に充実させていきます。

②リハビリテーションの充実

リハビリテーションは、身体機能等の維持改善や向上に重要なことから、通院者等からのニーズも高く、今後も入院中はもとより外来や通所リハビリテーション事業の一層の充実を図ります。

③住民ニーズの把握

町や社会福祉協議会が各地区で実施する懇談会などへの参加や、小鹿野中央病院としてモニターを委嘱するなど、医療サービス等に対するニーズの把握に努め、病院運営や事業等に反映させます。

1 住みよい生活環境整備
自然と歴史に囲まれた

2 健康と福祉のまちづくり

3 心豊かな人づくり
ふるさとの明日を担う4 あふれる産業づくり
地域に根ざした活気

5 計画の推進

第4節 社会保障

現況と課題

少子高齢化社会を迎える中で、健康で豊かな暮らしを送るため、保険や年金への依存度や重要性は年々高まっています。一方で、国民年金制度における未納問題、介護保険制度、後期高齢者医療制度の度重なる制度改正や世代間の保険料負担割合など様々な課題があります。

また、国民健康保険、介護保険は、受給者の増加や給付費の増高により、厳しい財政運営を強いられています。安定した財源を確保しつつ、受益と負担の均衡がとれた持続可能な財政運営のための健全化に努めるとともに、若年層から中高年層までの健康増進施策等の推進により、給付費等を抑制することが必要です。

国民年金は、制度に対する理解を深めるための啓発や未加入者の加入促進、保険料の納付促進に努めることが制度の維持のために重要です。

また、高齢者や低所得者、社会生活弱者などの生活を支援するため、関係機関やボランティア団体などと連携を密にした総合的な生活支援を行う必要があります。

現 況

国民健康保険被保険者などの推移（各年度調定額）

区 分	世帯数	被保険者数	国民健康 保 険 税	被保険者1人 当たり税負担額	保険給付費	被保険者1人 当たりの費用額
	戸	人	千円	円	千円	円
平成20年度	2,369	4,577	297,269	64,949	915,746	245,934
平成21年度	2,375	4,687	300,497	64,113	998,316	260,320
平成22年度	2,348	4,613	267,234	57,931	1,091,919	285,945
平成23年度	2,314	4,465	267,363	59,880	1,023,034	278,341
平成24年度	2,286	4,326	260,370	60,187	1,099,867	305,775

（資料：保健福祉課調）

施策の内容

(1) 制度の充実

①国民健康保険制度

国民健康保険制度の現状を踏まえ、将来にわたる制度の充実や健全化を国に要請し、更なる制度の堅持と安定的で持続可能な医療保険制度を目指すとともに、被保険者の健康増進と疾病予防対策を推進します。

②介護保険制度

深刻化している高齢者介護等の家族の負担軽減を促すため、介護サービスの充実を図ります。

特に、中山間地域と都市部における介護サービスの格差是正や、在宅介護と施設介護のサービスの均衡などが図られるよう、国、県に要望します。



③後期高齢者医療制度

後期高齢者医療制度については、高齢者自身の保険料一部負担もあるため、制度に関する啓発などにより理解を深めてもらうとともに、引き続き適正な運用に努めます。

④子ども医療費助成制度

子ども医療費助成制度は、子育て世代の医療費負担の軽減を図るため、助成対象者を15歳まで引き上げるとともに、自己負担額の窓口払いを廃止しました。

今後も、安心して子育てできる施策として制度の推進に努めます。

⑤国民年金制度

市町村から国に保険料徴収業務が移管されてから、年金保険料の収納率は年々下降し、保険料未納対策は国の重要課題となっています。

本町においても、平成24年度末の収納率は約70%であり、制度の維持が危機的な状況であることから、若年層を中心に制度の理解と納付等の協力を得るため、国と連携した啓発活動の強化に努めます。

(2) 生活支援の充実

①低所得者の生活支援

低所得者に対しては、民生委員・児童委員、社会福祉協議会、県やハローワークとの連携を密にし、的確な状況把握に努めるとともに就労援助、福祉資金制度の活用等生活の安定と自立支援に向けた活動を推進します。

②社会生活困窮者への支援の充実

社会生活困窮者に対しては、個々の状況に即応した社会保障制度の効果的な適用を図るとともに、民生委員・児童委員などとの協働による相談支援活動、心身両面のケア、共助・公助の仕組みを活用した生活支援等を推進します。

③買い物困難者への支援の充実

地域の身近な商店の減少や高齢化、また、自家用車を保有していないなどにより、買い物に出かけることが困難な世帯が増加しています。こうした世帯では、自身による宅配注文や近隣の家族等による自助のほか、隣近所の助け合いによる共助、また、介護保険サービス、社会福祉協議会の地域支え合いや福祉有償運送制度を利用するなどの公助により日常生活用品や食料品などを賄っている状況です。

今後は、更に買い物困難者の増加が見込まれることから、買い物支援を含めた新たな生活支援制度の検討を進めます。

第 3 章

ふるさとの明日を担う
心豊かな人づくり

第1節 生涯学習

現況と課題

生涯学習とは、変化する社会情勢や生活環境の中で、個人の生涯を通じて様々な知識や技術を学ぶことです。現在では、余暇時間の増加により、個人や仲間の趣味の習いごとだけでなく、自己啓発や社会で使える資格の取得など、スキルアップ・キャリアアップのために学習したり、健康のための体力づくりに取り組むなど、生涯に張り生きがいを持って生活を送ることが、とても大切な時代となっています。

一人ひとりが自分に合ったテーマを見つけ、自分に合った学習方法でレベルアップすることは、地域での仲間づくりや絆づくりばかりではなく、地域づくりやまちづくりにも繋がるとも重要なことです。

しかし、生活環境の変化、個人の趣味の多様化に伴い情報量が増加したことなどにより、ニーズに合ったテーマの選択も一方では難しくなっています。子どもから大人まで町民すべてが、いつでも・どこでも・学びたいときに学ぶことができる環境づくりを目指さなくてはなりません。

本町では、小鹿野文化センターや両神ふるさと総合会館が生涯学習の拠点施設として活用されていますが、今後は、施設設備の内容を更に充実させるとともに、指導者、ボランティア等の人材募集や育成など、ソフト面の充実についても図る必要があります。

施策の内容

(1) 推進体制の整備と啓発活動

① 推進体制の整備

本町の生涯学習環境を整備していくため、町民が、いつでも・どこでも・学びたいときに学べるような協力体制を確立し、関係する個人や団体等との連携を強化します。

また、生涯学習実施計画を策定し、計画を具現化していくことで総合的かつ効果的に生涯学習を推進します。

② 情報の提供と啓発活動の充実

本町では、町民から教室や講座のリクエストを募集し、ニーズに合った学習情報等を広報紙やホームページを通じてお知らせし、学習機会の提供と生涯学習人口の増加に努めます。

また、インターネットなどを有効利用し、より多くの町民が様々な事柄について、触れたり、学んだりすることができるよう、情報の提供と啓発活動を充実します。

(2) 学習機会の創出と充実

町民だれもがいつでも気軽に参加でき、学びたいものが学べるよう、年齢や学習レベルのニーズに合わせた様々な学習の場や機会を提供します。

(3) 人材の育成・支援

①人材バンクの設置

町民一人ひとりに合った生涯学習機会を提供するためには、今までの講座や教室の見直しを行い、よりニーズに合った学習内容にリニューアルする必要があります。

また、新しい講座・教室の募集をするなど参加意欲の向上を図り、指導する人材やボランティアの募集など人材バンクの創設に努めます。

②図書館サービス充実のための人材育成

町民の多様なニーズや社会変化に対応した様々な資料、情報の収集・提供を行うとともに、※レファレンス機能等の専門的なサービス提供に対応可能な人員の配置や人材を育成します。

※レファレンス…資料や情報を求める利用者に対して提供される文献の紹介・提供などの援助や調査業務等を行うことをいいます。

(4) 施設・設備の整備

町民の生涯学習の場を充実させるため、文化団体活動の拠点となる小鹿野文化センターや両神ふるさと総合会館、町立図書館の施設・設備の改修等による整備を図るとともに、各公民館分館への支援も継続して行います。

(5) 団体の育成と支援

生涯学習を推進するためには、既存の団体に対する活動支援はもとより、新しい団体へのアプローチや団体育成支援が重要です。

団体の立上げや運営など状況に応じた支援等を行い、生涯学習団体全体の活発な活動や活性化を促進します。



第2節 幼児教育

現況と課題

幼児期は、大人への依存と信頼をもとに情緒を安定させて自立へと向かう、生涯にわたる人格形成の基礎が培われる極めて重要な時期にあります。

子どもの健全育成には、親子の絆をもとにした安心できる家庭と同年代の幼児と一緒に過ごす集団の場としての幼稚園等（保育所、保育園、幼稚園）の教育環境が重要です。更には、身近な地域社会において、様々な人たちとの交流や豊かな体験を通して成長していくものと考えられます。家庭、地域社会、幼稚園等の3者がそれぞれの特徴を尊重し、互いに連携しながら、一体となって幼児の健やかな成長を支えていくことになります。

そのために家庭や地域社会、幼稚園等、子育て支援センター、保健福祉センターなどの関係機関との連携強化による子育て環境整備の更なる充実が求められています。

また、3園ある幼稚園では、園児数の減少によって望ましい集団活動に支障をきたしている状況があることから、教育的効果や効率的な運営を図るため、幼稚園統合（適正規模化）の推進が必要です。

現況

幼稚園等の状況（各年10月1日現在）

区分			平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	
就学前の乳幼児数（0-6歳）			752人	725人	720人	698人	670人	
保育所・保育園	公立	小鹿野	定員	90人	90人	90人	90人	100人
			入所児数	94人	97人	101人	106人	118人
		両神	定員	40人	40人	40人	40人	50人
			入所児数	47人	45人	47人	44人	43人
	計		141人	142人	148人	150人	161人	
	私立	ひまわり	定員	60人	60人	60人	60人	60人
			入園児数	67人	67人	78人	73人	64人
管外		入所児数	22人	22人	18人	27人	30人	
合計		230人	231人	244人	250人	255人		
幼稚園	公立	小鹿野	定員	280人	280人	280人	280人	280人
			入園児数	123人	124人	126人	124人	117人
		三田川	定員	120人	120人	120人	120人	120人
			入園児数	20人	29人	26人	26人	21人
	両神	定員	105人	105人	105人	105人	105人	
		神	20人	17人	12人	15人	20人	
合計		163人	170人	164人	165人	158人		

（資料：住民課、学校教育課調）

施策の内容

(1) 保育内容等の充実

①保育内容の拡充

人格形成に極めて重要な乳幼児期における保育環境を更に良好なものとするため、一人ひとりの個性を尊重し、伸ばす教育を実践します。そのために、保育内容の異なる保育所と幼稚園が互いに連携し、両者の持つメリットを活用し、創意工夫した教育内容の拡充を図ります。

また、今後も定員の適正化や環境の整備に努め、子育て環境の充実を図ります。



②情操教育・道徳教育の充実

情緒豊かな人間形成を実践するためには、より多くの体験をさせることが重要です。

恵まれた自然環境を活用し、人や動物、自然とのふれあいの機会を増やし、生命や自然の大切さを重んじた体験型教育を推進し、情操教育、道徳教育の充実を図ります。

③特別支援教育の推進

幼稚園等においては、知的・情緒・肢体不自由などの障がいだけでなく、LD（学習障がい）、ADHD（注意欠陥／多動性障がい）、自閉症なども含め、障がいのある幼児について一人ひとりの教育的ニーズや発達課題を的確に把握し、遊びや生活上の困難を改善、克服するため、適切な指導や教育的支援を行います。

また、地域社会全体で障がいのある幼児とその教育に対する正しい理解と認識を深めるため、特別支援教育に関する啓発活動の充実に努めます。

④教育環境の整備

良好な保育・教育環境を提供するため、幼稚園等の施設・設備の更新を適宜行うとともに、公立保育所と民間保育園との格差是正にも配慮します。

また、幼児教育は、集団生活の中での指導による教育効果を基本とするものであり、一定の児童数や適切な教職員数の確保が必要となります。そのため、入園児数が減少している幼稚園については、地域差のないより良い教育環境整備を図るため、幼稚園統合（適正規模化）を推進します。

⑤親支援の拡充

子どもたちの健やかな成長には、親自身が子育てに自信と喜びを感じ、ゆとりをもって子育てできることが大切です。

そのためにも、自らの子育てを振り返るとともに、親が育児に不安や孤立感を抱かないよう、様々な学習機会や親子での交流機会の提供に努めます。



⑥職員の資質向上

幼稚園教諭や保育士は、教育者としての責任感や使命感、深い幼児理解を基礎として総合的な指導を展開する力や、多様な保育ニーズに対応する力などを養うことが求められます。

こうしたことから、施設内外における各種研修の充実を図るとともに、日々の保育や生活の中においても、常に自己啓発・自己研鑽に努めるなど、職員の資質向上を図ります。

(2) 地域全体の連携強化**①家庭・地域との連携強化**

次世代を担う子どもたちが、厳しい時代をたくましく、しなやかに生き抜くためには、家族などの身近な人たちからの温かい愛情に包まれながら、夢を育み、希望をもって安心して生活できる環境が必要です。

そのような環境づくりを推進し、保護者にとって子どもを育てる自覚や責任と子どもが育つ喜びを実感できるよう、地域社会と幼稚園等が一体となり、家庭での子育てと親育ちを支えるための連携強化に努めます。

②学校との連携強化

全国的にも「※小1プロブレム」と呼ばれる問題が発生する中で、幼稚園等と小学校とがそれぞれの教育目標や指導の内容・方法などについて、情報を共有するとともに生活の連続性に配慮しつつ小学校との連携、接続の取組の充実に努め、小学校以降の生活や学習に繋げる教育を推進します。

※小1プロブレム…入学したばかりの小学校1年生の段階において、集団行動がとれない、授業中に座ってられない、話を聞かないなどの状態が数か月継続する問題のことをいいます。

③開かれた施設づくり

幼稚園等においては、保護者や地域住民の幼児教育への関心を高め、教育方針や幼児の生活について理解と協力を得るための各種行事への参加、参画機会の創出、園だよりの活用など、積極的な情報の提供、発信に努めます。

1 住みよい生活環境整備
自然と歴史に囲まれた

2 健康と福祉のまちづくり

3 心豊かな人づくり
ふるさとの明日を担う4 あふれる産業づくり
地域に根ざした活気

5 計画の推進

第3節 学校教育

現況と課題

日本を取り巻く環境が大きく変化している中で、人が人として、地域の一員として、また、国際社会の一員として必要とされる資質とは何かを見極め、行動することができる人材を育成していくことが現在の教育において大変重要です。

そのため、本町では「未来に向かって夢と希望と勇気を育む小鹿野教育」を基本理念として、子どもたちの学力・体力・心豊かな人間性を育み、自他の人権を敬愛し、夢と希望を持ち、地域と一体となって社会で生き抜く力を身に付け、伝統文化を継承・発展させ、世界の人々と共に生きることでできる自立した個人として成長できるよう、その教育指導に取り組んでいます。

また、子どもや保護者、地域住民、教職員が信頼と誇りを持てる学校づくりを目指し、自己実現ができるための基礎を培い、基本的な資質を養う学びを実現できる安心・安全で充実した教育環境の整備推進を図る必要があります。

教育環境の整備では、児童・生徒数の推移や国の教育改革の動向、学校をはじめとする教育施設の老朽化などへの適切な対応が必要ですが、町では厳しい財政状況を考慮し、限られた予算で最大の成果を生むことができるよう「小鹿野町教育施設整備グランドデザイン」を策定し、全教育施設の改善・整備を図るための取組を開始しています。

このグランドデザインでは、幼稚園や中学校の適正規模化を図り、集団教育のメリットを最大限生かした教育を進めるとともに、安心・安全な学校給食の提供を目的とした学校給食センターの整備なども計画しています。また、スポーツの振興を図るため、社会教育施設の改善・整備なども実施し、子どもから大人まで町民すべての豊かな生活環境の実現に努めます。

現 況

小・中学校の児童・生徒数の推移（各年5月1日現在）

区 分	小 学 校			中 学 校		
	男	女	計	男	女	計
平成20年度	381人	347人	728人	211人	203人	414人
平成21年度	359人	347人	706人	210人	173人	383人
平成22年度	361人	322人	683人	198人	173人	371人
平成23年度	356人	307人	663人	203人	168人	371人
平成24年度	341人	304人	645人	192人	185人	377人

（資料：学校教育課調）

指 標

小・中学校数等の指標

区 分	基準年度（平成25年度）	目標年度（平成30年度）
小学校数	4校	4校
学級数	36（うち特別支援学級6）	35（うち特別支援学級5）
児童数	634人	575人
中学校数	4校	1校
学級数	19（うち特別支援学級4）	12（うち特別支援学級3）
生徒数	356人	318人

（資料：学校教育課調）

施策の内容

（1）教育施設の整備・活用

①学校施設の耐震化

学校施設は、児童・生徒の学習と生活の場として、豊かな人間性を育むための教育環境として重要な意義を持つものです。また、災害時には地域住民の避難所としての役割を果たすものでもあります。

このため、平成20年度に小鹿野町立学校施設耐震化計画を策定し、耐震化工事を進め、平成25年度末において大半の耐震化工事が終了します。小鹿野小学校体育館については、早期に新築整備を実施し、学校施設すべての耐震化を推進します。

②学校施設・設備の整備

良好な教育は、良好な環境から生れるものです。本町の各施設は老朽化の進んだものが多くありましたが、前期計画期間中に大半の学校施設を全面改修し、教育環境の整備を図りました。小鹿野中学校校舎については、改修工事及び増築工事による施設改善を早期に進めます。

学校における施設整備は、環境を考慮した施設改修（エコスクール）や、社会福祉に対応した施設、ICT（情報通信技術）化等の質的整備を進めており、良質な教育環境の提供を推進します。

また、スムーズな事業展開と質の高い教育施設の整備、利便性の高い施設の提供を目指し、教育施設整備グランドデザインを策定しました。今後は、この教育施設整備グランドデザインの計画に沿った教育施設整備を推進し、教育サービスの向上に努めます。

③余裕教室の活用

児童・生徒数の減少に伴う学級減により生じた教室を、算数、数学などの少人数教室として活用し、個々に応じたきめ細かな指導の充実を図ります。



(2) 適正規模の学校再編

児童・生徒数の減少で小規模校が増えたことなどから、教育環境に様々な影響が出てきています。良好な教育環境を確保し、教育内容の一層の充実を図るため、また、小規模校の短所を補いながら、本町独自の特色ある教育環境を樹立させるため、中学校等の再編を推進します。

また、その過程において、学校行事の合同実施等の学校間合同事業を推進し、学習効果の充実を図ります。

(3) 確かな学力と自立する力の育成

①確かな学力の育成

変化の激しい社会を子どもたちが主体的、創造的に生き抜いていくためには、基礎的・基本的な知識や技能の習得とともに、学んだ知識や技能を様々な領域で活用し、課題を解決するために必要な思考力や判断力、表現力、そして主体的に学習に取り組む態度を含めた学力を身に付ける必要があります。

こうしたことから、全国学力・学習状況調査等の活用や学習指導補助員の配置、補充学習の充実、各種検定等への助成、教職員の資質向上などを推進します。

②伝統文化の継承

子どもたちが郷土の伝統文化や文化財に触れ、体験できる機会の拡充や、芸術鑑賞教室を開催するなど、郷土を大切に思う心の育成を図るための機会と場所を整備します。

また、子どもたちの個性を磨き、人材育成を図るため、歌舞伎など地域の伝統文化や歴史などを題材にした小鹿野らしさの感じられる特色ある事業の実施に努めます。



③国際化に対応できる教育の推進

高度情報化社会の進展や国際交流の活性化などにより、日常生活においても世界との距離が縮まってきており、本町を取り巻く環境にも国際化が浸透してきました。こうした国際化が進む社会の中で、子どもたちが国際人として生き抜く力を養うことも重要です。

そのためには、諸外国の民族、習慣などについて正しく理解させることや外国語を活用する力を向上させることが必要となることから、質の高いALT（英語指導助手）の確保を図り、国際化に対応できる教育を目指します。

また、子どもたちが文化や言語の異なる国際社会を学び、外国の文化や言葉に触れる体験などを通して、世界で生きていける能力・資質の基礎を身に付けられる事業を実施します。

④情報教育の推進

情報化が進展し、ICTを活用することが一般的となった社会の中で生きていく児童・生徒には、ICTを科学的に理解するとともに、情報を主体的に活用し、情報化社会に積極的に参画していく力を育成することが重要です。ICTを活用した授業研究を通して、教職員の資質向上と情報教育の充実を図ります。

⑤キャリア教育・職業教育の充実

本町の伝統的な産業・観光事業等に興味を持ち、勤労観や社会性を身に付け、将来の職業や生き方の自覚に繋げることができるよう、農業体験、職場体験、ボランティア体験など様々な体験学習を学校・地域・各種産業団体等との連携・協力によって推進し、キャリア教育・職業教育の充実を図ります。

⑥特別支援教育体制の整備・充実

特別な支援を要する児童・生徒が、社会で独り立ちできるようにするためには、個人の持つ能力や個性を見出し、伸ばしてやるのが大切です。そのため、特別支援学級の設置や生活指導補助員の配置を充実させるとともに、特別支援教育の視点に立った教育の推進を図ります。

また、就学支援・相談体制の充実とともに、ノーマライゼーションの理念に基づき、交流及び共同学習の推進を図ります。

(4) 豊かな心と健やかな体の育成

①道徳教育の充実

全国学力・学習状況調査によると、「自分にはよいところがあると思うか？」の質問に対し、肯定的な回答は必ずしも高いとはいえ、道徳教育の難しさが課題となっています。学校では、効果的な道徳教材の活用や道徳教育推進教師を中心とした道徳教育指導体制づくりを推進します。

②豊かな人間力の育成

子どもたちの豊かな情操や規範意識、自他の生命尊重、人間関係を築く力、公共の精神を養い、主体的な判断と適切に行動する力を育みます。

また、各種アセスメント調査等を活用して子どもたちの学校生活意欲や学級集団の状況を把握し、個別対応と集団経営の充実を図ります。

③体験活動の推進

自然体験、職場体験、勤労・生産体験、社会奉仕体験や世代間交流を行うなど、家庭、地域、企業、NPOなどと連携して、発達段階に応じた様々な体験活動を推進します。

④学校図書館の充実

豊かな情操教育のために学校図書館の充実を図り、子どもが興味のある本や教科等の学習に活用できる本を拡充し、標準冊数の達成に努めます。

⑤人権教育の推進

人権、命に対する畏敬の念を深める道徳授業の実施や、人権感覚の育成を図るための指導内容、指導方法を改善します。

また、様々な体験活動、読書活動の充実を図るとともに、家庭・地域と連携し、いじめをはじめとした人権問題について主体的に考えることのできる児童・生徒の育成を目指します。



⑥学校体育活動の推進

学校体育施設・設備の充実を図り、児童・生徒が思いきり体を動かせる環境整備を推進し、児童・生徒の体力の向上を図ります。

また、学校、家庭、地域の医療機関などが連携して学校保健を充実し、心身共に健康な児童・生徒の育成を目指します。



(5) 質の高い学校教育の推進

①教職員の資質の向上

教育内容の更なる充実や教育水準の向上を図るため、教職員に対する各種研修会への積極的な参加を推進します。

また、人事評価制度を活用し、公正な人事管理や資質の向上に取り組み、児童・生徒との信頼関係に基づく教育活動を推進します。

②子どもたちの安心・安全の確保

学校防災マニュアル等に則り、学校の危機管理体制の充実や教職員の危機管理能力の向上を図ります。

また、保護者、地域、関係機関と連携し、地域ぐるみの見守り活動や交通安全・防犯教育を推進し、子どもたちの安心・安全の確保に努めます。

(6) 異校種間連携の充実



①小学校と中学校

小・中学校9年間において、一貫した教育を推進し、同一の教育目標を設定・共有する中で、地域との連携による9年間を見通したカリキュラムを編成し、また、学びや育ちの連続性を重視した学校づくりに取り組むための小・中一貫教育のあり方について研究し、各学校の一層の教育効果を高めます。

②幼稚園等と小学校

子育ての目安「※3つのめばえ」や「※接続期プログラム」を活用し、幼稚園等と小学校との滑らかな接続を図ります。子どもに関わるすべての人が、子どもの発達や援助について共通理解を深め、家庭、地域、幼稚園等と小学校が一体となり、子どもを育てていくことを目指します。

※3つのめばえ………小学校就学前の子どもたちに身につけてほしい内容（1.生活、2.他者との関係、3.興味・関心）を示した埼玉県の施策

※接続期プログラム…幼児期の教育と小学校教育の円滑な接続をねらいとする埼玉県の施策

③中学校と高等学校

県立小鹿野高等学校との「連携型中高一環教育」は終了しましたが、今後も同校を含めた公立・私立高等学校との交流・連携を推進し、教育効果の向上と進路学習の充実を図ります。

(7) 家庭・地域との連携

少子化や核家族化などの進展により、教育も含めて子育ては地域社会が一体となり取り組むべき重要な課題となっています。家庭、地域、学校との連携を密して、心身ともに調和の取れた児童・生徒の成長が図られる地域支援体制の確立に努めます。

また、子どもの読書活動や家庭学習の習慣化に向けて、家庭教育支援体制の充実を目指します。

第4節 県立小鹿野高等学校との連携

現況と課題

少子化の進展や大学等への進学率が高まる中、町外や秩父地域外の私立や公立の高校への進学者が増加する一方、県立小鹿野高等学校（以下「小鹿野高校」）への入学者数は減少が続いています。

同校では、情報コースの設置、近隣中学校5校との連携型中高一貫教育の実施、普通科から総合学科への学科再編、また、更なる活性化と学校維持のための方策として、山村留学制度の導入など様々な取組が行われてきました。これらの取組により、地域に愛され、地域に根ざした魅力のある学校づくりが推進されてきましたが、生徒数の増加に至っていないのが現状です。

今後も地域や町が一体となり、同校が掲げる学校像や目標を尊重し、また、同校が進める魅力あふれる学校づくりに対する理解や連携・協力を推進し、町内における公立高校を維持していくことが必要です。

現 況

小鹿野高校の入学者数・全校生徒数の推移

単位：人

区 分	平成16	平成17	平成18	平成19	平成20	平成21	平成22	平成23	平成24	平成25
入学者（男）	83	59	57	60	36	43	54	36	65	45
入学者（女）	74	59	43	50	52	52	58	34	23	33
入学者（計）	157	118	100	110	88	95	112	70	88	78
うち 町内	68	64	56	45	38	34	32	17	28	22
うち 町外	89	54	44	65	50	61	80	53	60	56
全生徒（男）	211	184	181	168	144	130	126	118	134	130
全生徒（女）	199	204	165	142	134	140	151	135	103	82
全生徒（計）	410	388	346	310	278	270	277	253	237	212

（資料：小鹿野高校調）

施策の内容

(1) 魅力ある学校づくりへの連携

①地域・町との連携推進

小鹿野高校が積極的に実施しているボランティア活動などを通じ、地域との連携促進に努めます。

同校と近隣中学校との連携型中高一貫教育は発展的解消をしましたが、引き続き町内の小・中学校との交流事業の継続をはじめ、伝統ある地域唯一の公立高校である同校との連携体制の推進を図ります。

②山村留学制度への支援

町外から生徒を受け入れ、生徒数の増加と地元出身の生徒との交流を図るとともに、小鹿野高校と本町の活性化を図ることを目的に県が創設した「山村留学制度」の円滑な運営を支援します。

1 住みよい生活環境整備
自然と歴史に囲まれた

2 健康と福祉のまちづくり

3 心豊かな人づくり
ふるさとの明日を担う

4 あふれる産業づくり
地域に根ざした活気

5 計画の推進

第5節 芸術・文化活動

現況と課題

本町では、小鹿野文化センターや両神ふるさと総合会館を拠点に各種の教室や講座を開催し、地域文化活動の推進に取り組んできたことで、多くの芸術・文化団体が誕生してきました。それらの多くが、小鹿野文化団体連合会（58団体）や公民館クラブ（15団体）に加盟し、活動しています。

また、町内在住の芸術家の創作活動も従来から盛んに行われています。芸術・文化活動の成果発表の場としては、西秩父美術展、ふるさとまつり文化展、小鹿野文化祭などがあり、町民ぎやらりーとして文化センターや総合センターを会場に、団体・個人の展覧会を開催しています。

今後は、時代に即応した情報の整理に努め、町民が気軽に芸術・文化活動を楽しみながら参加できる新たな施策を推進することが必要です。



現 況

小鹿野文化団体連合会加盟団体（平成25年4月1日現在）

No.	部会理事	所属団体名	会員数(人)
1	文学 6団体	両 神 文 芸 ク ラ ブ	19
2		小 鹿 野 ひ こ ば え 句 会	8
3		小 鹿 野 短 歌 会	12
4		「 堅 香 子 」 小 鹿 野 句 会	8
5		小 鹿 野 俳 句 愛 好 会	8
6		小 鹿 野 俳 人 協 会	33
7	美術 15団体	両 神 は り 絵 愛 好 会	9
8		両 神 書 道 会	14
9		両 神 パ ッ チ ワ ー ク 愛 好 会	12
10		両 神 七 宝 ク ラ ブ	10
11		絵 画 ・ 陶 芸 グ ル ー プ 『 や し お 』	24
12		両 神 絵 手 紙 教 室	17
13		小 鹿 野 書 道 会	27
14		書 心 書 道 会 小 鹿 野 支 部	16
15		小 鹿 野 美 術 ク ラ ブ	16
16		和 紙 絵 ク ラ ブ	8
17		お が の 墨 絵 の 会	10
18		ど ろ ん こ ク ラ ブ	18
19		陶 芸 虹 の 会	17
20		押 花 ク ラ ブ	6
21		日 本 書 学 館 秩 父 支 部	10
22	音楽 9団体	コ ー ラ ス や ま び こ	13
23		壽 禮 じ ゅ ら い	14
24		小 鹿 野 ウ ィ ン ド ア ン サ ン プ ル	19
25		金 澤 三 弦 会 長 若 支 部	16
26		小 鹿 野 箏 曲 会	8
27		大 正 琴 と き わ 会	13
28		コ ー ラ ス 薊	35
29		小 鹿 野 カ ラ オ ケ 愛 好 会	18
30		童 謡 く ら ぶ	19
31		舞踊 10団体	両 神 ダ ン ス 愛 好 会
32	両 神 民 踊 研 究 会		10
33	こ じ か 舞 踊 会		16
34	小 鹿 野 民 踊 連 合 会		25
35	小 鹿 野 民 踊 会		14
36	神 泉 舞 踊 会		11
37	いきいき館高齢者生きがいダンスクラブ		8
38	プ ル メ リ ア		19
39	新 舞 謡 会		12
40	三 津 美 舞 踊 会		13

No.	部会理事	所属団体名	会員数(人)
41	郷土芸能 11団体	間庭囃子会	46
42		大塩野囃子会	23
43		小鹿野歌舞伎保存会	40
44		上町波歌囃子会	30
45		宮若会	77
46		新原太鼓連	39
47		柴崎社中	14
48		鹿桜会松井田	44
49		栗尾太鼓会	23
50		小鹿野囃子保存会	40
51		歌舞伎サークルうぶ	33
52	生活教養 7団体	キャラクタークラブ	7
53		西秩父将棋クラブ	29
54		生花クラブ	12
55		西秩父盆栽研究会	29
56		西秩父親と子のよい映画をみる会	12
57		女衆の会	11
58		両神将棋・囲碁クラブ	22

(資料：中央公民館調)

施策の内容

(1) 芸術・文化活動の推進

①文化団体連合会の育成と活動の推進

現在、小鹿野文化センターや両神ふるさと総合会館を拠点として、文化団体連合会や公民館クラブ加盟団体が活動しています。

今後は、加盟している団体のほか、新しい団体の育成や支援を推進し、また、加盟団体間の連携強化や個人活動も含めた意識の向上を促進し、町内の活動の活性化を図ります。

②芸術・文化に接する機会の創出

町民が、卓越した芸能や芸術・文化に触れ、気軽に楽しめる機会を設けるため、町民劇場や文化講演会、展覧会など従来から行われているイベントの継続や充実を図るとともに町民のニーズに合った新たな企画の創出に努めます。



1 住みよい生活環境整備
自然と歴史に囲まれた

2 健康と福祉のまちづくり

3 心豊かな人づくり
ふるさとの明日を担う

4 あふれる産業づくり
地域に根ざした活気

5 計画の推進

第6節 文化財

現況と課題

先人が築き守ってきた貴重な文化遺産を適正に保存し、積極的に活用していくことは今後も重要な課題です。また、文化財保護意識の啓発や学術・文化の発展を促進し、地域に根ざした「小鹿野文化」を広く発信し、次世代へと引継いでいくことも必要です。

本町では、137件の文物を有形・無形の文化財として指定しており、また、毎年行われる郷土芸能祭やふるさとまつり、各地域の祭り等で伝統芸能が上演されるなど、ふるさとの文化継承のための積極的な活動が行われています。特に、県指定文化財「小鹿野歌舞伎」は、役者、裏方が充実し、用具類を自前で作成、調達するなど全国的にも貴重な文化です。

今後も小鹿野歌舞伎の一層の振興を図るとともに、昭和46年以来本町が収集を行ってきた1万点を超える文化財関係資料の公開を図ることが課題となっています。文化財関係資料については、今後も発見と収集、適切な保存等に努めていくことが重要です。

現況

文化財件数等の状況（平成25年10月1日現在）

区 分		国指定等文化財	県指定等文化財	町指定文化財	合 計
種別（次項の種別参照）		件 数	件 数	件 数	
有 形 文 化 財	建 造 物（有・建）	0	1	12	13
	絵 画（有・絵）	0	1	11	12
	工 芸 品（有・工）	0	0	2	2
	彫 刻（有・彫）	0	3	20	23
	書籍・古文書・典籍（有・古）	0	1	17	18
	考 古 資 料（有・考）	0	1	0	1
	歴 史 資 料（有・歴）	0	0	7	7
	小 計	0	7	69	76
無 形 文 化 財（無 形）		0	0	1	1
民 俗 文 化 財	有形民俗文化財（民・有民）	0	1	9	10
	無形民俗文化財（民・無民）	0	6	16	22
	選択無形民俗文化財（民・選）	1	2	0	3
	小 計	1	9	25	35
記 念 物	史 跡（記・史）	0	2	15	17
	名 勝（記・名）	0	0	0	0
	天 然 記 念 物（記・天）	0	2	6	8
	旧 跡（記・旧）	0	2	0	2
	小 計	0	6	21	27
選 定 重 要 遺 跡（重 遺）		0	2	0	2
合 計		1	24	116	*141

※重複件数4件を含む。（資料：社会教育課調）

埼玉県指定文化財

種別	名称	員数
1 有・建	法養寺薬師堂	1棟
2 有・絵	絹本着色十三仏像	1幅
3 有・彫	木造金剛力士立像	2軀
4 有・彫	木造阿弥陀如来坐像	1軀
	木造聖観音菩薩立像	1軀
5 有・彫	木造十二神将立像	12軀
	木造日光菩薩・月光菩薩立像	2軀
6 有・古	長享二年秩父札所番付	1巻
7 有・考	塚越向山遺跡出土注口土器及び収納石器	31点
8 民・有民	小鹿野祭屋台春日町屋台	1基
	小鹿野祭屋台上町屋台	1基
	新原笠鉾	1基
	腰之根笠鉾	1基
9 民・無民	小鹿野の歌舞伎芝居	
10 民・無民	飯田八幡神社の祭り（鉄砲祭り）	
11 民・無民	半平の天王焼き	
12 民・無民	橋詰のドウロク神焼き	
13 民・無民	出原の天気占い	
14 民・無民	河原沢のオヒナゲエ（お雑粥）	
15 記・史	鷲窟磨崖仏	
16 記・史	甲源一刀流逸見氏練武道場	1棟
17 記・天	フクジュソウ群落	
18 記・天	犬木の不整合	
19 記・旧	斎藤義彦の墓	1基
20 記・旧	森玄黄斎の墓	1基

小鹿野町指定文化財

種別	名称	員数
1 有・建	聖天宮	1棟
2 有・建	小鹿神社旧本殿	1棟
3 有・建	薬師堂仁王門	1棟
4 有・建	諏訪神社本殿	1棟
5 有・建	妙見宮本殿	1棟
6 有・建	諏訪神社本殿	1棟
7 有・建	田の頭諏訪神社本殿	1棟
8 有・建	鷹巣下薬師厨子付宝鏡	1棟
9 有・建	加藤家住宅母屋、塀、門、一番蔵	1棟
10 有・建	秩父札所三十二番 法性寺観音堂	1棟
11 有・建	塩沢宇賀神社社殿	1棟
12 有・建	近藤銘醸株式会社主屋・保存蔵	2棟
13 有・絵	絹本着色十三仏画像	1幅

種別	名称	員数
14 有・絵	涅槃絵（漢山筆）	1幅
15 有・絵	竹本定太夫画像（漢山筆）	1幅
16 有・絵	森玄黄斎の遺作品	10点
17 有・絵	涅槃像画軸	1幅
18 有・絵	蘭花芳香（群玉筆）	1幅
19 有・絵	双虎崖下疾駆之図（群玉筆）	1幅
20 有・絵	絹笠神社天井画付絵馬	2点
21 有・絵	紙本着色十二神将像	2幅
22 有・絵	山水図塀風（漢山筆）六曲屏風	1隻
23 有・絵	堤鋤月画「梅の図」	1隻
24 有・工	鰐口（元禄十二年銘）	1口
25 有・工	春日町屋台後幕刺繍原図	1点
26 有・彫	木造阿弥陀如来立像	1軀
27 有・彫	木造聖観音立像	1軀
28 有・彫	木造阿弥陀如来坐像	1軀
29 有・彫	木造十一面観音坐像	1軀
30 有・彫	石造仁王尊立像	2軀
31 有・彫	木造聖観音立像	1軀
32 有・彫	木造蔵王権現像	1軀
33 有・彫	銅造蔵王権現像	1軀
34 有・彫	木造虚空蔵菩薩坐像	1軀
35 有・彫	木造聖観音坐像	1軀
36 有・彫	森玄黄斎絵馬	1面
37 有・彫	庚申塔	1基
38 有・彫	森伊兵衛夫妻の像	2軀
39 有・彫	文殊菩薩坐像	1軀
40 有・彫	木造金剛力士立像	2軀
41 有・彫	木造普賢菩薩坐像	1軀
42 有・彫	木造千手観音坐像	1軀
43 有・彫	木造大日如来坐像	1軀
44 有・彫	木造阿弥陀如来立像	1軀
45 有・彫	木造薬師如来坐像	1軀
46 有・古	武田の高札	1幅
47 有・古	北条氏直書状	1点
48 有・古	北条氏邦感状	1点
49 有・古	黄檗木庵の墨跡	1幅
50 有・古	慶長・慶安の検地帳	7冊
51 有・古	吉田家文書	
52 有・古	明暦検地帳	
53 有・古	田嶋家文書	
54 有・古	坂本家文書	
55 有・古	新井家文書	
56 有・古	坂本家文書	
57 有・古	甲源一刀流神文書	39巻

種別	名称	員数
58 有・古	木公堂日記	17冊
59 有・古	岩田家文書	
60 有・古	柴崎家文書	
61 有・古	大般若経	600巻
62 有・古	大般若経	6巻
63 有・歴	七重の塔	1基
64 有・歴	火縄銃	1式
65 有・歴	火縄銃	1式
66 有・歴	火縄銃	1式
67 有・歴	甲冑	1領
68 有・歴	甲冑付火事装束兜、陣羽織	1領
69 有・歴	般若村高札	9点
70 無形	甲源一刀流の形	
71 民・有民	逸見家の駕籠	1基
72 民・有民	三山下郷笠鉾	1基
73 民・有民	羽黒神社（宗吾神社）の笠鉾	1基
74 民・有民	羽黒神社（宗吾神社）の舞殿	1棟
75 民・有民	薬師堂の納札（3点）	3点
76 民・有民	大塩野屋台	1基
77 民・有民	飯田屋台	1基
78 民・有民	八幡神社の笠鉾	1基
79 民・有民	木魂神社神楽殿（津谷の舞台）	1棟
80 民・無民	竹平の獅子舞	
81 民・無民	長留の獅子舞	
82 民・無民	柏沢太々神楽	
83 民・無民	長久保神楽	
84 民・無民	浦島念仏	
85 民・無民	柏沢ちんぢんめえり	
86 民・無民	奈倉神楽	
87 民・無民	聖天神楽	
88 民・無民	間庭の甘酒まつり	
89 民・無民	松井田神楽	
90 民・無民	十六神楽	
91 民・無民	煤川の獅子舞	
92 民・無民	倉尾神社の長旗付き煙火	
93 民・無民	小森歌舞伎	
94 民・無民	的矢の神事（伊豆沢の天気占い）	
95 民・無民	筒粥の神事（馬上のクダゲエ〔管粥〕）	
96 記・史	山田百梅の墓碑	1基
97 記・史	お塚（古墳）	1基
98 記・史	日尾城跡	
99 記・史	奈倉館跡	
100 記・史	高札場	1棟
101 記・史	札所三十一番鷲窟山観音院	

種別	名称	員数
102 記・史	札所三十二番般若山法性寺	
103 記・史	日尾荊山の生地	
104 記・史	安積良斎の小鹿野碑	1基
105 記・史	竹内いし女墓1基・褒賞1点	
106 記・史	加藤民也先生碑	1基
107 記・史	甲源一刀流 逸見愛作寿碑	1基
108 記・史	出浦市郎左衛門頌徳碑	1基
109 記・史	初代音羽屋彦五郎の碑	1基
110 記・史	小鹿塚	
111 記・天	ようばけ	
112 記・天	古鷹神社の杉	3本
113 記・天	一本杉峠の杉	1本
114 記・天	逸見家の櫓	14本
115 記・天	坂本の大もみじ	1本
116 記・天	大徳院の一本杉	1本

記録作成等の措置を講ずべき無形の民俗文化財（国選振）

種別	名称
1 民・選	河原沢のオヒナゲエ（お雑粥）

埼玉県選振無形民俗文化財

種別	名称
1 民・選	伊豆沢の天気占い
2 民・選	馬上のクダゲエ（管粥）

埼玉県選定重要遺跡

種別	名称
1 重遺	塩沢城跡
2 重遺	日尾城跡

施策の内容

(1) 文化財の保護と活用

①文化財の保存

本町には、県・町指定文化財をはじめ多くの貴重な文化財が所在します。これらを適正に保存するとともに、町の歴史を伝える資料として活用します。



②埋蔵文化財の保護

貴重な遺跡などについては、開発行為との調整を図りながら保護・保全に努めます。

③文化財資料館（展示施設）の整備

今までに収集されている化石や標本、民俗資料古文書、出土品などは、町民や来訪者に公開し、郷土の歴史・文化について学習できるよう資料館の整備を推進します。

(2) 地域文化の活性化

①小鹿野歌舞伎などの推進

200年の歴史を誇る県指定文化財「小鹿野歌舞伎」は、関係者のたゆまぬ努力により、全国にその名が知られるようになりました。小鹿野町の看板としての役割は大きく、本町の貴重な文化財産として今後も保存・活用するとともに、本町文化のシンボルとすることで、町の文化イメージのアップを図ります。



②後継者の育成

本町の伝統芸能には、歌舞伎のほかにも獅子舞、神楽、八木節、小鹿野囃子などがあります。貴重な文化資産の永続的な継承のため、関係者の保存活動を積極的に支援し、後継者の育成を推進します。

また、学芸員など専門職を継続的に配置し、支援体制の整備に努めます。



(3) 地域の歴史研究の推進

①歴史的資料等の記録・収集

本町の貴重な歴史的資料が埋没しないように、映像記録・聞き書きなど郷土史の記録、資料の収集を推進します。

②研究の推進

郷土意識の高揚と地域文化の研究や伝承を図るため、町内外の研究者や研究機関と連携し、地域の歴史研究を推進します。

また、町史資料集の刊行については、継続して行います。

1 住みよい生活環境整備
自然と歴史に囲まれた

2 健康と福祉のまちづくり

3 心豊かな人づくり
ふるさとの明日を担う

4 あふれる産業づくり
地域に根ざした活気

5 計画の推進

第7節 スポーツ・レクリエーション

現況と課題

メタボリック症候群や生活習慣病などのことばに代表されるように、現代人の運動不足が一部で深刻化しており、一方、それらに伴いスポーツ・レクリエーション活動への関心も高まり、その活動内容などは多種多様化しています。

今後も、町民が気軽に参加できるスポーツ・レクリエーションの普及や各種の教室、講座、講習会の拡充、指導員の養成、団体の育成などが必要です。

現 況

小・中学校一般開放運動施設（平成25年5月1日現在）

区 分	運 動 場	体 育 館
小 鹿 野 小 学 校	8,726 m ²	620 m ²
長 若 小 学 校	3,999 m ²	488 m ²
三 田 川 小 学 校	8,917 m ²	559 m ²
両 神 小 学 校	8,914 m ²	558 m ²
小 鹿 野 中 学 校	22,429 m ²	1,289 m ²
長 若 中 学 校	9,876 m ²	740 m ²
三 田 川 中 学 校	30,333 m ²	740 m ²
両 神 中 学 校	11,220 m ²	633 m ²

(資料：学校教育課調)

町営スポーツ施設（平成25年5月1日現在）

区 分	面 積	利用可能種目等	備 考
運 動 場	下小鹿野運動場 12,468m ² 飯田運動場 8,648m ² 間明平運動場 5,800m ² 日尾第1グラウンド 8,158m ² 日尾第2グラウンド 2,182m ² 山村広場運動場 46,702m ² 夜間照明運動場 3か所	野球・サッカー・ソフトボール等 野球・ソフトボール等 ソフトボール等 野球・ソフトボール等 ゲートボール等 野球・サッカー・ソフトボール等 野球・ソフトボール等	両神小学校グラウンド 小鹿野中学校グラウンド 日尾第1グラウンド
体 育 館	町民体育館 1,289m ² 日尾体育館 502m ² 藤倉体育館 455m ²	バレーボール・バスケットボール等 バスケットボール等 フットサル	
武道場等	柔 剣 道 場 437m ² 弓 道 場 614m ²	柔道・剣道等 弓道	
総 合 運 動 公 園 ※敷地6.1ha	テニスコート 6面 ゲートボール場 3面 野 球 場 6,578m ² (1面) グラウンドゴルフ場 12コース サブグラウンド 1,458m ²	テニス ゲートボール 野球(両翼90m センター110m) グラウンドゴルフ	内ナイター4面 ナイター照明付

(資料：社会教育課調)

施策の内容

(1) スポーツ・レクリエーション施設の活用と整備

①学校施設等の既存施設の活用

校庭や体育館などの学校施設の一般開放を継続するとともに、小・中学校の体育館や運動場などを活用し、町民が気軽に参加できるスポーツやレクリエーションなどを推進します。

②スポーツ施設の整備・改修

各スポーツ施設などは、教育施設整備グランドデザインの計画に沿って整備を推進します。総合運動公園エリアには、社会体育施設（野球場・テニスコート・ゲートボール場）に加え、柔剣道場、弓道場、サッカー場などを計画的に整備し、総合運動公園として更なる拡充を図ります。

(2) スポーツ・レクリエーション活動の推進

①団体の育成

町民がスポーツやレクリエーション活動を自主的に実施できるよう、支援体制を強化し、体育協会をはじめとする活動母体の育成を図ります。



②指導者の育成

町民のスポーツ・レクリエーションに関する参加意欲を高め、その活動を広めるための指導者の養成、資質の向上を図ります。

③スポーツ少年団の育成

青少年の心身の健全育成、体力向上を図るため、スポーツ少年団の育成と活動の活性化に取り組みます。

④生涯スポーツ・レクリエーション活動の推進

生涯スポーツ・レクリエーション活動の推進のため、青少年から高齢者まで気軽に参加できるよう、年代に応じたメニューづくりを行います。



(3) 身近なレクリエーション活動の推進

①自然を活用したレクリエーション活動の推進

豊かな自然環境を活用し、町民の山や川など自然とのふれあいを促進するため、遊歩道などを生かしたハイキングや自然探勝会等のイベントを開催します。

②スポーツ教室や大会の開催

町民の参加機会を創出し、身近な場所で気軽に健康・体力の維持増進が図られるよう、スポーツ教室やスポーツ大会、各種イベントを開催します。

第8節 児童・青少年の育成

現況と課題

核家族化や女性の社会進出、生活様式の多様化など社会情勢が変容する中、青少年の意識も時代とともに変化がみられ、また、地域の連帯感が徐々に希薄になるなど、家庭や地域における児童・青少年の育成力が低下しています。

また、青少年犯罪の増加や犯罪の低年齢化、有害情報の氾濫など児童や青少年を取り巻く環境も大きく様変わりしています。

このため、町ぐるみで児童・青少年の健全育成環境を整備し、子どもたちの自主的な活動を育み、社会参加の機会を拡充し、地域社会の一員としての自覚と責任感を身につけた児童・青少年の育成を図ることが必要です

現況

児童・青少年の推移（各年度4月1日現在）

区分	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度
0～5歳	638人	630人	612人	598人	581人
6～11歳	723人	710人	685人	670人	653人
12～14歳	418人	388人	368人	366人	378人
15～17歳	462人	454人	434人	411人	376人
計	2,241人	2,182人	2,099人	2,045人	1,988人

（資料：住民課調）

施策の内容

（1）児童福祉

①子育て支援体制の拡充

核家族化の進行や生活様式の多様化などで、子育てに悩む若い保護者が増えています。子育てに関する相談対応や子育て中の仲間づくりの支援を行うとともに、放課後児童対策などの子育て支援体制の拡充を図ります。

②ひとり親家庭への支援

関係機関との連携強化による保育所入所や就労支援など、生活全般にわたりひとり親家庭への相談支援体制の充実を図ります。

③子どもの遊び場整備

子どもの遊び場については、各児童公園にある遊具の維持管理を徹底し、老朽化した遊具は、整備や更新を図るなど安全対策を行います。

また、児童数減少地域における児童公園の整理統合についても、継続して見直しを実施します。

④要保護児童対策

保健・福祉・医療・教育・警察などの各関係機関が連携する要保護児童対策地域協議会を中心に、児童虐待などによる要保護児童の早期発見や適切な保護に努め、児童・家族への支援対策を推進します。

⑤子ども・子育て支援事業計画の策定

次世代育成支援対策推進法に基づき、平成22年に策定した「小鹿野町次世代育成支援後期行動計画」の見直しを行い、新たな子ども・子育て支援法に基づく「小鹿野町子ども・子育て支援事業計画」を策定し、次代を担う子どもが健やかに生まれ、健全に育つ環境の整備に総合的に取り組みます。

(2) 青少年の健全育成**①青少年健全育成団体・機関との連携**

町の青少年相談員協議会をはじめ、青少年健全育成に係る関係機関や団体との連携を強化し、青少年の健全育成のために良好な環境の整備を推進します。

また、それらの関係機関や団体が、より豊かな活動を主体的・創造的に展開できるよう、必要な情報提供や支援に努めます。

②青少年の非行防止対策

社会環境浄化運動の強化と、青少年の非行防止に係る関係機関や団体との連携による地域ぐるみの青少年非行防止活動を推進するとともに、青少年の様々な問題行動を早期に発見し、指導や助言などにより青少年自らの力で学校や社会に適応できるよう、保護者へのアドバイスなど支援に努めます。

③青少年のボランティア活動への参加

青少年期においてボランティア活動を体験することは、豊かで活力ある地域社会の形成に重要な役割を持つとともに、社会貢献意識や自立心、地域の連帯感を培ううえで極めて有意義なことです。そのため、各種ボランティア活動への参加を促進するとともに、必要な支援を実施します。

④家庭教育の向上

乳幼児健診や学校行事など、多くの保護者が集まる機会を活用し、子どもの発達段階（妊娠期・乳幼児期・学童期・思春期）に応じた家庭教育に関する学習機会を提供するなど、家庭教育の支援と学習機会の内容の充実に努めます。



第9節 コミュニティ・ボランティア活動の推進

現況と課題

生活様式の多様化や都市化の進展、また、核家族化や山間部を中心にした人口流出など様々な要因から地域の連帯感が希薄となり、山間地域の良さであった地域社会での助け合いの心である共助の意識が薄れつつあります。更に、少子高齢化により地域における共同作業や伝統行事の継承など、地域維持機能も低下してきています。

また、行政だけでは対応しきれない複雑・困難なニーズも増えてきており、町民、NPO、事業者など地域社会を構成する様々な主体が力を合わせて地域の課題を解決する共助の取組が求められています。

こうした社会環境の中、これからのまちづくりのためには、各地域の特色を生かしたまちづくりがますます重要となることから、コミュニティづくりが重要な課題となります。従来の地域コミュニティを継承・発展させるとともに、地域支え合いの仕組みや、NPO、事業者などの支援などによる共助社会の実現を目指し、活気ある地域づくりを行っていくことが必要です。

施策の内容

(1) コミュニティ活動の推進

①活動組織の育成

全町規模でのコミュニティ活動を支えるためには、地域ごとの組織形成が必要なことから、現在町内に66ある行政区を基盤とした地域に根ざしたコミュニティ組織の形成を図るとともに、町民、NPO、事業者など地域社会を構成する様々な主体が力を合わせ、地域の課題を解決する共助の仕組みづくりを進めます。

また、小規模な行政区については、地域の実情を考慮しつつ、統合を検討します。

②コミュニティ活動の拡充

地域住民の心のふれあいを大切にし、昔ながらの助け合いの習慣を維持・継承させるため、地域の文化・スポーツ活動、環境保全や青少年健全育成、地域福祉など住民の自主的活動を支援します。

③地域活動拠点の整備

地域コミュニティ活動の拠点として、地域の集会所などを有効利用できるよう、老朽化した施設の改修に必要な支援を行います。



(2) ボランティア活動の推進

①人材育成

ボランティア活動を活発化するため、研修会や講座などを通じて新規活動者の発掘や育成を図ります。

②情報の提供

広報紙やホームページなどを通じて、ボランティア活動の状況について広く周知するとともに、随時ボランティアに関する各種の情報を提供します。

③推進体制の整備

ボランティア活動を推進する体制を強化するため、既存組織のネットワーク化や組織間の連携を密にするとともに、情報提供や相談機能の向上を図ります。

また、協働事業の実施などにより社会福祉協議会との連携を強化し、ボランティア活動推進のための体制整備に努めます。



1 住みよい生活環境整備
自然と歴史に囲まれた

2 健康と福祉のまちづくり

3 心豊かな人づくり
ふるさとの明日を担う

4 あふれる産業づくり
地域に根ざした活気

5 計画の推進

第10節 男女共同参画社会の確立

現況と課題

近年、女性が活躍する場は増える一方ですが、いまだに人々の意識や行動、社会の慣習・慣行の中には、性別による偏見や男女の役割に対する固定的な考え方が根強く残り、男女の多様な生き方を阻害していることは否定できません。

こうした中、政策や方針決定の場に女性が少なく、男女のバランスを欠いています。また、子育て期における就業継続や離職後の再就職が困難であるなど、就労の場においても不安定な状況に置かれています。ともに支え合う男女共同参画社会を実現していくためには、男女平等の原点に立ち返り、あらためて一人ひとりが役割分担意識を見つめ直すことが必要です。

施策の内容

(1) 啓発活動

①意識の啓発と学習機会の拡充

昔ながらの男女の役割分担に対する意識の見直しや、女性問題に関する意識の啓発などを推進するため、調査・研究を継続して行うとともに、女性フォーラム、講演会、研修会などを開催することで学習機会の拡充を図ります。

②教育・相談機能の充実

家庭教育に関する指導内容を充実させるとともに、困りごと相談や無料法律相談など家庭生活における様々な問題に対する相談体制を充実させることで、女性の地位向上を目指します。

(2) 参画機会の拡充

①地域活動への参画促進

女性の社会進出環境の改善のため、ボランティア活動をはじめとする様々な地域活動への参加を促進します。

②政策への参画促進

町政に関する各分野における女性の参加を推進し、女性ならではのセンスや女性の側からの意見を町政に反映できるよう体制の整備に努めます。

(3) 支援体制の整備

①保育・就業環境の整備

育児休業の円滑な施行を促進し、学童保育や育児相談体制、保育所や幼稚園機能の拡充を図ることで、女性の就業と子育てしやすい環境を整えます。

②職業能力の開発・向上のための機会創出

加速する情報化社会、目覚しい技術革新、多様化する生活様式に対応できる女性を育成するため、学習機会や情報の提供などを推進します。

③再就職支援

再就職を希望する女性には、ハローワークなどと連携して情報提供や相談機能の充実を図るとともに、再就職に必要な知識・技術の習得のための講座や研修会を開催するなど、支援体制の整備を推進します。

④在宅介護の充実

高齢者介護など家庭における負担の大きい女性が、社会進出しやすくするよう、総合保健福祉計画に基づいた介護支援制度などの推進により、負担軽減を図ります。

⑤休暇制度の普及促進

介護休暇制度や女子再雇用制度の普及により、女性が社会に出て働くことのできる環境の改善を促進します。

1 住みよい生活環境整備
自然と歴史に囲まれた

2 健康と福祉のまちづくり

3 心豊かな人づくり
ふるさとの明日を担う4 あふれる産業づくり
地域に根ざした活気

5 計画の推進

第11節 人権教育の推進

現況と課題

女性、子ども、高齢者、障がい者などに対する虐待やドメスティック・バイオレンス、ストーカーなどの人権侵害事件の発生が頻繁に報道され、最近ではインターネットを利用した他人への誹謗や中傷も問題となっています。

こうしたことから、すべての町民がお互いの人権を尊重しながら共に生きる社会の実現に向けて、人権問題に対する町民の理解と認識を深めていくことが大切です。

施策の内容

(1) 人権教育・啓発活動の推進

配偶者などからの暴力、子どもの人権、高齢者・障がい者、同和問題解決のための人権教育・啓発を、学校や地域社会、職場や家庭など、様々な機会や場所を捉えて教育・啓発活動を行います。

(2) 相談体制の整備充実

人権侵害を受けた側の被害者救済や町民の苦情・相談に適切に対応できるよう、相談体制の整備充実に努めます。



第12節 交流活動の促進

現況と課題

本町は、山間部が多いことから山あい集落が点在し、日常的に町民が集い交流する機会等が少ないのが現状です。町全体の振興を図るためには、各地域の住民が活発に意見交換し、各地域の実情を理解し合い、町民の相互交流や相互理解を深められるような機会を創出していくことが必要ですが、少子高齢化、若者の都市部への転出や移住等も重なり、成果の見える促進に繋がらないのが現状です。

今後は、更に実情を分析し、地域に則した交流活動を様々な角度から企画、アプローチすることが必要です。

施策の内容

(1) 交流活動の促進

①情報の提供

各地域や各団体などで行われている自治活動や文化・スポーツ活動など、各地域・各分野での状況が認知され、相互理解と共通認識のもとで住民相互の交流活動が活性化されるよう、情報の提供や活動内容の発表の機会を増やし、交流活動を促進します。

②交流活動への支援

まちづくりに関する研究活動や文化活動など、住民が主体となった交流活動への支援を行います。

(2) 交流機会の創出

①施設の利活用

小鹿野文化センターや両神ふるさと総合会館、両神振興会館、両神温泉薬師の湯などの公共施設を活用したイベントなどを開催し、交流機会を創出します。



②交流の場づくり

集会所などを活用した各地域におけるサロン事業や健康増進事業の開催など、町民が気軽に参加できる事業を実施し、交流の場や機会の創出を推進します。

(3) 町外交流

①地域間交流

秩父地域が一体となり、定住自立圏構想の推進や交通政策、鉄道の利用促進、観光事業における連携等により地域振興を推進するため、秩父地域の自治体間の交流を促進します。

また、まちづくりに向けて先進的、または独自の取組などを行っている市町村との交流や連携を図り、まちづくりに生かします。

②町出身者との交流

町外に居住する本町の出身者に、外側からの視点で捉えた小鹿野町のまちづくりに関する提言、提案やアドバイスを求めるなど交流を図ります。

③交流拠点づくり

町外や都市の住民、海外からの訪問者などとの交流を活性化させ、意見交換・情報交換などでもできる拠点の整備に努めます。

(4) 国際交流

①国際交流事業

従来から推進してきた国際交流事業を継承し、外国との交流を推進することで、町民の国際感覚の向上を図ります。

②日中友好事業

昭和57年10月に埼玉県と中華人民共和国山西省との間で締結した友好提携に基づく協定により、各種の交流事業が行われてきました。

今後も、山西省と民間交流団体などの民間レベルの交流事業を支援し、埼玉県山西省友好記念館神怡館を拠点とした中国文化の紹介や国際交流事業を促進します。

③外国人との交流

小鹿野の春祭りをはじめとする様々なイベント開催の折には、外国人観光客の姿も見られるようになり、また、本町で暮らす外国人も増えています。

このため、町民の国際理解が深められるよう、在住外国人や外国人観光客との交流機会を増やします。



第 4 章

地域に根ざした 活気あふれる産業づくり

第1節 農業

現況と課題

農業は、従来から本町の重要な産業であるとともに、水源のかん養、自然環境の保全、良好な景観の形成など多面的な機能を果たしています。

ほ場整備などの農地改良が平地部の一部地域で実施されたものの、山間部では傾斜地が多く、農地の大部分が狭小であることから機械化の導入が進まず、経営規模は極めて零細となっています。また、最近では鳥獣被害の増加により生産環境が厳しくなっているほか農業後継者も極めて少ない状況で、農業従事者の高齢化と併せて本町の農業を取り巻く環境はますます厳しさを増しています。

農業を継続・発展させていくためには、農地の集積や有害獣害対策を行い、効率化・省力化を図るとともに、ほ場整備等の生産基盤の整備や機械化の促進、後継者の育成、安定して継続できる生産体制の確立などが課題となります。

また、優良農地の保全やきゅうり、こんにゃく、花卉（かき）などの特産品栽培の後継者の育成、販路の拡大なども求められます。近年、民間資本による農業法人の設立、市民農園や観光農園の人気や需要が高まり、団塊世代を中心とした田舎回帰など、本町の農業を取り巻く環境にも影響を与えるような変化が見られます。今後の農業振興を図るうえで、このような社会現象を有効に活用した対策を講じることも必要です。

現況

農業就業人口と農地の概況

区分	基準年度（平成22年度）
農業就業人口	355 人
田	67 ha
畑	425 ha

（資料：産業観光課調）



施策の内容

(1) 生産基盤の整備

農業の生産性向上のため、機械化や省力化を図り、農道やほ場整備などの土地基盤整備を推進します。

更に、農業用水の安定供給を図るため、用水路の改修を適宜行うなど適正な維持管理に努めるとともに、優良農地を確保するためのかんがい排水路整備を推進します。

(2) 農地の有効利用

①農地の流動化

離農者の増加や就農者の高齢化、後継者不足などで農地の遊休化や荒廃が進行しています。優良農地は基盤整備を実施し、作業の効率化を図るとともに生産性を高め、農業の担い手への農地の集積や流動化を促進します。

②遊休農地の活用

桑園など町内全域にわたって点在している遊休農地については、蜂屋柿、カボスなど特産品への転換や、両神地区を中心に根付いている花卉の普及を推進します。

③自家菜園

消費物価の上昇や食品の安全に関心が高まっている中、将来的には食糧不足も予測されることから、安全で新鮮な野菜の自給や家計の一助にもなる自家菜園の普及を推進します。

(3) 生産体制の整備

①農業後継者の育成・支援

農業の継続・発展と生産体制の強化を図るため、農業後継者を育成・確保するとともに、新規就農者への支援を継続・充実することで、農業の担い手を確保します。

また、米、麦、大豆、ソバ等の生産を行う農業者に対する経営所得安定対策制度を活用した営農支援や、田舎暮らし希望者で農業に興味のある方を対象とした農業指導、営農相談などを行います。

②新規就農者・団体等への支援

近年、企業が農業に参入するなどの新たな取組が始まっていますが、こうした事業への支援、新規就農者や規模拡大を行う農家への支援を行うとともに、既存の生産団体の活動支援や組織の育成強化を図ります。

③有害鳥獣対策

山林や農地の荒廃、在来生物の個体数の増加、外来動物の野生化等により有害鳥獣が山里まで進出し、農業被害が拡大しています。有害鳥獣による被害は、単に農産物への被害にとどまらず、農家が生産意欲をなくし、遊休農地が拡大するなど幅広い影響を及ぼしています。

今後も生態系との調和を図りつつ、有害鳥獣駆除などの対策を強化します。

④高齢者の生きがい対策

高齢者の持つ技術や経験を生かし、高齢者の生きがいにも繋がるような農林産物直売所の充実を図るなど、農業環境の整備を推進します。



(4) 特産品の振興

①特産品の普及・振興

本町のブランド作物であるきゅうりやこんにゃくなどの栽培を更に振興するとともに、特産品として定着してきた蜂屋柿の栽培技術の向上を図り、併せて生産農家の拡大を推進します。

両神地区で生産が盛んな花卉は、栽培・枝折技術の向上により東京の市場で高い評価を受けており、ブランドとしても定着しています。花卉の生産は、作業の負担が少なく高齢者でも取り組めることから、団塊世代の退職者や女性などを対象に講習会を行うなど後継者育成を推進します。

また、蜂屋柿を商品化したあんぼ柿は、更なる品質向上と安定生産を推進し、ブランド化を目指します。

②農産物加工品の販売推進

本町では、ワイン、こんにゃく、しゃくし菜漬、お茶などの農産物加工品が人気を博しています。

また、地大豆を使った豆腐や農家で生産された漬物など、多くの品数が直売所に並ぶようになりました。近年、ユズやカボス、ブルーベリー、桑の実など町内産の果実を使ったジュースやジャム、ゼリー、プリンなどを生産、販売する※6次産業化に取り組む会社も現れていることから、加工業者への支援や販路開拓を図るとともに、地元農産物を使った加工品の地産外商を推進します。



※6次産業……序文9ページ参照

1 住みよい生活環境整備
自然と歴史に囲まれた

2 健康と福祉のまちづくり

3 心豊かな人づくり
ふるさとの明日を担う

4 あふれる産業づくり
地域に根ざした活気

5 計画の推進

③特産品の開拓

山間で霧深い倉尾地区などでは、良質のインゲンが栽培できるなど、急傾斜地や狭小な農地でも特産品産出の可能性を秘めていることから、地勢や気候風土などの特色を生かした農業の振興を図ります。

また、近年の気候温暖化傾向を勘案し、カボスなどの温暖地方作目の普及などについての調査研究を行います。柿については、乾燥果実や柿酢などのほか、新たな加工品としての可能性を秘めていることから、更なる商品開発を進めます。

各農家で生産される農産物は、少量生産でも質の高い特産品に育てていくことを基本として、特産品の開発を図ります。

④販路の開拓・拡大

農産物商品の充実を図るとともに、安定した販路を持っている地元企業などとの連携を強化し、各種イベントによるPRを実施するなど、販路の開拓や拡大を推進し、農家の増収を目指します。

⑤地産地消の推進

生産者や生産履歴などの素性の明らかな農産物を地元で消費するため、PRや直売所の充実などに努めます。

また、地域食材の学校給食での利用推進や観光施設、飲食店等と連携した消費拡大を促進します。

(5) 観光農業の振興

①市民農園の充実

最近では、都会に暮らす人たちの田舎回帰現象が起こるなど、田舎での営農にも関心が高まっています。こうした社会現象を背景に、遊休農地などを有効に使った市民農園の充実を図ります。

②観光農園の充実

秩父地域では、観光イチゴ園や観光ブドウ園などが都会の人たちに人気を博しています。

こうしたことから、企業の農業参入などの動きに連動し、体験型農園や観光農園などの整備を促進するとともに就業機会を増やし、農業所得の増大を目指します。



第2節 林業

現況と課題

本町の林業は、木材価格の長期低迷やシカ等による食害に伴う生産意欲の低下、また、林業従事者の高齢化など厳しい状態が長く続いています。一方で、森林には自然環境の保全、水源のかん養、地球温暖化の緩和など多様な機能の発揮が期待されています。

また、自然の中での暮らしを求めたり、森林組合などの林業分野への若者の就職やアウトドア、里山などへの関心が高まるなど、林業を取り巻く環境は変わりつつあります。更に、秩父地方には多種のカエデが自生していることから、その豊富な資源を利用したメープルシロップの採取・加工による特産品の生産などが始まっており、今後若い世代の雇用の場を創出する機会となる可能性を秘めています。

林業を振興するためには、林道などの基盤整備を進めるとともに、森林資源の循環利用を図り、新たな特産品づくりなど森林の持つ特性を生かした地域産業を発展させることで、林業所得の増大を図ることが必要です。

現況

森林組合員の地域別人数の推移

区分	平成2年度	平成7年度	平成11年度	平成19年度	平成24年度
小鹿野区域	756人	756人	755人	757人	747人
両神区域	372人	373人	370人	358人	351人
町外	46人	48人	50人	100人	17人
計	1,229人	1,232人	1,230人	1,215人	1,115人

(資料：秩父広域森林組合、産業観光課調)

植林・椎茸等の生産状況

区分		平成24年度
植林状況	スギ	5,054.38ha
	ヒノキ	1,640.47ha
	ケヤキ	2.69ha
	アカマツ	106.57ha
	計	6,804.11ha
生産状況	シイタケ(生)	264.8t
	シイタケ(乾)	1.2t
	マイタケ	90.0t
	計	356.0t

(資料：秩父の森林・林業と統計／秩父農林振興センター)

施策の内容

(1) 生産基盤の整備

①森林管理道の整備

尾ノ内から日向大谷に至る「森林基幹道八日見線」及び両神小森鳩の沢から秩父市荒川地区・大滝地区に至る「普通林道御岳線」の整備を促進します。

②町営林道の整備

既設林道については、改良・舗装等の整備を図るとともに利用者の協力等を求め、適切な維持管理に努めます。

また、新規路線開削に当たっては、費用対効果などを十分検討し、自然環境に配慮しながら事業の推進を図ります。



(2) 森林の循環利用と森林の特徴を生かす事業の推進

①森林の循環利用と人材の育成

本町の森林資源は、伐採期を迎えている森林が多いことから、伐採から消費まで秩父地域内での循環利用を図り、公共施設や民間住宅等での木材利用拡大を促進します。未利用間伐材をエネルギー資源として活用し、廃棄物を抑制するという観点からも木質バイオマスとして有効活用できるよう検討します。

また、森林の持続的な整備のため、森林機能の重要性をPRし、林業の魅力アップを図ることで若手林業従事者の育成を推進します。併せて、森林施業の集約化を進め、高性能林業機械による作業システムの確立を図り、若手に働きやすい労働環境を整え、持続できる林業を目指します。

②シカ等の獣害対策の推進

地域住民や森林組合、県と連携したシカやイノシシ等の食害対策や獣害防止に取り組みます。

③新たな森林産業への支援

秩父地域には、国内のカエデ類27種のうち21種が自生しています。この豊富な資源を活用し、樹液を採取・加工したメープルシロップを地域の特産品とするなど、新たな森林産業への支援を行います。

④広葉樹の造林と間伐の推進

自然環境、水源かん養機能の維持や保全を図り、森林を活用したレクリエーション事業などの新たな事業を振興するため、広葉樹の造林と併せて人工林の間伐を推進します。

第3節 商業

現況と課題

本町の商店街は、西秩父地域の日常生活物資を賄う拠点として重要な役割を担ってきましたが、自家用車の増加による日常生活圏の広域化などにより、消費者の流れの多くは国道299号小鹿野バイパスの郊外型店舗や町外の商業施設に移り、商店の後継者不足も相まって店舗数の減少が続いています。商店街の店舗には、郊外型店舗にはない独特の身近さや、地域に密着した高いコミュニケーション能力があり、コミュニティ維持の役割等も果たしています。

このようなことから、経済活力等の中心でもある商店街を活性化していくことが必要です。大型店舗には出来ない小回りのきく商品展開やサービス、本町の個性を生かした独自の商品販売など、個店ならではのメリットを生かし、ピンチをチャンスに変える展開も必要となります。

また、消費者行動の変化などとともに、インターネット販売や通信販売も増加する中で、人口減少や高齢社会への消費者対策も必要となっています。地元消費の大幅な伸びも見込めないことから、観光消費が期待される商品の販売など、新たな分野への進出も望まれます。

一方、山間部では人口規模の小さい集落が散在しているため、日用品や食料品を扱う副業的な商店と飲食店が散在しますが、そうした店舗も減少している状況です。しかし、高齢者が多く交通手段の少ない山間地域にとって、地元の店舗は単なる商品の供給にとどまらず、地域コミュニティにとって重要な存在でもあります。

今後も町全体としての商業発展のため、観光消費の促進や地域内消費をいかに高められるかが大きな課題となっています。

現況

商店数等の概要

区分	基準年度（平成21年度）
商店数	187 店
従業者数	941 人

（資料：産業観光課調）



施策の内容

(1) 商店街の活性化

①駐車場の整備

観光来訪者や買い物客の利便性を向上させるため、市街地商店街の駐車場整備を促進します。

②町の中核機能の維持

本町の中心市街地は、中心部に立地していた食品スーパーが閉店した後、目に見えて賑わいがなくなっています。中心市街地には、商店や旅館、公共公益施設などの都市機能が集積しており、今後も「小鹿野の顔」として都市機能の維持や活力の再生、伝統文化の継承などに努めます。

また、空き店舗対策や駐車場の整備、歴史的街並の整備などの事業を推進するため、国や県の支援が受けられるよう継続的に取り組みます。

③商店街の魅力アップ

市街地の店舗では、後継者不足などの要因により閉店する店が後を絶ちません。閉店した店舗は、住居となることが多く、市街地の沿道に面した場所でも空き地が目立つようになっています。

市街地には、明治から昭和初期にかけての建物も多く残っており、近年、街並が少しずつ脚光を浴びるようになってきました。現在、県道沿いのみが対象になっている「街並修景整備事業補助金」の利用拡大を図るため、事業区域の拡大や補助対象の見直しなどにより、街並の保全が図られるような配慮が必要です。

また、観光交流館と夢鹿蔵の2つの交流拠点を生かし、西秩父商工会や地元商店、関係団体などとの連携を強化し、歩いてみたくなる商店街づくりを目指します。

④「一店一宝」運動

店の歴史が感じられるものや思い出の詰まったものなど、各店舗が思い思いの「お宝」を店頭のウインドウに展示し、お客様に楽しんでもらいながら買い物ができる環境を作るとともに、店や店主の情報を発信するなど、魅力を感じてもらうための「一店一宝」運動を関係者、関係団体に働きかけます。



⑤路地の整備

市街地の路地は、建物とともに貴重な地域の資源であり、個性的なまちづくりには欠かすことのできないものです。こうした歴史的にも貴重な資源の活用とともに、石張りの路地などの歩いてみたくなる路地への改良や植栽の実施等、魅力的な路地の整備を推進します。

(2) 地域商業の活性化

①商工団体の育成と強化

地元密着型の商業サービスの充実を図るため、西秩父商工会との連携強化を推進するとともに、若手経営者の自主的研究活動などを支援し、人材の育成に努めます。

②イベントの開催等

商業の活性化を図るための朝市の開催や、中心商店街の建物、路地などの景観を活用したイベント「路地S.T.」、七夕フェスティバルなどの商店街におけるイベントの継続的開催、また、商工会、商工団体などの活動を支援します。



③特色ある商業

特色ある商業を推進するため、あんぼ柿やしゃくし菜などの6次産業品を活用した商品開発を推進し、宅配サービスによる販路拡大と消費拡大を図ります。

また、商店が減少している山間地域においては、民間と協働した※デマンド型の商売や移動型商店などのシステムを推進し、利便性の向上を図ります。

※デマンド型商売……利用者の注文に応じ希望の品物やサービスを提供するビジネスのことをいいます。



1 住みよい生活環境整備
自然と歴史に囲まれた

2 健康と福祉のまちづくり

3 心豊かな人づくり
ふるさとを担う

4 あふれる産業づくり
地域に根ざした活気

5 計画の推進

第4節 鉱工業

現況と課題

工業統計調査による本町の平成23年の製造品出荷額等は、約245億円で県内63市町村のうち54番目に位置しています。秩父郡市では、秩父市、横瀬町に次いで3番目となっています。工業事業所数は67か所、従業者数は1,695人で町の主要産業となっており、中でも製造部門は工業の中心分野となっています。

しかし、本町の事業所は、従業者数29人以下の下請け零細的なものが多いことから、社会情勢や景気の変動に影響されやす状況です。このため、景気の影響を極力受けずに安定的な経営を図るため、経営体質の強化とともに独創的な事業展開等による魅力的な職場の創出が必要となります。

企業誘致を目的に設定した農村地域工業等導入地区のうち、下小鹿野泉田地区においては、周辺に住宅が散在し道路などの基盤整備が十分でないことから、企業の進出がままならない状況です。また両神薄大平地区については、地域指定してから企業の立地実績もなく今日に至っています。こうしたことから、社会経済情勢の変化などを勘案し、指定区域について再考する必要があります。

鉱業については、両神小森川塩地区で良質な建設骨材が採取できることから、砕石業が盛んに行われています。同地は貴重な就業の場であり、地場産業として定着していることから、周辺の自然環境などに配慮しながら事業の継続を支援していくことが必要です。

現況

工業の概況

基準年度	平成23年度
事業所数	67か所
従業員数	1,695人
製造品出荷額	244億9千430万円

(資料：工業統計調査)

施策の内容

(1) 工業振興

①企業誘致活動

高速インターネット通信サービスについては、一部地域を除いて整備がほぼ終了しましたが、未整備地域を中心にエリア網の充実に努め、企業立地を促進します。

企業誘致に当たっては、土地対策などの課題に取り組むとともに、県や近隣市町村、関係機関との情報交換などに努めるなどの連携を強化します。

また、企業誘致を推進するため、本町への進出や経営改善、設備投資などを旨とする企業活動に対して新たに支援制度を整備しましたが、こうしたことにより、今後も積極的に継続性のある支援を行います。

②農村地域工業等導入地区

泉田地区については、住宅と工場が混在している地域です。一方、大平地区については、地理的な条件などから企業立地が進んでいない状況です。

今後、両地区とも企業立地の可能性と地域の実情を勘案しながら、泉田地区については規模の縮小、大平区域については廃止を検討します。

③経営基盤強化と地場産業

西秩父商工会との連携による経営相談、指導体制の更なる充実に図ります。併せて、中小企業の振興のため、融資の斡旋や利子補給などで経営基盤強化に向けた支援を推進します。

また、地場産業を育成していくために、近年取り組んでいる6次産業の促進などによる農林産物や木材加工品などの商品開発を振興し、独創的で魅力ある産業の創出を図ります。

(2) 鉱業振興

①地元鉱業の維持

川塩地区の硬質砂岩採取については、自然環境の保護や交通安全対策などを図り、地域との調和を保ちつつ地場産業として安定的に継続できるよう支援します。



第5節 観光

現況と課題

本町は、秩父多摩甲斐国立公園、県立西秩父自然公園、県立両神自然公園、県自然環境保全地域などに指定された豊かな自然環境を有しているとともに、札所をはじめとする神社・仏閣や伝統行事など歴史的観光資源にも恵まれています。

特に自然環境では、日本百名山の「両神山」、日本の滝百選の「丸神の滝」、森林浴の森日本百選の「四阿屋山」や日本の地質百選の「ようばけ」など全国に誇れる美しい自然と、平成の名水百選に選ばれた「毘沙門水」に代表される湧水が多いのも特色です。

本町では、「観る観光」とともに「体験する観光」の充実を図るため、観光イベントづくりを進めるとともに、国民宿舎両神荘やふれあいセンター薬師の湯などの温泉を活用した施設整備と併せ、埼玉県山西省友好記念館の神怡館、おがの化石館、尾ノ内渓谷、四季の道などの拠点づくりを行ってきました。

本町には、年間約25万人の観光客が訪れていますが、近年の首都圏住民の自然志向の高まりや登山ブーム、*ジオパーク効果などにより、観光客の増加が期待されます。中でも、「ようばけ」や「犬木の不整合」などジオツーリズムを楽しめる魅力的な場所が数多くあり、これらの地質遺産を観光資源として活用し、近隣市町村とも連携を図ることで、秩父地域が一体となった相乗効果が期待されます。

こうしたことから、本町の現状を精査するとともに、新たな観光資源を掘り起こしていくことも必要です。

*ジオパーク……序文9ページ参照

指 標

観光入り込み客数の指標

区 分	基準年度（平成24年度）	目標年度（平成30年度）
客 数	25万1千人	30万人

（資料：産業観光課調）



施策の内容

(1) 観光資源の活用

① 小鹿野歌舞伎・祭り

近年、本町は「歌舞伎の町」として全国的に有名になりつつありますが、観光資源として歌舞伎がどのように活用できるのか、その可能性について更に調査・検討を進めます。

また、歌舞伎を題材とした観光グッズや土産品などの開発を推進し、小鹿野春祭りをはじめとする町内各地の祭りや郷土芸能祭などとの相乗効果による観光消費の拡大を図ります。



② 山と花

日本百名山である両神山は、豊かな自然環境に恵まれ、従来から多くの登山客に親しまれています。自然保護と登山道の整備を進め、登山客の安全に努めるとともに本町の観光の目玉として活用し、観光収入の増大に努めます。

ロッククライミングの名所となった二子山、国民休養地にもなっている四阿屋山など、優れた自然環境は貴重な観光資源であり、安全対策やごみ処理対策なども強化し、景観保全に取り組みます。

両神堂上のセツブンソウ園は、日本一の面積を誇る自生地として多くの観光客が訪れる場所となっています。両神地区には、このほかにもフクジュソウ、ハナショウブの園地のほか、日蔭地区には「小鹿野町両神山麓花の郷」が整備され、数多くのダリアが植栽されています。

これらの花の園地は、近年山野草愛好者に人気の観光スポットとなっており、更なる観光客の増加が図られるよう、施策の企画立案に努めます。



③ 滝と清流

丸神の滝、油滝をはじめとした個性ある名瀑や尾ノ内渓谷などについては、滝めぐりや沢遊びなどを楽しむことができる特色ある観光資源として、活用施策を推進します。

尾ノ内渓谷においては、地元住民が人工の氷柱を作成し、観光客の集客で成果を上げています。この観光客を他の施設への集客にも繋げられるよう、施策の企画立案に努めます。

また、河川環境については、清流の保全に向け、町民や観光客に対する啓発等に努めます。

④食と観光

毘沙門水などの湧水や両神地区を中心に広がる花の園地、また、今や地元の名物となったわらじカツ丼などをネットワーク化し、回遊できる観光を目指すことにより、本町の観光魅力アップを図ります。



⑤日帰り温泉

日帰り温泉施設は、登山客やトレッキング客にも人気が高いことから、特色ある観光地づくりのため、観光資源として更に有効活用を図ります。

⑥ジオツーリズム

本町には、「ようばけ」や「犬木の不整合」などジオパーク秩父の中でも魅力的な場所があります。

また、おがの化石館には、パレオパラドキシアの骨格標本模型が展示してあります。

これらの地質遺産が観光の対象として発展していくよう、施策の企画立案に努めます。



⑦宮沢賢治と小鹿野

宮沢賢治は、大正5年に地質研修で本町を訪れ、旧本陣寿旅館（現在の観光交流館）に宿泊したことが明らかになりました。

こうした史実や宮沢賢治に関連する多数の石碑群等を観光資源として活用できるよう、施策の企画立案に努めます。

(2) 観光拠点の整備と充実

①観光ライン強化

観光施設のスタンプラリーなど、町内に点在する観光拠点や観光ゾーンを線で結んだ施設間の連携強化を目指します。

また、民間の宿泊施設などとのネットワークを強化し、情報交換などを活発化することにより、サービスの充実に努めます。



②道の駅の整備

道の駅は集客力があり、地域の魅力のアピールには絶好の場所になるとともに、観光事業の重要な拠点として活用することができます。

今後予想される仮称：国道140号秩父小鹿野バイパスの本町への延伸に合わせ、道の駅の整備を推進します。

(3) 観光体制の強化

①観光団体の育成

本町の観光振興を図るための調査研究などを進め、町の魅力アップと情報発信などを積極的に推進することを目的に、若い人を中心とした観光推進団体の組織や育成を図ります。

②観光案内の充実

観光案内所や観光交流館、また、公営・民営の観光関連施設などを活用し、観光案内や情報発信の充実に努めます。



③観光宣伝事業の推進

インターネットの普及などにより、観光宣伝手法は大きく変わってきています。本町の情報発信と観光魅力アップのため、新しい時代に即応した手法を取り入れ、観光宣伝事業の充実に努めます。

また、町外で開催されるイベント等に積極的に参加し、本町の観光PRを行います。

(4) 魅力ある観光の推進

①イベントの創出

本町の観光資源には、四季折々にその魅力を変化させる山や川、渓谷や清流、花といった自然資源と、名所旧跡をはじめとした歴史的財産である人文資源があります。

今後、これらを題材に創意工夫したイベントを創出することで、町の観光の魅力アップを図ります。

②体験型観光の推進

本町には、町営や民営の宿泊施設が多数あります。これらの施設とそば打ちや豆腐づくり体験などができる観光施設との連携を図りながら、新たな観光パッケの創出に努めます。

③郷土料理の伝承

本町には、祭事などの際に作られる地域の伝統料理や、独自の保存食などが継承されています。これらの掘り起こしにより、ふるさとの味を後世に伝えるとともに、小鹿野オリジナルの食事メニューの開発や商品化を図るなど、観光消費の拡大に努めます。

④商品開発

本町には、商品開発のための多くの題材が溢れています。小鹿野歌舞伎や祭り、花や名水などにちなんだ商品開発に取り組むとともに、インターネットなどを活用したビジネスへの展開を図ります。特に、環境省による平成の名水百選に認定された毘沙門水は、この称号を活用した新たな商品への展開を促進します。



また、観光商品の開発には、色々な人から広くアイデアを募集するなど、観光魅力アップに繋がる商品開発を進めます。

第6節 健康・福祉事業

現況と課題

平成22年の国勢調査における本町の65歳以上の高齢化率は、29.4%と高い数値を示しています。

平成20年3月に埼玉県が発表した資料によると、本町は75歳以上の高齢者の一人当たりの医療費が最も少なく、全国平均と比較すると27万円も低くなっていることから、約30年前から始めた保健師等による栄養や運動、健康づくり等に関するきめ細かな指導や、地域包括ケアシステムによる効果があったものと考えられます。本町の65歳以上の高齢化率が県内トップクラスであることから、元気な高齢者が多いということを示しています。

県では、こうした本町の取組をモデルケースに、今後急速に訪れる超高齢化社会への対策として、平成20年度から埼玉を日本一の健康長寿県にしようとする「健康長寿埼玉プロジェクト」に取り組んでいます。

このような状況や本町の特徴を考慮し、健康・福祉事業に関しては、すでに民間で事業が展開されている分野もあることから、更に積極的な事業参画による雇用機会の拡大などに繋げていくことが必要です。

現況

健康・福祉関連施設数

区 分	平成25年度
養護老人ホーム	1か所
特別養護老人ホーム	2か所
指定居宅サービス事業所	8か所
居宅介護支援事業所	4か所
地域密着型事業所	3か所
障がい者施設	2か所

(資料：保健福祉課調)

施策の内容

(1) 雇用の場の創出

①健康・福祉関連企業の進出支援

福祉関連企業や介護サービス関連企業をはじめ、医療器具メーカー、介護機器製造メーカーなどの進出を支援し、地元雇用の場の確保に努めます。

第7節 就業環境

現況と課題

本町を取り巻く就業環境は、長期の景気停滞と山間地特有の問題があり、厳しい状況が続いています。特に交通アクセスの問題や企業立地環境の整備の遅れなどで、企業の流出がある一方、企業誘致が思うように進まないという状況が就業環境や雇用の機会を厳しいものとしています。

しかし、本町の通勤可能圏域では、国道140号バイパスの整備や、秩父みどりが丘工業団地の企業立地が進められ、就業機会の創出や拡大も図られています。

こうしたことから、若年層の地元定着や定住促進のための対策を講じ、就業環境の整備を促進することが重要です。併せて、企業や研究施設、教育施設などを積極的に誘致することも必要です。

施策の内容

(1) 就業環境の充実

①多様な就業機会の創出

新規学卒者の流出を抑止するとともに人材確保などを図るため、本町を中心とした周辺地域への専門技術の習得などができる教育施設や、企業の研究機関などの誘致に努めます。

②情報提供の充実

地元出身者や「ターン・Jターン希望者、田舎暮らし希望者などには、きめ細かい就職情報の提供などを行い、就業支援を強化し、定住促進に努めます。

③定住支援

若年層や田舎暮らし希望者などが地元での就業がしやすくなるよう、公営住宅の整備や子育て支援対策、空き家対策などと連携した環境整備に努めます。



1 住みよい生活環境整備
自然と歴史に囲まれた

2 健康と福祉のまちづくり

3 心豊かな人づくり
ふるさとを担う

4 あふれる産業づくり
地域に根ざした活気

5 計画の推進

第8節 消費者保護対策

現況と課題

高度情報化社会の進展に伴い、個人情報流出等から情報を巧みに利用した犯罪が増加しています。都市部や地方に関わらず犯罪に巻き込まれる恐れがあり、本町のような山間地でも決して油断のできない世の中となりました。

通信販売による勧誘や、インターネットを巧みに利用した食品の偽装表示、新卒の詐欺などの犯罪も多種多様になっています。

また、高齢者を狙った悪質な訪問販売や振り込め詐欺などの被害も後を絶ちません。被害に遭わないためには、消費者自らが適正に状況判断できる能力を養い、情報選択ができるようにすることが重要です。

こうした犯罪被害を未然に防ぎ、安全に豊かな暮らしができるよう、消費者に対する必要な情報の提供や相談支援体制の充実が必要です。

施策の内容

(1) 消費者保護対策の推進

①情報提供

消費者被害を未然に防止するとともに、被害の拡大を防ぐため、広報紙などを通じて情報提供をきめ細かく行います。

②相談、指導、苦情処理体制

警察や金融機関、商工会、県消費生活センターなどとの連携を強化し、講習会の開催や相談体制、苦情処理体制の充実を図ります。

③消費者意識教育の推進、消費者意識の啓発

幼児期から高齢期までを通じて、それぞれの時期に応じ、学校、地域、職場などにおいて消費者教育を一体的に推進します。

悪質な訪問販売や不当請求、振り込め詐欺などに対しては、消費者が的確に対応することができるよう、広報紙等による消費生活情報の提供を行い、消費者意識の啓発を図ります。

また、民生委員・児童委員協議会と連携し、単身高齢者や要援護者世帯の個別訪問などによる啓発活動を推進します。

第 5 章

計画の推進

第1節 住民参加によるまちづくり

現況と課題

まちづくりの主人公は町民自身であり、町民と行政が手を携えて進めていくことが大切です。しかし、近年の生活様式や価値観の多様化、社会構造の変革などから、住民同士の連帯感が薄れつつあることや、社会参加意識が低下してきていることなどで、住民参加による地域づくりやまちづくりが必ずしも十分とはいえません。

後期基本計画の策定においては、住民参加による策定を基本姿勢とし、無作為抽出した1,500人の町民によるアンケート調査を平成25年7月から8月にかけて実施するとともに、アンケート結果の公表及び計画素案に関するパブリックコメントの募集など、まちづくりに向けて町民の意向の把握等に努めました。

また、近年インターネットの双方向性を活用することで、積極的な行政情報の公開や住民参加を促進する「オープンガバメント」の取組が進んでいます。国の「新たな情報通信技術戦略」においては、行政情報の公開や提供、政策決定への参加等を政府として推進していくこととし、データを公開することを通じてオープンガバメントを推進する「オープンデータ」が重要であるとされています。

今後も住民参加によるまちづくりを推進するために、広聴・広報活動を更に充実させるとともに情報公開を推進し、町民と行政の信頼関係を一層深めていくことが必要です。

また、町民が学習できる機会や、参加しやすい環境などを整備していくことが大切です。

施策の内容

(1) 情報公開の推進・個人情報の保護

① 広報活動の充実

町政の状況や町民の意向など、まちづくりに関する情報収集と情報提供を積極的に行うとともに、オープンガバメント、オープンデータの推進を検討します。

また、情報公開制度の適正な運用に努めます。

② 広報紙・ホームページの充実

広報紙や町のホームページ等による情報発信については、できるだけ見やすく・分かりやすく・親しみやすい構成とすることに努めます。

また、フェイスブックやツイッターなどSNSを活用した新たな情報提供手段についても検討します。

③ 個人情報の保護・情報セキュリティ対策の充実

住民の個人情報は、電子化・データベース化されていることが多いため、情報が漏洩した場合、多大な被害が発生することが懸念されます。

個人情報の保護のため、個人情報保護制度を的確に運用し、情報システムのセキュリティ対策の充実を図ります。

また、安定的な運用のための体制や設備の整備を推進します。

(2) 町民参画の促進

①ふるさと意識の高揚

町民の自治意識の高揚と文化性の高い豊かな地域社会の実現に向けて、コミュニティ・ボランティア活動や文化活動などに顕著な個人や団体などに対し、その活動と実績を顕彰できるよう検討します。

②意向調査の充実

町の様々な計画を策定する際には、町民意向調査を実施のうえ意向等を十分把握し、計画に反映するよう努めます。

③町政懇談会の開催

町民と町長が直接町政について語り合い、その際に提案いただく意見や提言を町政執行の参考とし、また反映させていくため、町政懇談会を開催します。

④まちづくり活動の育成・支援

斬新なアイデアや奇抜な発想を持ち、地域づくりやまちづくりについて積極的なNPO法人などの団体には、補助制度に関する情報等の提供や町との協働活動の実施、資金援助などを行い活動を支援します。

⑤ふるさとイベントの開催

町民が主体となり、また、町民が一体となって創意工夫をこらしたふるさとイベントの開催を促進することで町民のふるさと意識を助長し、まちづくりへの町民の参加気運を高めます。

⑥町民参加方式の検討

新規に発生する行政課題や計画の策定等に対しては、様々な角度からの検討や、意見・提言等をまちづくりに生かすことができるよう、町民各層からの幅広い参画を図ります。

⑦政策会議等への参画促進

委員会や懇談会などに幅広い層からの参加を求めるとともに、特に女性や青年層の参画を図ります。



第2節 行財政改革

現況と課題

高齢化や高度情報化、グローバル化の進展、生活様式の多様化などにより、行政需要は複雑かつ多様化し、行財政運営は年々厳しさを増しています。

本町の財政状況は、合併後に財政健全化に積極的に取り組んだことから、年々好転してきているものの依然として厳しい状況にあり、また、合併後10年経過をもって合併算定替による地方交付税が段階的に減額されることから、更に厳しい財政運営になっていくと考えられます。

本町では、「簡素、効率的で信頼される行政システム」を確立し、維持していくことを改革の目的とし、行財政改革の指針となる行政改革大綱を制定しました。大綱の実施計画である集中改革プランにおいて、住民との協働によるまちづくり、持続可能な行財政基盤の確立、住民の信頼に応える職員の育成を中心とした行財政改革を推進しています。

今後も、行政改革大綱の理念と集中改革プランを基本とし、よりきめ細かいサービスで住民福祉の増進を図り、最少の経費で最大の効果を上げることができるよう、限りある財源を「選択と集中により効率的で質の高い行政サービスの提供」に努めていかななくてはなりません。

施策の内容

町職員数の推移（各年4月1日現在）

区 分	平成20年	平成21年	平成22年	平成23年	平成24年
一 般 職 員	124人	114人	112人	112人	119人
教 育 公 務 員	40人	39人	38人	39人	37人
公 営 企 業	110人	108人	106人	108人	104人
職員1人当たり住民数	52人	54人	54人	53人	51人

(資料：総務課調)

主要財政指標等

区 分	平成20年	平成21年	平成22年	平成23年	平成24年
*財政力指数(3か年平均)	0.43	0.42	0.39	0.37	0.35
*経常収支比率(%)	81.3	81.2	80.0	80.1	79.7
*実質公債費比率(%)	15.6	15.0	14.1	13.5	12.4
*将来負担比率(%)	107.6	87.8	63.0	53.9	41.0
人 件 費(千円)	1,363,872	1,319,183	1,241,943	1,287,215	1,281,997
基金残高(千円)	1,530,512	1,695,057	2,009,298	2,158,317	2,361,164
地方債残高(千円)	6,990,806	6,737,407	6,627,048	6,664,356	6,495,219

(資料：総合政策課調)

※財政力指数……標準的にかかる経費に対する自主的な収入割合で、指数が高いほど財源に余裕があることとなります。

※経常収支比率……基本構想31ページ参照

※実質公債費比率……基本構想31ページ参照

※将来負担比率……基本構想31ページ参照

施策の内容

(1) 効率的な行政機構の改革

①計画行政の推進

総合振興計画の実現に向けて、部門別における計画や個別計画との相互調整を図りながら、総合的な計画行政を推進します。

また、計画の実効性確保のため、住民参加型の行政評価の導入など、進行管理を適正に行うための体制づくりを目指します。

②総合調整機能の強化

各課、各部門の範囲を超えた重要事項や行政課題等について、総合的な調整や事務事業等の円滑な遂行のため、総合調整機能の強化に努めます。

③連携体制の整備

年々複雑かつ多様化する住民ニーズに応えるため、迅速・柔軟な行政サービスの提供に弊害となっていた縦割型行政の短所を極力なくし、総合的・一体的に業務を遂行し、住民福祉の向上が図られるよう、課所間の連携体制を強化します。

④人事管理の充実

多様化する行政需要に迅速かつ的確に対応するため、長期的な職員採用計画を策定するとともに、人事管理機能を強化することで職員の意識改革と資質の向上に努め、職員の能力と適正に応じた適正配置を行います。

また、職員の意識改革や資質向上を図るため、研修の充実に努めます。

⑤職員提案制度の推進

職員一人ひとりの士気高揚に努め、意識改革を助長することで効率的・効果的な行政運営に生かすため、職員提案制度の充実に努めます。

⑥行政改革大綱と集中改革プランの推進

行政改革の指針となる行政改革大綱と、その実施計画となる集中改革プランを着実に実行します。

「住民との協働によるまちづくり」、「持続可能な行財政基盤の確立」及び「住民の信頼に応える職員の育成」を3つの柱とし、更なる事務事業の合理化や定員管理、財政の健全化に努め、行政運営の効率化を推進します。

⑦公共施設の※アセットマネジメントの推進

限られた財源のもとで公共施設の効果的な活用を図るため、施設の老朽化や使用状況等を一元的に調査し、必要に応じて修繕や耐震化を行うとともに、施設の統廃合や余剰施設の有効活用を推進します。

※アセットマネジメント……一般的には、資産(アセット)を管理・運用(マネジメント)するという意味で、施設を資産としてとらえ、損傷や劣化等を将来にわたって予測することにより、効果的・効率的な維持管理を行うことで、安全性の確保や計画的な維持管理・更新、効率的な予算執行などを目的とするものです。

(2) 窓口業務の改善

①事務改善・改良

窓口における事務処理の迅速化と正確性の向上に努めるとともに、住民サービス向上を図るため、更なる事務のOA化やコンピューターシステムの見直しなどを行います。

埼玉県町村会で推進している県内18町村での情報システムの共同化に参加し、町村間の連携によるサービスの向上を図ります。

また、高齢者等にやさしい窓口環境づくりと、誰にでも分かりやすい手続システムなどについて適宜検討と改良を加えます。

②窓口雰囲気づくり

役場の庁舎に「入りづらい」などの意見も聞かれますが、窓口の雰囲気や職員による応対等については、日々改善に努めています。

庁舎の構造的な問題はありますが、今後も窓口業務に関する研修などで更なる職員の資質向上を図るとともに、「入りやすい役場」として窓口などの良好な雰囲気づくりを進めます。

(3) 自主財源確保と財政運営の合理化

①自主財源の確保

歳入の根幹を成す町税の確保は、町政運営において極めて重要であるため、現在のコンビニ収納に加え、クレジットカードによる決済や※ペイジーによる納付を検討するなど、多種の納付手段による利便性の向上を図り、収納率の向上に努めます。

また、納税コールセンターの開設、徴収専門員の配置、県の収納アドバイザーの活用など関係機関との連携により、一層の収納率向上を図ります。

使用料・手数料は、利用者である受益者負担の原則と住民負担の公平性を確保しつつ、未納者に対しては適正な措置をとるなど、料金の納入向上に努めます。

※ペイジー……公共料金等各種料金などの支払いをパソコンや携帯電話、ATMから支払うことができるサービスをいいます。

1 住みよい生活環境整備
自然と歴史に囲まれた

2 健康と福祉のまちづくり

3 心豊かな人づくり
ふるさとの明日を担う

4 あふれる産業づくり
地域に根ざした活気

5 計画の推進

②効率的な財政運営

町の事業を実施する際は、迅速かつ的確に情報収集を行い、国や県の補助制度を最大限活用し、町負担の軽減に努めます。

また、事業の推進に関し「選択と集中」を基本理念とし、経費の節減、合理化に努めるとともに事業の内容を十分精査し、必要性や優先度、投資効果等から財源配分を行います。

(4) 民間活力の活用

行政サービスの向上と経費の節減、行政の効率化を図るため、効果が見込まれるものについては民間活力を導入し、行政との役割分担を明確にしたうえで積極的に協働を推進し、民間活力の活用を図ります。

第3節 広域行政の推進

現況と課題

本町は、公共交通手段が少ないことから、通勤、通学、通院、買い物やレジャーなどの移動手段は自家用車が中心となっています。最近では、生活様式や価値観の多様化などといった社会情勢の変化を背景に普段の行動範囲も町域を越え、日常生活における需要も秩父地域にとどまらず広域化しています。

現在、ごみ処理、火葬業務、消防救急や介護保険業務など、単独の自治体では処理等が困難な業務や、広域的な処理・対応が効率的な9つの事業において、秩父地域一体で設置する「秩父広域市町村圏組合」で共同処理を実施しています。

また、秩父地域の福祉向上と地域振興を図るため、平成21年度に秩父地域1市4町で「ちちぶ定住自立圏」を形成しました。ちちぶ定住自立圏では、圏域全体の活性化を図り、圏域内外の人の秩父地域への居留意識を高めてもらうため、10分野・20項目の政策に取り組んでいます。

今後、地域主権が更に進み、基礎自治体として各市町村の責任範囲が拡大していく中で、広域化と多様化が進む行政需要に対応しながら住民サービスの向上を推進するため、秩父広域市町村圏組合の充実を図り、秩父地域の連携を一層密にした広域行政を推進していく必要があります。

施策の内容

(1) 広域行政の推進

① 広域行政の推進

現在、秩父広域市町村圏組合で行っている業務以外についても、効率化が図れるものは、組合業務として共同処理するよう積極的に働きかけます。

また、「ちちぶ定住自立圏形成構想」、「ちちぶ定住自立圏共生ビジョン」に基づき、圏域を構成する1市4町間が連携した事業を推進します。

消防や救急、ごみ処理業務などの事業については、関係機関などと協議しながら体制の拡充と効率的な運営に努めます。

② 近隣自治体との連携強化

広域化、多様化する行政需要や住民ニーズに対応するため、秩父地域はもとより近隣の自治体との連携体制の強化に努めます。

③ 県内自治体との連携強化

埼玉県町村会で推進している情報システム共同化を核に、災害時における自治体間相互支援や窓口サービスの共通化などの住民サービスの向上、また、災害時における相互補完体制の整備、非常事態における業務継続体制の確保に努めます。

第4節 国・県との連携

現況と課題

地域住民自らが地域における課題等について選択・決定し、実情に合った施策の実施を目指す地方分権改革がスタートしてから20年余りが経過します。最近では、地域主権改革の推進により、地域行政を自主的かつ総合的に実施することで、住民福祉向上を図ることを目的とした市町村への権限移譲が進められています。

地域主権改革では、国と地方が相互補完性の原則に基づいた「パートナーシップの関係」にあることを踏まえ、適切な役割分担により様々な課題に対応できるよう転換が図られています。一方、この改革の実現には、国と地方の関係の見直し、国の持つ権限及び財源の一体的な移譲も必要となります。

また、地方分権は、住民福祉の向上とともに行政事務の迅速化や効率化、財源の確保と経費の削減などを図り、国・県との連携をより強めながら、地域の実情に合うよう適正かつ円滑に進められなければなりません。個性豊かで特色のあるまちづくりを進めるとともに、幅広くきめ細かい行政運営のため、国と地方との連携強化や新たな関係の構築も重要です。

今後も、まちづくりを推進していくうえで、広域的な課題への対応、専門的知識や技術の提供、情報の収集、人材の派遣、指導や相談、財源の確保など国・県の理解、支援が不可欠となります。

施策の内容

(1) 国・県との連携強化

①連携強化のための町の役割

本町のまちづくりに関して指導や助言、支援を得るため、情報の提供や収集など積極的な交流を図ります。

また、国や県の政策形成の場への積極的参画を図るとともに、専門的な分野での指導や助言、支援など、国・県の持つ機能を円滑かつ効果的に活用するため、人材派遣や交流を推進します。

②国・県への要望

財政状況の厳しい中であって、国・県道の整備、国庫・県費補助金の増額及び補助率の引き上げ、国の重点事業の補助採択や地方財源の確保などを強く要望していきます。

資料編



小鹿総政第 299 号
平成25年11月19日

小鹿野町総合振興計画審議会
会長 黒澤 司 満 様

小鹿野町長 福 島 弘 文

第1次小鹿野町総合振興計画(案)について(諮問)

小鹿野町総合振興計画審議会条例第1条の規定に基づき、下記の件について貴審議会の意見を求めます。

記

- 1 第1次小鹿野町総合振興計画後期基本計画(案)

平成26年3月14日

小鹿野町長 福 島 弘 文 様

小鹿野町総合振興計画審議会
会長 黒澤 司 満

第1次小鹿野町総合振興計画後期基本計画について(答申)

平成25年11月19日付け、小鹿総政第299号で諮問のあった第1次小鹿野町総合振興計画後期基本計画(案)について、本審議会として慎重に審議を行った結果、別紙のとおり答申いたします。

答 申 書

人口減少や少子高齢化の進行、高度情報化や国際化の進展等の社会経済情勢の急激な変化に加え、大地震や集中豪雨等による災害に対する防災対策など多くの課題がある中、小鹿野町では、厳しい財政事情のもとで、地域の実情に配慮しながら、まちづくりが進められてきました。

総合振興計画は、このような近年の状況下において、本町に暮らす一人ひとりが安心して豊かに暮らすことができるための最上位の計画として、的確に諸施策が立案され、着実に遂行していくことができるよう、その方向を指し示すことが重要です。

本審議会においては、第1次小鹿野町総合振興計画後期基本計画(案)について慎重に審議を行った結果、基本構想に基づいた前期基本計画の理念を引き継ぎ、現状や課題、施策など今後のまちづくりの指針が示されているものとして、その内容について委員全員が概ね妥当であると判断いたします。

なお、次の意見、要望について配慮され、計画の着実な実行と実現に向け尽力されることを望みます。

■意見、要望

- 1 住民生活の向上や産業振興、また、災害時等におけるライフライン確保対策としても重要なことから、本町と秩父市を結ぶ長尾根トンネルの早期着工及び県道小鹿野影森停車場線の改良促進を望みます。
- 2 安全・安心のまちづくりのため、直接人命に関わる施策である防災や減災をはじめとした災害時等における危機管理体制の整備推進について、更なる充実を望みます。
- 3 日常生活や災害時等における防災対策上も重要なことから、携帯電話の通信品質不良地域の解消や通信速度の向上、地上波デジタルテレビの難視聴地域の解消、また、防災行政無線のデジタル化などの早急な整備推進を望みます。
- 4 本町は、地域包括ケアシステム実践の先進自治体として、高齢者の医療費が県内で最も安く、また、そうした点が評価され、県の健康長寿事業のモデル自治体として選定されました。今後、人口減少が著しい集落への支援や要援護者対策、介護・疾病予防における水際対策として有効と思われる若年期からの生活習慣病予防や早期の認知症対策等の推進により、これからも本町が地域包括ケアの先進地であり続けるため、更なる充実と進化を望みます。
- 5 国保町立小鹿野中央病院について、本町及び秩父地域の医療機関との一層の連携強化や医師をはじめ医療スタッフの確保に努めるなど、町民の命と健康を守る医療サービス提供体制の維持と充実を望みます。
- 6 幼稚園、中学校の統合をはじめ、児童・生徒や保護者に十分配慮した教育環境の整備と教育内容の充実にも努めるとともに、教育施設整備グランドデザインの計画的推進と、今後も県立小鹿野高等学校を維持していくため、町と同校との連携・協力の推進を望みます。
- 7 子育て支援対策や住環境整備、バスを中心とした公共交通機関の改善・充実、買い物支援対策など、子育て世帯から高齢者世帯まで安心して住むことのできるまちづくり施策の充実を望みます。
- 8 遊休農地や放置山林の増加を抑制するとともに、6次産業製品の開発促進や就業環境の改善など、農林・鉱工業に対する振興施策の継続した推進を望みます。
- 9 観光資源の更なる有効活用や新たな資源の掘り起し、また、秩父地域の連携強化による観光振興施策を積極的に展開することにより、一層の地域活性化を望みます。
- 10 本町はもとより、秩父地域全体の活性化と住民福祉向上を図るため、効果的な広域連携行政の推進と、今後も健全な行財政運営を継続されることを望みます。

第1次小鹿野町総合振興計画後期基本計画 策定経過

年 月 日	事 項	主な検討内容等	
平成25年	6月21日 ～6月27日	作業部会員による住民意識調査の内容検討	住民意識調査（住民アンケート）の内容の検討
	7月1日	総合振興計画策定委員会（第1回）	策定スケジュール・住民意識調査について
	7月10日 ～9月6日	住民意識調査の実施	無作為抽出1,500人に郵送
	7月12日	総合振興計画審議会（第1回）	策定スケジュール・住民意識調査について
	8月2日	策定委員会作業部会（第1回）	作業スケジュール・後期基本計画素案について
	8月29日	策定委員会作業部会（第2回）	後期基本計画素案・住民意識調査の集計結果について
	10月21日 ～25日	各課所事務ヒアリングの実施	後期基本計画素案の検討
	10月31日	総合振興計画策定委員会（第2回）	後期基本計画素案について
	11月1日 ～12月27日	住民意識調査集計結果の公表	庁舎及びホームページにて公表
	11月19日	総合振興計画審議会（第2回）	後期基本計画素案・住民意識調査結果・策定スケジュールについて
	11月19日	町長から総合振興計画審議会に諮問	
	12月2日 ～1月6日	パブリックコメントの実施	後期基本計画案に対する意見の募集
	平成26年	2月3日	総合振興計画策定委員会（第3回）
3月6日		総合振興計画審議会（第3回）	後期基本計画案・答申案について
3月14日		総合振興計画審議会から町長に答申	

小鹿野町総合振興計画審議会委員名簿

	区 分	氏 名	備 考
1	農業に関し知識経験を有する者	黒 澤 司 満	会長
2		黒 田 秀 夫	
3	商工業に関し知識経験を有する者	増 田 英 雄	
4		高 橋 稔	
5	社会福祉に関し知識経験を有する者	黒 田 豊 二	
6		強 矢 益 江	
7	保健及び医療に関し知識経験を有する者	本 間 信	
8		横 田 泰 子	
9	教育及び文化一般に関し知識経験を有する者	渡 部 弘 正	
10		朝比奈 玲 子	
11	町長が必要と認める者	坂 本 好 司	
12		渡 部 幸 夫	会長代理
13		大 簀 徹	
14		新 井 昇	

小鹿野町総合振興計画策定委員会委員名簿

役名	職名	氏名	備考
1	委員長	副町長 新井 竹男	
2	委員	教育長 中 紀雄	
3	委員	総務課長 黒澤耕太郎	
4	委員	総合政策課長 近藤 良一	事務局兼務
5	委員	税務課長 加藤八十夫	
6	委員	住民課長 黒澤 博文	
7	委員	会計課長 横田 岩雄	
8	委員	衛生課長 高橋 良雄	
9	委員	保健福祉課所長兼課長 笠原 敏彦	
10	委員	両神庁舎管理課長 大久保勝利	
11	委員	産業観光課長 竹内 清宏	
12	委員	建設課長 豊田 均	
13	委員	議会事務局長 出浦喜代治	
14	委員	水道課長 浅見 紀雄	
15	委員	教育委員会事務局長兼学校教育課長 浅香 章	
16	委員	社会教育課長 山本 正実	
17	委員	中央公民館長 守屋 恒男	
18	委員	図書館長兼両神公民館長 黒沢 成利	
19	委員	小鹿野中央病院事務長 常木 修一	
20	委員	小鹿野中央病院医事管理課長 茂木 経夫	

事務局	総合政策課長	近藤 良一	
	総合政策課副課長	浅見 良雄	
	総合政策課主幹	分須亮太郎	
	総合政策課主事	岩本 直樹	